

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	平成23年7月8日提出
【計算期間】	第1特定期間（自 平成23年1月31日 至 平成23年4月8日）
【ファンド名】	アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（ユーロコース） アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（ブラジルリアルコース） アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（資源国通貨コース） アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（円コース）
【発行者名】	アムンディ・ジャパン株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役 クリスチャン・ロメイヤー
【本店の所在の場所】	東京都千代田区内幸町一丁目2番2号
【事務連絡者氏名】	横田 陽子
【連絡場所】	東京都千代田区内幸町一丁目2番2号
【電話番号】	03-3593-5928
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

高水準のインカムゲインの確保と中長期的な投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

ファンドの基本的性格

ファンドは追加型投信 / 海外 / 債券に属します。

商品分類については社団法人投資信託協会「商品分類に関する指針」に基づき分類し、ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。ファンドの仕組みについては後述の「(3) ファンドの仕組み」をご参照ください。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立区分	補足分類
単位型投信	国内	株式	M M F	インデックス型
		債券		
	海外	不動産投信	M R F	特殊型
追加型投信		その他資産()		
		資産複合		
	内外		E T F	

(注) ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

なお、ファンドが該当する各分類（表の網掛け部分）の定義は以下のとおりとなっております。

追加型投信	一度設定されたファンドであっても、その後追加設定が行われ従来の投資信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
海外	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
債券	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ	対象インデックス	特殊型
株式 一般 大型株 中小型株	年 1 回	グローバル				
	年 2 回	日本			日経225	ブル・ベア型
債券 一般	年 4 回	北米	ファミリー	< 円コース > あり		
公債		欧州	ファンド	(フルヘッジ)		条件付運用型
社債 その他債券 クレジット属性 ()	年 6 回 (隔月)	アジア オセアニア			TOPIX	
不動産投信	年 1 2 回 (毎月)	中南米		< 円コース以外 >		ロ ン グ ・ ショート型 / 絶 対収益追求型
その他資産 (投資信託証券 (債券 社債 (低格付債))) *	日々	アフリカ 中 近 東 (中 東)	ファンド・オ ブ・ファンズ	なし	その他 ()	その他 ()
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型	その他 ()	エマージング				

(注) ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

なお、ファンドが該当する各分類（表の網掛け部分）の定義は以下のとおりとなっています。

その他資産（投資信託証券 （債券 社債（低格付債）））	目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が、実質的に債券のうち社債（低格付債）に投資することを目的とする投資信託を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
年 1 2 回（毎月）	目論見書または投資信託約款において、年12回（毎月）決算する旨の記載があるものをいいます。
欧州	目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

ファンド・オブ・ファンズ	「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
為替ヘッジあり (フルヘッジ)	目論見書または投資信託約款において、為替のフルヘッジを行う旨の記載があるものをいいます。
為替ヘッジなし	目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

* 各ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用されます。このため組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（債券 社債（低格付債）））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（債券））とが異なります。

商品分類表および属性区分表に記載された当該ファンドにかかる定義（上記網掛け部分）以外の定義については、社団法人投資信託協会のホームページ（<http://www.toushin.or.jp/>）をご参照ください。

信託金の限度額

各ファンドの信託金の限度額は、各5,000億円です。

ただし、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

ファンドの特色

1. 各ファンドは、欧州のハイイールド債（高利回り債／投機的格付債）を実質的な主要投資対象とします。

- 各ファンドは、欧州のハイイールド債を主要投資対象とする円建の外国籍投資信託「ストラクチュラ-欧州ハイ・イールド・ボンド」と、円建の国内籍投資信託「C A マネープールファンド（適格機関投資家専用）」を投資対象とするファンド・オブ・ファンズ方式で運用します。

投資信託のことをファンドといい、ファンド・オブ・ファンズとは投資信託に投資する投資信託のことをいいます。投資先の投資信託から株式や債券などへ投資します。

- 欧州のハイイールド債の運用は、アムンディが行います。

* 各ファンドの「ストラクチュラ-欧州ハイ・イールド・ボンド」への投資比率は、原則として90%以上とすることを基本とします。

資源国通貨とは…

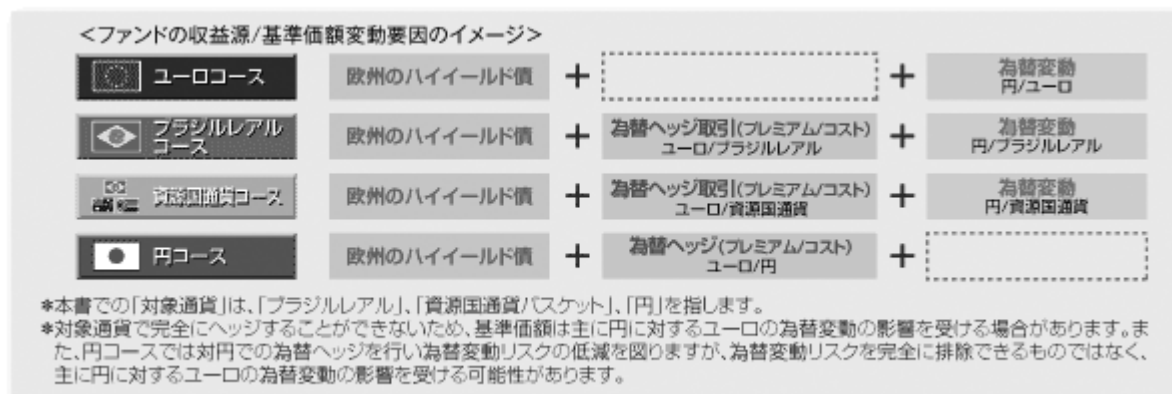
原則として、代表的な資源国であるブラジル、オーストラリアおよび南アフリカの3か国の通貨（ブラジルレアル、豪ドルおよび南アフリカランド）をいいます。また、原則として、これらの通貨を均等に配分したものを、以下「資源国通貨バスケット」といいます。



2. 「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド」は、投資する外国籍投資信託における為替ヘッジ取引が異なる4つのコースから構成されています。

- ユーロコースでは為替ヘッジを行いません。
- ブラジルレアルコース、資源国通貨コースでは金利差から生じる為替ヘッジ取引プレミアムの獲得を目的として為替ヘッジ取引を行います。

- 円コースでは為替変動リスクの低減を目的として、為替ヘッジを行います。



３．各ファンドは、毎決算時（原則として毎月8日、休業日の場合は翌営業日とします）に、原則として収益分配方針に基づき収益分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます）等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準および市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。
- 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき元本部分と同一の運用を行います。

各ファンドにおける基準価額の上昇／下落要因（一般的なイメージ図）※1									
基準価額の上昇要因				各ファンド	基準価額の下落要因				
ハイイールド債		為替ヘッジ取引※2			ハイイールド債		為替ヘッジ取引※2		
利回り	発行体の信用格付				利回り	発行体の信用格付			
低下 (価格上昇)	上昇	-	円安／ユーロ高	ユーロコース	上昇 (価格下落)	低下	-	円高／ユーロ安	
		ユーロ短期金利 < ブラジルレアル短期金利	円安／ブラジルレアル高	ブラジルレアルコース			ユーロ短期金利 > ブラジルレアル短期金利	円高／ブラジルレアル安	
		ユーロ短期金利 < 資源国通貨の短期金利	円安／資源国通貨高	資源国通貨コース			ユーロ短期金利 > 資源国通貨の短期金利	円高／資源国通貨安	
		ユーロ短期金利 < 円短期金利	(影響なし)※3	円コース			ユーロ短期金利 > 円短期金利	(影響なし)※3	

※1 上記は主な基準価額の変動(上昇／下落)要因にかかる一般的なイメージ図であり、これらに限定されるものではなく、また各ファンドの将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

※2 当イメージ図は、投資時点における金利差が投資成果に与える影響について説明したものであり、金利差の変動による投資時点以後の基準価額の変動を意味するものではありません。

※3 円コースでは対円での為替ヘッジを行い為替変動リスクの低減を図りますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではなく、主に円に対するユーロの為替変動の影響を受ける可能性があります。

資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

追加的記載事項

収益(リターン)の源泉となる3つのポイント

ポイント 1 欧州のハイイールド債に投資

欧州のハイイールド債を実質的な主要投資対象とすることで、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な投資信託財産の成長を目指します。

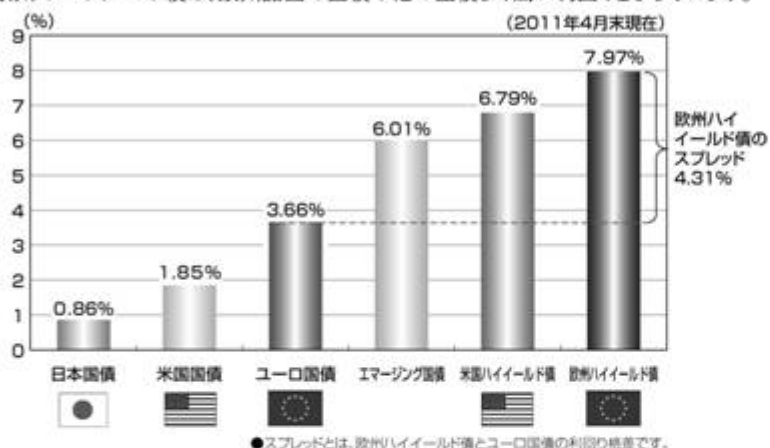
ハイイールド債(高利回り債/投機的格付債)とは…

債券等の格付機関(スタンダード&プアーズ社、ムーディーズ社など)によって格付けされる債券の信用度でBB格以下に格付けされている債券をいいます。投資適格債と比較して信用リスク*が高い反面、利回りが高い特徴があります。

*発行体の財務内容の悪化等により、債券の元金や利金等の支払が滞ったり、支払われなくなるリスクをいいます。

各債券の利回り比較

欧州のハイイールド債は、欧州諸国の国債や他の国債より高い利回りとなっています。



● 基準価額の変動要因 (一般的なイメージ図)

	ハイイールド債の利回り	発行体の信用格付
基準価額上昇要因	低下	上昇
基準価額下落要因	上昇	低下

*ハイイールド債は格付が低いため信用リスクが高くなります。

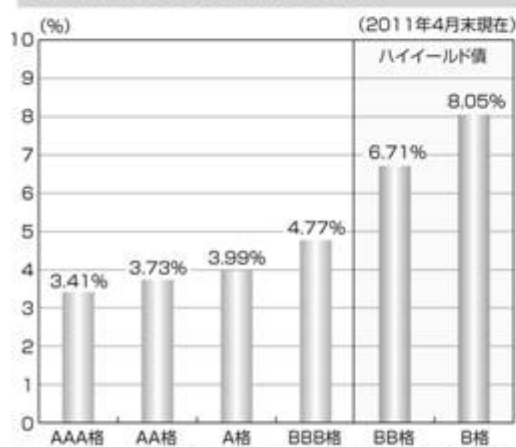
(出所) メリルリンチ、JPモルガン、シティグループのデータに基づき、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。

欧州ハイイールド債: BofAML・ヨーロッパ・カレンシー・ハイイールド・コンストレインド・インデックス、米国ハイイールド債: BofAML・USハイイールド・マスター・II・コンストレインド・インデックス、エマージング国債: JPモルガン・EMBI・グローバル・バレー・パフォーマンス・インデックス、ユーロ国債: シティグループ・ユーロ国債・インデックス、米国国債: シティグループ・米国国債・インデックス、日本国債: シティグループ・日本国債・インデックスの各利回り。

欧州の社債 格付別利回り

格付とは…

債券の発行体の信用力や元金金の支払能力の安全性などを総合的に分析してランク付けしたものです。



(出所) プルームバークのデータに基づき、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。

AAA格～BBB格: BofAML・EMUコーポレート・インデックス、BB格～B格: BofAML・ヨーロッパ・カレンシー・ハイイールド・インデックスを使用。

上記は過去のデータやイメージであり、将来を示唆あるいは保証するものではありません。また、各ファンドの運用実績ではありません。各ファンドの将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

債券の格付と利回り・信用リスクの関係

(2011年4月末現在)

信用リスク	利回り	スタンダード&プアーズ社		ムーディーズ社	
		格付	投資適格債 (BBB格以上)	格付	投資適格債 (BBB格以上)
↑	↑	AAA	+	Aaa	1
		AA	-	Aa	2
		A	+	A	3
		BBB	-	Baa	1
		BB	+	Ba	2
		B	-	B	3
		CCC	+	Caa	1
		CC	-	Ca	2
		C	-	C	3
↓	↓				

各ファンドの主な投資対象

(出所) スタンダード&プアーズ社、ムーディーズ社のホームページの情報に基づき、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。スタンダード&プアーズ社のD格は省略。

追加的記載事項

追加的記載事項では、資源国通貨バスケットを「資源国通貨」という場合があります。

ポイント2 為替ヘッジ取引について

各コースにより、為替ヘッジ取引が異なります。

ブラジルレアルコースおよび資源国通貨コースでは、ユーロ売り／対象通貨買いの為替ヘッジ取引を行います。

円コースでは、為替ヘッジによりユーロ建資産の為替変動リスクの低減を図ります。

また、ユーロコースでは為替ヘッジを行いません。

ユーロより金利が高い通貨で為替ヘッジ取引を行う場合は、為替ヘッジ取引プレミアムが期待できます。

反対に、金利が低い通貨で為替ヘッジ取引を行う場合は、為替ヘッジ取引コストが生じます。

為替ヘッジ取引プレミアム(コスト)

為替ヘッジ取引プレミアム(コスト)は、およそ対象通貨の短期金利からユーロの短期金利を引いた値になります。



*金利が低い通貨で為替ヘッジ取引を行う場合は、為替ヘッジ取引コストが生じますので、基準価額の下落要因となります。

(出所)ブルームバーグのデータに基づき、アムンディ・ジャパン株式会社作成。

*小数点以下、四捨五入の関係で各対象通貨の短期金利と、為替ヘッジ取引プレミアム/コストとユーロの短期金利合計が一致しない場合があります。

各通貨の短期金利 ユーロ3ヵ月LIBOR(ロンドン・インターバンク・オファード・レート)、ブラジルレアル3ヵ月CD(譲渡性預金証書)レート、豪ドル3ヵ月LIBOR、南アフリカランド3ヵ月ナネスブルグ・インターバンク・アグリド・レート3ヵ月、円3ヵ月LIBORより算出。・上記金利は、先物為替レート等を概算する際の目安として参照する金利であり、実際に為替ヘッジ取引を行う先物為替等の市場値から逆算される金利とは異なる場合があります。したがって上記の2通貨間の金利差から計算される為替ヘッジ取引プレミアム(コスト)相当が、実際のファンドで行われる為替ヘッジ取引プレミアム(コスト)と同一になるとは限りません。・将来の為替ヘッジ取引プレミアム(コスト)の数値を保証するものではありません。・ブラジルレアルについては、実際の為替ヘッジ取引はNDF取引等によって行いますので、当該NDF取引等により逆算されるブラジルレアル金利と上記金利は異なります。

●基準価額の変動要因(一般的なイメージ図)

	ユーロ短期金利と対象通貨の短期金利の関係
基準価額上昇要因	ユーロ短期金利 < 対象通貨短期金利 為替ヘッジ取引プレミアムの獲得
基準価額下落要因	ユーロ短期金利 > 対象通貨短期金利 為替ヘッジ取引コストの発生

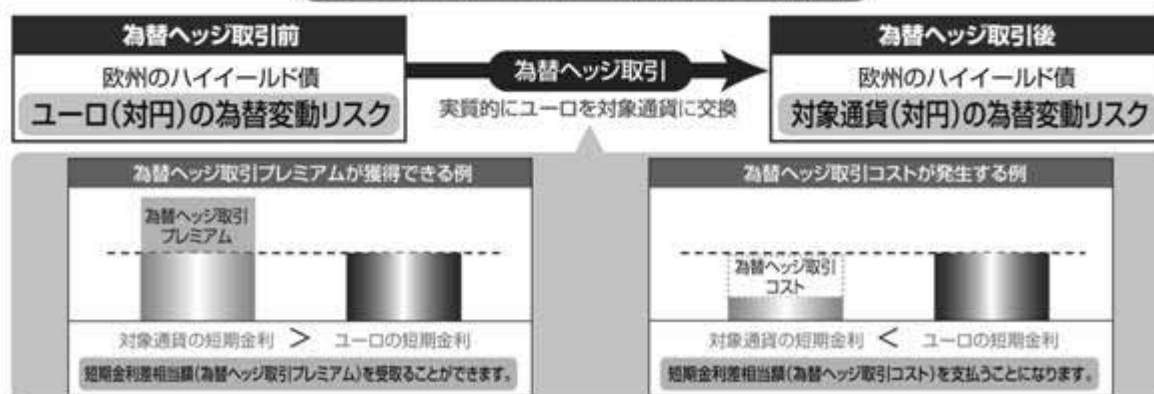
*当イメージ図は、投資時点における金利差が投資成果に与える影響について説明したものであり、金利差の変動による投資時点以後の基準価額の変動を意味するものではありません。

為替ヘッジ取引とは、主に為替予約取引等を利用して、実質的な投資対象である通貨を換える手段です。

ブラジルレアルコースおよび資源国通貨コースでは、ユーロ売り／対象通貨買いの為替ヘッジ取引を行います。

為替ヘッジ取引を行うことにより、ブラジルレアルコースおよび資源国通貨コースの基準価額は円に対する対象通貨の為替変動の影響を受けます。

なお、「円コース」以外はユーロまたは対象通貨に対する円での為替ヘッジは行いませんのでご注意ください。

為替ヘッジ取引のイメージ(各ファンドの場合)

為替ヘッジ取引を完全に行うことができるとは限らないため、対象通貨間の金利差を十分に享受することができない可能性があります。

上記は過去のデータやイメージであり、将来を示唆あるいは保証するものではありません。また、各ファンドの運用実績ではありません。各ファンドの将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

追加的記載事項

ポイント3 為替差益も期待

為替差益も収益源の一つとなります。ユーロおよび対象通貨(円コースを除く)が対円で上昇(円安)した場合、為替差益を得ることができます。反対に、ユーロおよび対象通貨(円コースを除く)が対円で下落(円高)した場合、為替差損が発生します。

為替レート(対円)の推移



留意事項

- ・当資料における「為替ヘッジ取引プレミアム(コスト)」の値は試算であり、実際の為替ヘッジ取引プレミアム(コスト)の値とは異なります。ブラジルレアルについては、実際の為替ヘッジ取引はNDF取引等によって行いますので、当該NDF取引等により逆算されるブラジルレアル金利と当資料記載の金利は異なります。
- ・また、ユーロの金利が対象通貨の金利より高い場合や投資環境等の変化によっては、為替ヘッジ取引によるコストが発生する場合があります。
- ・ユーロコース以外ではユーロに対して対象通貨で為替ヘッジ取引を行いますが、実際の運用にあたっては常に100%為替ヘッジ取引を行えるとは限りません。100%為替ヘッジ取引を行えなかった場合、100%為替ヘッジ取引を実施した場合と比べて、為替ヘッジ取引プレミアムを十分に得ることができなったり、基準価額が主に円に対するユーロの為替レートの変動の影響を受ける可能性があります。
- ・ユーロコースでは為替ヘッジを行わないため、円に対するユーロの為替変動の影響を受けます。
- ・各グラフの利回りは市場の利回りであり、各ファンドの分配金の水準を示唆あるいは保証するものではありません。また、実際の運用の利回りとは異なります。

上記は過去のデータやイメージであり、将来を示唆あるいは保証するものではありません。また、各ファンドの運用実績ではありません。各ファンドの将来の運用成果を示唆あるいは保証するものではありません。

追加的記載事項

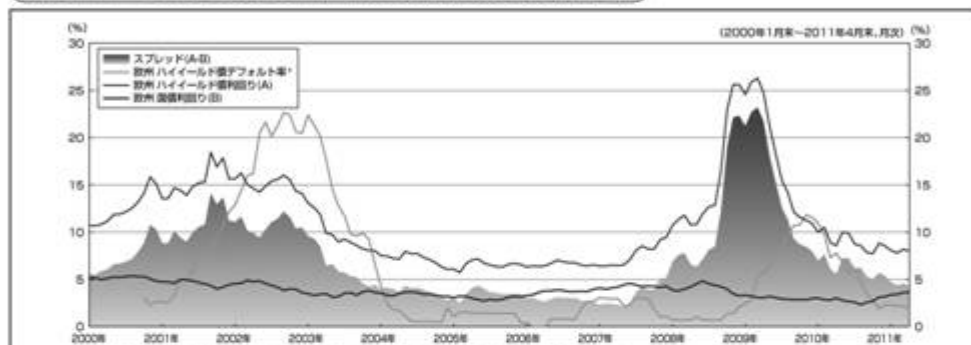
－欧州ハイイールド債市場の概況－

2008年の金融危機以降、欧州のハイイールド債市場のスプレッドは急拡大、デフォルト率は急上昇し厳しい環境にありました。しかし、世界的な景気対策等により、欧州の景気回復とともに企業業績も改善し、スプレッドは縮小、デフォルト率は低下してきています（2011年4月末現在）。

なお、一般にハイイールド債発行企業の信用リスクが低くなるとスプレッドは縮小し、信用リスクが高くなるとスプレッドは拡大します。

※下記グラフは欧州のハイイールド債の過去のスプレッドおよびデフォルト率の推移であり、将来のスプレッドおよびデフォルト率の変動を示唆するものではありません。

欧州ハイイールド債 スプレッド(国債との比較)およびデフォルト率



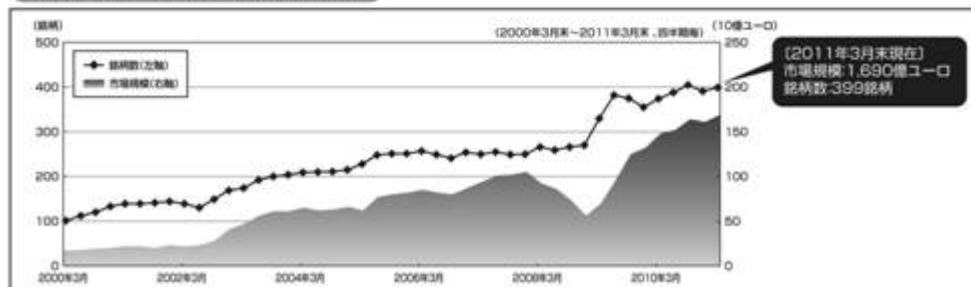
(出所) プルムバーク、シティグループ等のデータに基づき、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。
欧州ハイイールド債 BofAML ユーロ・ロビンソン・カレンシーハイイールド・インデックス、欧州国債シティグループユーロ国債インデックスを使用。

※欧州ハイイールド債デフォルト率は2000年10月からのデータとなっております。

用語解説とポイント

- スプレッド「広がり」「狭い」を意味します。上記グラフは国債とハイイールド債の流通利回りの差を表しています。金融資産全般に市場環境が悪く、リスク資産に対する選好が弱い場合には、国債に資金が向かい、格付の低いハイイールド債は敬遠される傾向（ハイイールド債の利回りの上昇、あるいは国債の利回りの低下）となり、スプレッドが拡大します。市場環境が回復し、投資家のリスク選好度が増してくると、ハイイールド債等のリスク資産が相対的に選好される傾向（ハイイールド債の利回りの低下、あるいは国債の利回りの上昇）となり、スプレッドが縮小します。金利が低下した場合には債券価格は上昇し、金利が上昇した場合には債券価格は下落します。
- デフォルト率＝債券の元金（利息および償還金）の支払ができなくなる銘柄の市場に占める割合のことです。デフォルト率の上昇は企業の資金繰りが悪化、デフォルト率の低下は企業の資金繰りが改善していることを表しています。

欧州ハイイールド債 市場規模の推移



(出所) プルムバークのデータに基づき、アムンディ・ジャパン株式会社が作成。
欧州ハイイールド債 2007年11月まではBofAML ユーロ・ロビンソン・カレンシーハイイールド・インデックス、2007年12月以降はBofAML ユーロ・ロビンソン・カレンシー・フィクスト・フロー・インデックスハイイールド・インデックスを使用。

上記は過去のデータやイメージであり、ファンドの将来の運用成果等を示唆・保証するものではありません。上記内容は作成時点のものであり、今後予告なく変更されることがあります。当社が信頼性が高いとみなす情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。

■ファンド名称について

正式名称のほかに、略称等で記載する場合があります。

正式名称	略称
アムンディ・欧州ハイイールド債券ファンド(ユーロコース)	ユーロコース
アムンディ・欧州ハイイールド債券ファンド(ブラジルリアルコース)	ブラジルリアルコース
アムンディ・欧州ハイイールド債券ファンド(資源国通貨コース)	資源国通貨コース
アムンディ・欧州ハイイールド債券ファンド(円コース)	円コース

以上を総称して「アムンディ・欧州ハイイールド債券ファンド」または「各ファンド」という場合、あるいは個別に「ファンド」という場合があります。

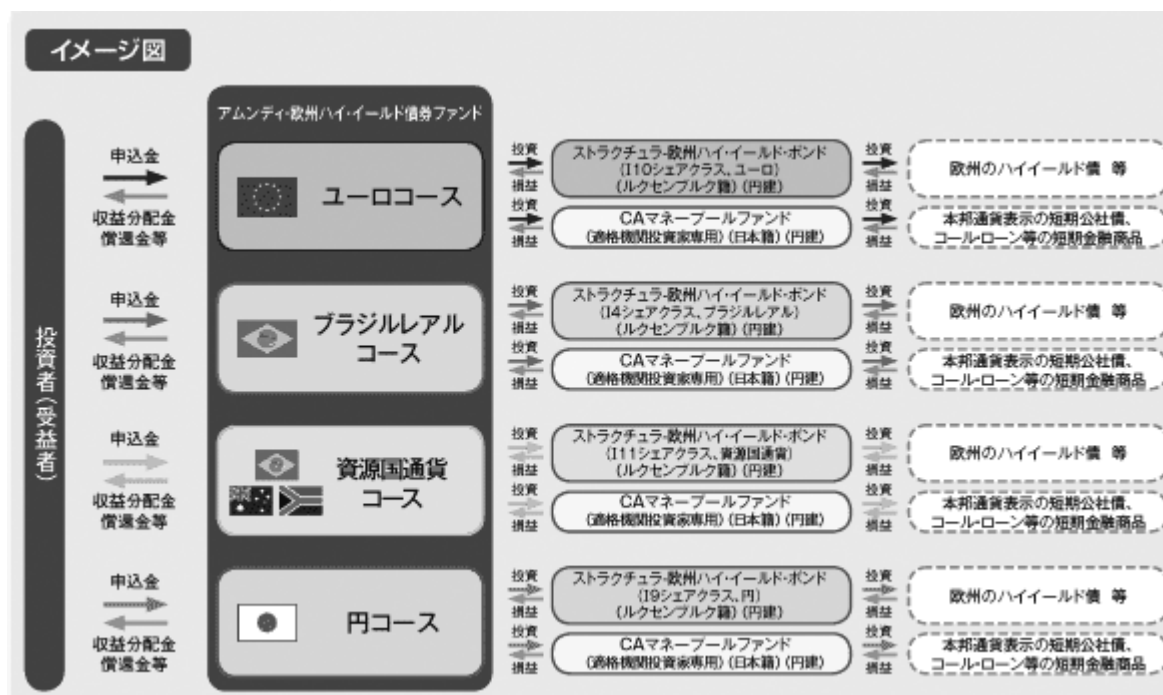
資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

(2)【ファンドの沿革】

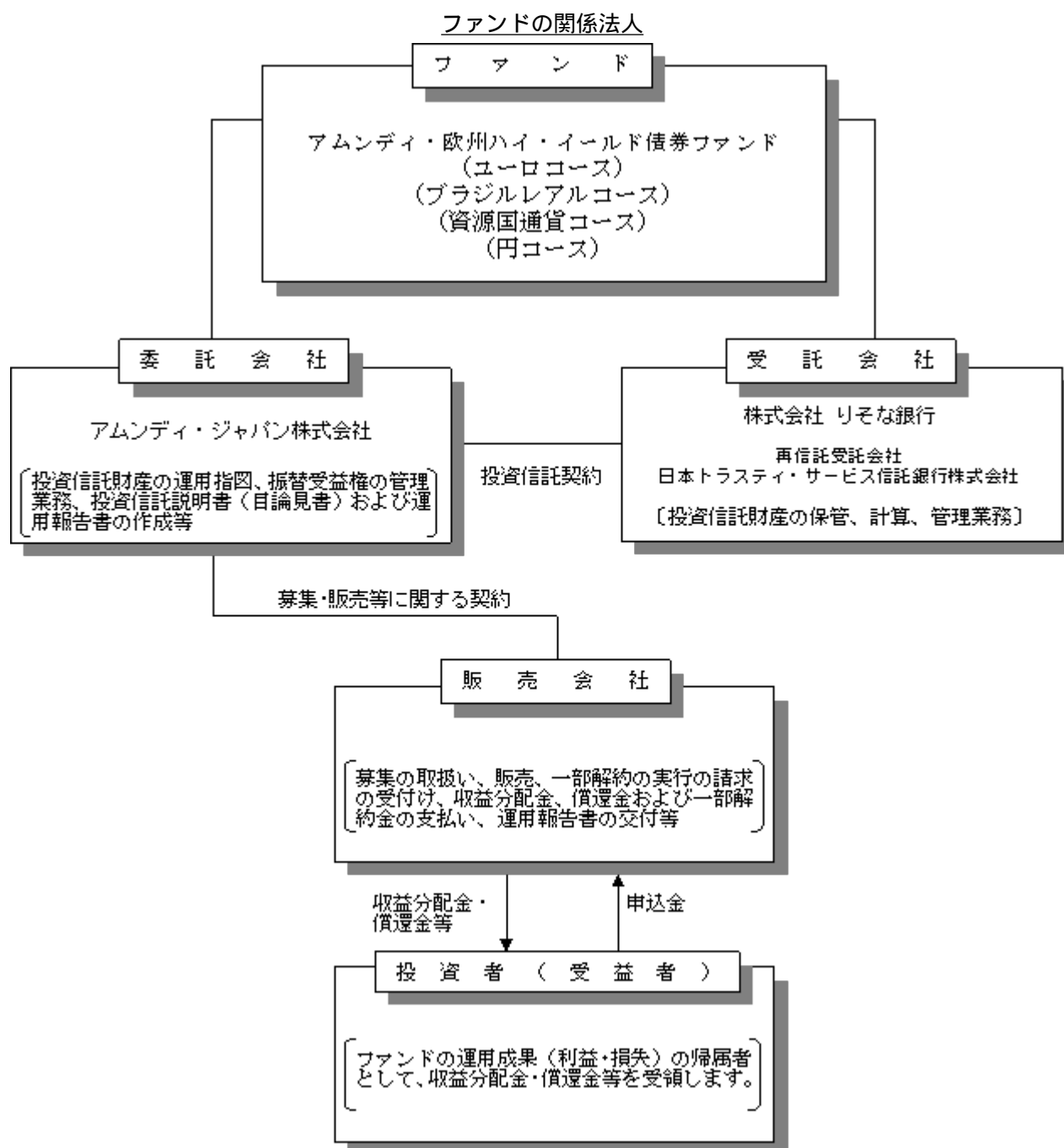
平成23年1月31日 ファンドの投資信託契約締結、ファンドの設定・運用開始

(3)【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組みは、以下の通りです。



ファンドの関係法人および関係業務は、以下の通りです。



各契約の概要

各契約の種類	契約の概要
募集・販売等に関する契約	委託会社と販売会社の間で締結する、募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付け、収益分配金、償還金および一部解約金の支払い等に関する契約
投資信託契約 (証券投資信託にかかる投資信託契約 (投資信託約款))	委託会社と受託会社の間で締結する、当該証券投資信託の設定から償還にいたるまでの運営にかかる取り決め事項に関する契約

委託会社の概況

名称等	アムンディ・ジャパン株式会社（金融商品取引業者 登録番号 関東財務局長（金商）第350号）			
資本金の額	12億円			
会社の沿革	昭和46年11月22日 山一投資カウンセリング株式会社設立 昭和55年 1月 4日 山一投資カウンセリング株式会社から山一投資顧問株式会社へ社名変更 平成10年 1月28日 ソシエテ ジェネラル投資顧問株式会社（現アムンディ・ジャパンホールディング株式会社）が主要株主となる 平成10年 4月 1日 山一投資顧問株式会社からエスジー山一アセットマネジメント株式会社へ社名変更 平成10年11月30日 証券投資信託委託会社の免許取得 平成16年 8月 1日 リそなアセットマネジメント株式会社と合併し、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社へ社名変更 平成19年 9月30日 金融商品取引法の施行に伴い同法の規定に基づく金融商品取引業者の登録を行う 平成22年 7月 1日 クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社と合併し、アムンディ・ジャパン株式会社へ社名変更			
大株主の状況	名 称	住 所	所有株式数	比率
	アムンディ・ジャパンホールディング株式会社	東京都千代田区内幸町一丁目2番2号	2,400,000株	100%

（本書作成日現在）

《アムンディ概要》

アムンディは、運用資産規模で6,895億ユーロ（約74兆円、1ユーロ＝107.90円で換算、2010年12月末現在）を超え、欧州第3位、世界ではトップ・テン に入るグローバルプレーヤーの運用会社です。世界30カ国以上の主要な投資地域の中心に拠点を持ち、すべてのアセットクラスや主要通貨を網羅する広範囲な運用商品を提供しています。

アムンディは、世界中の1億人以上の個人投資家のお客様のニーズに応えるべく、貯蓄・投資手段の提供に力を注いでいます。また、機関投資家のお客様については、個別の要望やリスク許容度に応じた、革新的で良好なパフォーマンスを生み出すような商品を開発、提供しています。

インベストメント・ペンション・ヨーロッパによるトップ400社調査（2010年6月版（数値は2009年12月末現在））

2【投資方針】

(1)【投資方針】

運用方針

この投資信託は、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

投資態度

<ユーロコース>

(イ) 主として欧州のハイイールド債を主要投資対象とするユーロの為替リスクのある円建（本邦通貨表示）の投資信託証券を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

(ロ) 投資信託証券への投資にあたっては、原則として、別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）に投資を行うことを基本とします。なお、指定投資信託証券は見直されることがあり、この際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外

れる場合や、新たな投資信託証券が指定投資信託証券として指定される場合があります。

（ハ）欧州のハイイールド債を主要投資対象とする投資信託証券への投資比率は、原則として投資信託財産の純資産総額の90%以上とすることを基本とします。

（ニ）組入対象投資信託証券は、委託会社の判断により、変更されることがあります。

（ホ）資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

< ブラジルリアルコース >

（イ）主として欧州のハイイールド債を主要投資対象とするユーロの為替リスクをブラジルリアルの為替リスクに変換した円建（本邦通貨表示）の投資信託証券を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

（ロ）投資信託証券への投資にあたっては、原則として、別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）に投資を行うことを基本とします。なお、指定投資信託証券は見直されることがあり、この際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れる場合や、新たな投資信託証券が指定投資信託証券として指定される場合があります。

（ハ）欧州のハイイールド債を主要投資対象とする投資信託証券への投資比率は、原則として投資信託財産の純資産総額の90%以上とすることを基本とします。

（ニ）組入対象投資信託証券は、委託会社の判断により、変更されることがあります。

（ホ）資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

< 資源国通貨コース >

（イ）主として欧州のハイイールド債を主要投資対象とするユーロの為替リスクを資源国通貨（原則としてブラジルリアル、豪ドルおよび南アフリカランドをいいます。また、原則としてこれらの通貨を均等に配分したものを通貨バスケットといいます。）の為替リスクに変換した円建（本邦通貨表示）の投資信託証券を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

（ロ）投資信託証券への投資にあたっては、原則として、別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）に投資を行うことを基本とします。なお、指定投資信託証券は見直されることがあり、この際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れる場合や、新たな投資信託証券が指定投資信託証券として指定される場合があります。

（ハ）欧州のハイイールド債を主要投資対象とする投資信託証券への投資比率は、原則として投資信託財産の純資産総額の90%以上とすることを基本とします。

（ニ）組入対象投資信託証券は、委託会社の判断により、変更されることがあります。

（ホ）資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

< 円コース >

（イ）主として欧州のハイイールド債を主要投資対象とするユーロの為替リスクを対円でヘッジした円建（本邦通貨表示）の投資信託証券を主要投資対象とし、高水準のインカムゲインの確保と中長期的な投資信託財産の成長を目指して運用を行います。

（ロ）投資信託証券への投資にあたっては、原則として、別に定める投資信託証券（以下「指定投資信託証券」といいます。）に投資を行うことを基本とします。なお、指定投資信託証券は見直されることがあり、この際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れる場合や、新たな投資信託証券が指定投資信託証券として指定される場合があります。

（ハ）欧州のハイイールド債を主要投資対象とする投資信託証券への投資比率は、原則として投資信託財産の純資産総額の90%以上とすることを基本とします。

（二）組入対象投資信託証券は、委託会社の判断により、変更されることがあります。

（ホ）資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

投資の対象とする資産の種類（本邦通貨表示のものに限ります。）

１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）

イ 有価証券

ロ 金銭債権

ハ 約束手形（金融商品取引法第2条第1項第15号に掲げるものを除きます。）

２．次に掲げる特定資産以外の資産

為替手形

投資対象とする有価証券

ファンドは、主として別に定める投資信託証券に投資するほか、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することができます。

(a) コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等

(b) 外国または外国の者の発行する証券または証書で、(a)の証券の性質を有するもの

(c) 国債証券、地方債証券、特別の法律により設立された法人の発行する債券および社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。）

(d) 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

(e) 外国法人が発行する譲渡性預金証書

投資対象とする金融商品

委託会社は、信託金を、前記 に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

(a) 預金

(b) 指定金銭信託（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託を除きます。）

(c) コール・ローン

(d) 手形割引市場において売買される手形

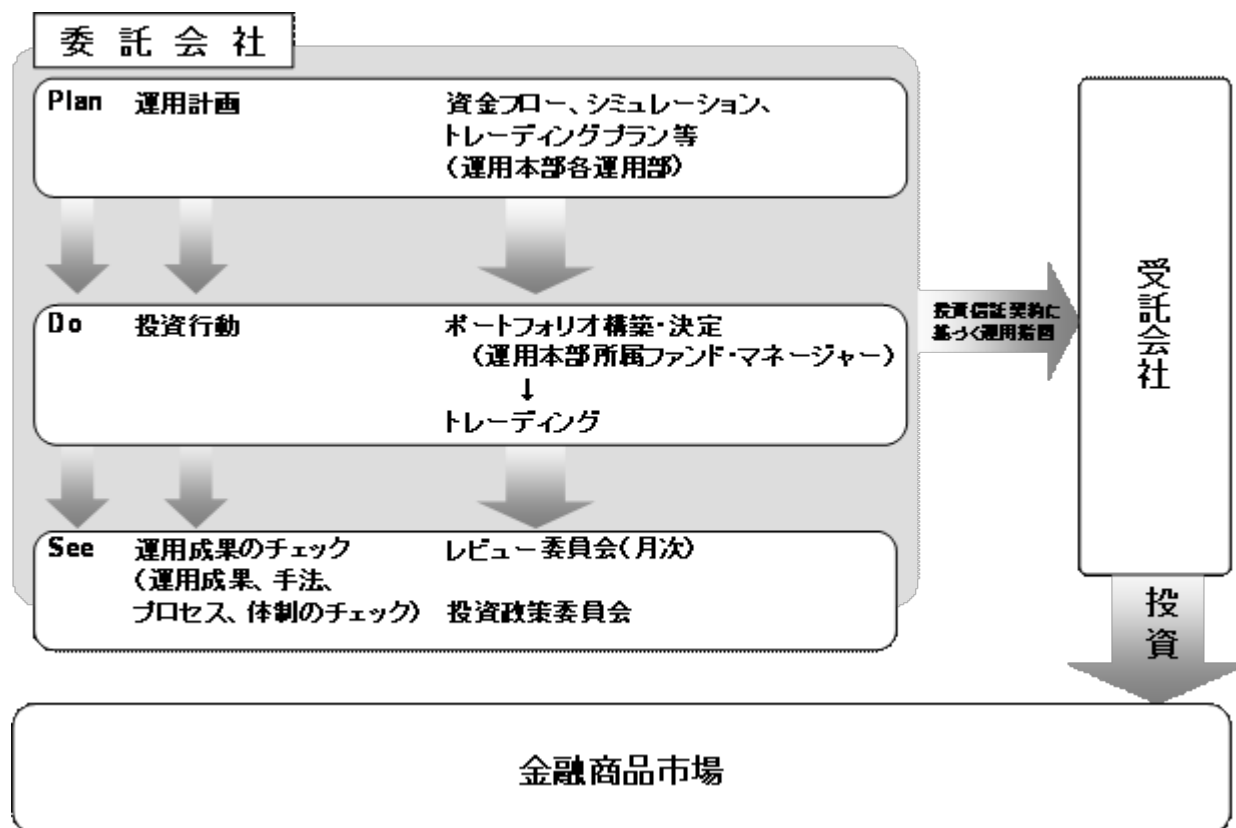
(e) 外国の者に対する権利で(d)の権利の性質を有するもの

前記 にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を(a)から(e)までに掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

委託会社は、法令・規則等で認められる範囲で信託金を委託会社の関係会社が発行する有価証券により運用することを指図することが出来ます。また、委託会社は、信託金による有価証券その他の資産の取得を委託会社の関係会社から行うことを指図することができます。

(3) 【運用体制】

委託会社の運用体制は、運用本部所属のファンド・マネージャーがファンドの運用指図を行う体制となっています。ファンド・マネージャーは投資対象である投資信託証券の買付、および組入れを高位に保つことを指図します。



ファンドの運用組織は以下のとおりとなっております。

運用計画・・・・・・・・・・運用本部各運用部 9名程度

投資行動・・・・・・・・・・運用本部所属ファンド・マネージャー 9名程度

運用成果のチェック・・レビュー委員会 7名以上、投資政策委員会 3名以上

ファンドの運用を行うに当たっての社内規定

- ・コンプライアンス・マニュアル
- ・服務規程
- ・リスク管理基本規程
- ・デリバティブ取引に関するリスク管理規則
- ・運用にかかる各種マニュアル

関係法人に関する管理体制

受託会社・・・・年1回以上、ミーティングまたは内部統制報告書に基づくレビューを実施

ファンドの運用体制等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

■各ファンドが投資対象とする投資信託の概要

外国籍投資信託	
ファンド名	■ストラクチャ-欧州ハイ・イールド・ボンド(I10シェアクラス、ユーロ) ■ストラクチャ-欧州ハイ・イールド・ボンド(I4シェアクラス、ブラジルリアル) ■ストラクチャ-欧州ハイ・イールド・ボンド(I11シェアクラス、資源国通貨) ■ストラクチャ-欧州ハイ・イールド・ボンド(I9シェアクラス、円)
<運用の基本方針>	
基本的性格	ルクセンブルク籍会社型投資信託(円建)
ファンドの特色	欧州のハイイールド債を主要投資対象とし、インカムゲインの確保に加え、中長期的なキャピタルゲインの獲得を目指して運用を行います。
投資方針	1) 投資対象 ①欧州のハイイールド債を主要投資対象とします。 ②外国為替予約取引、為替先渡取引、直物為替先渡取引等を活用します。 2) 投資態度 ①原則として、純資産総額の4分の3以上をハイイールド債に投資します。 ②原則として、欧州のハイイールド債を中心に投資します。 ③原則として、純資産総額の4分の3以上をユーロ建の資産に投資します。ユーロ建以外の資産への投資は純資産総額の4分の1を上限とします。 ④ユーロ建以外の資産に投資する場合、原則として対ユーロで為替ヘッジを行います。 ⑤投資適格債に投資する場合がありますが、その投資割合は原則として純資産総額の20%以内とします。 ⑥「ストラクチャ-欧州ハイ・イールド・ボンド(I10シェアクラス、ユーロ)」は、実質的にユーロ建資産を保有します。「ストラクチャ-欧州ハイ・イールド・ボンド(I4シェアクラス、ブラジルリアル)」は、実質的なユーロ建資産を、原則として対ブラジルリアルで為替ヘッジ取引を行います。「ストラクチャ-欧州ハイ・イールド・ボンド(I11シェアクラス、資源国通貨)」は、実質的なユーロ建資産を、原則として対資源国通貨バスケットで為替ヘッジ取引を行います。「ストラクチャ-欧州ハイ・イールド・ボンド(I9シェアクラス、円)」は、実質的なユーロ建資産を、原則として対円で為替ヘッジを行います。 ⑦資金動向、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
主な投資制限	①格付が付与されていない債券への投資割合は、原則として純資産総額の10%以内とします。 ②同一発行体の発行する債券への投資割合は、原則として純資産総額の5%以内とします。ただし、欧州諸国の国債等への投資割合は、原則として純資産総額の20%以内とします。
収益分配方針	原則として、毎月分配を行う方針です。
設定日	2011年1月31日
<主な関係法人>	
投資顧問会社	アムンディ・ジャパン株式会社
副投資顧問会社	アムンディ
管理会社	アムンディ・ルクセンブルク・エス・エー
保管銀行・管理事務代行会社	CACEIS・バンク・ルクセンブルク・エス・エー
<管理報酬等>	
信託報酬	純資産総額に対し年率0.67%
信託財産留保額	0.1%
申込手数料	なし

◆資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

ー「ストラクチャル-欧州ハイ・イールド・ボンド」の運用の体制等についてー

「ストラクチャル-欧州ハイ・イールド・ボンド」の債券の運用は副投資顧問会社であるアムンディが行います。

■アムンディ(本社:パリ)について

●アムンディは、運用資産規模で6.895億ユーロ(約74兆円、1ユーロ=107.90円で換算、2010年12月末現在)を超え、欧州第3位*、世界ではトップ・デン*に入るグローバルプレーヤーの運用会社です。世界30ヵ国以上の主要な投資地域の中心に拠点をもち、すべてのアセットクラスや主要通貨を網羅する広範囲な運用商品を提供しています。

●欧州債券運用部門の運用資産は3,360億ユーロ(約36兆円、1ユーロ=107.90円で換算、2010年12月末現在)にのぼります。欧州債券運用部門のハイイールド債券運用チームは、欧州ハイイールド債券市場黎明期である2001年6月からファンドの運用を開始しており、長い運用実績を有します。ファンドの運用にあたっては、徹底したボトムアップ・アプローチによる個別銘柄選定を重視しています。また、銘柄選定にあたっては、社内リサーチを重視するとともに、アムンディの親会社であるフランス大手銀行のクレディ・アグリコル エス・エーの経済調査部とも連携しています。

*インベストメント・ベンチマーク・ヨーロッパによるトップ400社調査。(2010年6月版(数値は2009年12月末現在))

■運用プロセス



■リスク管理

●運用上のリスク管理

運用チームは、中間管理部とともに、多数のツールを活用し、市場データやポートフォリオ分析、実際のポートフォリオのポジション流動性、パフォーマンスのモニタリング、リスク試算等を行います。モニタリングだけでなく、ポートフォリオ対規約規制、顧客の指定規約や社内規程の遵守状況の確認を行います。

●専門部署によるリスク管理

リスク・パフォーマンス管理チームは、社内規制のモニタリングとして、市場リスク、発行体信用リスクおよび運用監査の3項目のチェックを行います。ファンド・マネージャーとは別のレポートラインを持ち、投資決定での独立性が確保されます。また、コンプライアンス・チームは社内外の法令遵守等についてのチェックを行います。

●外部監査等

クレディ・アグリコル エス・エー(アムンディの母体)およびアムンディの独立した監査チームが、適切な業務遂行とリスク管理システムの適切性の調査を随時行います。

国内籍投資信託	
ファンド名	CAマネーブルファンド(適格機関投資家専用)
<運用の基本方針>	
基本的性格	日本籍契約型投資信託(円建)
ファンドの特色	主として本邦通貨表示の短期公社債に投資し、安定した収益の確保を目指して運用を行うとともに、あわせてコール・ローンなどで運用を行うことで流動性の確保を図ります。
投資方針	1) 投資対象 本邦通貨表示の短期公社債を主要投資対象とします。 2) 投資態度 ①主として、本邦通貨表示の短期公社債に投資し、安定した収益の確保を目指して運用を行うとともに、あわせてコール・ローンなどで運用を行うことで流動性の確保を図ります。 ②資金動向、市況動向の急激な変化が生じたとき等ならびに投資信託財産の規模によっては、上記の運用ができない場合があります。
主な投資制限	外貨建資産への投資は行いません。
設定日	2007年11月7日
<主な関係法人>	
委託会社	アムンディ・ジャパン株式会社
受託会社	株式会社 リソナ銀行
<管理報酬等>	
信託報酬	年率0.0525%～0.3675%(税抜年率0.05%～0.35%)
申込手数料	なし

◆資金動向および市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

各投資信託証券の表示内容は本書作成日現在の情報です。今後変更になることがあります。

（４）【分配方針】

収益分配方針

毎決算時（原則として毎月8日、休業日の場合は翌営業日。）に、原則として次のとおり収益分配を行う方針です。

（a）分配対象額

分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益（評価益を含みます。）等の全額とします。

（b）分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準および市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないこともあります。

（c）留保益の運用方針

留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。

収益の分配

1) 投資信託財産から生じる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

（ ）投資信託財産に属する配当等収益（配当金、利子およびこれらに類する収益から支払利息を控除した額をいいます。以下同じ）から、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除した後、その残額を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金に充てるため、その一部を分配準備積立金として積立てることができます。

（ ）売買損益に評価損益を加減して得た利益金額（以下「売買益」といいます）は、諸経費、信託報酬および当該信託報酬にかかる消費税等に相当する金額を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配に充てるため、分配準備積立金として積立てることができます。

2) 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰越します。

収益分配金の支払

1) 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払以前のために販売会社名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします）に、毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日から支払います（決算日（休業日の場合は翌営業日）から起算して、原則として5営業日までに支払いを開始します）。

2) 上記1)の規定にかかわらず、別に定める契約（自動けいぞく投資契約）に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払込むことにより、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に交付されます。この場合、販売会社は受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

3) 上記1)に規定する収益分配金の支払は、販売会社の営業所等において行うものとします。

4) 受益者が、収益分配金について上記1)に規定する支払開始日から5年間その支払を請求しな

いときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

（５）【投資制限】

投資信託約款に基づく投資制限

- （イ）投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- （ロ）原則として、外貨建資産への直接投資は行いません。
- （ハ）デリバティブの直接利用は行いません。
- （ニ）株式（新株引受権証券および新株予約権証券を含みます。）への直接投資は行いません。
- （ホ）同一銘柄の投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

３【投資リスク】

（１）基準価額の変動要因

各ファンドは、投資信託証券への投資を通じて、主として債券など値動きのある有価証券（外貨建資産には為替変動リスクがあります）に実質的に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元本が保証されているものではありません。各ファンドの基準価額の下落により、損失を被り投資元本を割込むことがあります。各ファンドの運用による損益はすべて投資者に帰属します。

価格変動リスク

各ファンドが主要投資対象とする外国籍投資信託は、主に欧州のハイイールド債（高利回り債／投機的格付債）を投資対象としています。債券の価格はその発行体の経営状況および財務状況、一般的な経済状況や金利、証券の市場感応度の変化等により価格が下落するリスクがあります。一般的に金利が上昇した場合には債券価格は下落します。当該債券の価格が下落した場合には、各ファンドの基準価額も下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

為替変動リスク

■ ブラジルリアルコースおよび資源国通貨コース

- ・各ファンドの主要投資対象である外国籍投資信託は、実質的にユーロ建資産に投資し、原則としてユーロ売り、対象通貨買いの為替ヘッジ取引を行います。そのため、各ファンドは円に対する対象通貨の為替変動の影響を受け、対象通貨の為替相場が円高方向に進んだ場合には、各ファンドの基準価額は下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります。また、実質的なユーロ建資産を対象通貨で完全にヘッジすることはできませんので、基準価額は主に円に対するユーロの為替変動の影響を受ける場合があります。なお、為替ヘッジ取引を行う際に対象通貨の金利がユーロ金利より低い場合、ユーロと対象通貨との金利差相当分の為替ヘッジ取引によるコストがかかることにご留意ください。
- ・一部の対象通貨については、外国籍投資信託においてNDF（ノン・デリバブル・フォワード、直物為替先渡取引）を用いて為替ヘッジ取引を行います。NDFの価格は需給や当該通貨に対する期待等により、金利差から想定される為替ヘッジ取引の価格と大きく乖離し、当該金利差から想定される期待収益性と運用成果が大きく異なる場合があります。

NDFとは、現物通貨の取引規制が厳しい通貨や為替市場が未成熟な通貨の為替取引を行う場合に、あらかじめ約定したNDFレートと満期時の直物為替レートとの差から計算される差金のみをユーロまたはその他主要通貨で決済する相対取引です。

■ ユーロコース

ファンドの主要投資対象である外国籍投資信託は、実質的にユーロ建資産に投資し、原則として為替ヘッジを行いませんので、主に円に対するユーロの為替変動の影響を大きく受けます。円高になった場合、投資する外貨建資産の円貨建価値が下落し、ファンドの基準価額が下落する要因となり、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

■円コース

ファンドの主要投資対象である外国籍投資信託は、実質的にユーロ建資産に投資し、原則としてユーロ売り、円買いの為替ヘッジを行うことで為替変動リスクの低減を図ります。ただし、為替変動リスクを完全に排除できるものではなく、主に円に対するユーロの為替変動の影響を受ける可能性があります。なお、為替ヘッジを行う際に円金利がユーロ金利より低い場合、ユーロと円との金利差相当分の為替ヘッジコストがかかることにご留意ください。

流動性リスク

各ファンドに対して短期間で大量の換金の申込があった場合には、各ファンドの主要投資対象である外国籍投資信託において、組入有価証券の売却および為替ヘッジ取引の解消を行います。ハイイールド債および為替市場の特性から市場において十分な流動性が確保できない場合があります。その場合には市場実勢から想定される妥当性のある価格での組入有価証券の売却および為替ヘッジ取引の解消が出来ない場合、あるいは当該換金に十分対応する金額の組入有価証券の売却および為替ヘッジ取引の解消が出来ない場合があります。この場合、各ファンドの基準価額の下落要因となり、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

信用リスク

- ・各ファンドが実質的に投資する債券の発行体や主要投資対象の外国籍投資信託が行う為替ヘッジ取引等の取引相手方等の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化を含む信用状況等の悪化という事態は信用リスクの上昇を招くことがあり、その場合には実質的に投資する債券の価格の下落および為替ヘッジ取引等に障害が生じ、不測のコスト上昇等を招くことがあります。この場合、各ファンドの基準価額の下落要因となり、損失を被り投資元本を割込むことがあります。
- ・債券の発行体等および為替ヘッジ取引等の取引相手方が破産した場合は、投資資金の全部あるいは一部を回収できなくなることがあります。その結果、各ファンドの基準価額が下落し、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

金利変動リスク

債券価格は、金利変動により変動します。一般的に金利が上昇した場合には債券価格は下落し、各ファンドの基準価額が下落する要因になり、損失を被り投資元本を割込むことがあります。

債券の償還までの期間が長ければ長いほど、その債券価格の下落幅は大きくなる可能性があります。

基準価額の変動要因（投資リスク）は上記に限定されるものではありません。

（２）その他の留意点

各ファンドの繰上償還

各ファンドの受益権の残存口数が10億口を下回った場合等には、信託を終了させることがあります。

換金の中止

金融商品取引所における取引の停止、その他やむを得ない事情が発生したときは、換金請求の

受付が中止されることがあります。

分配金に関する留意点

- ・ 分配金は当該期に各ファンドが得る利子・配当等収入、売買益、評価益を超えて支払われることがあり、投資者の各ファンドの購入価額によっては、分配金は実質的に元本からの払戻し部分を含むことになる場合があります。また、各ファンドの純資産は分配金支払い後に減少することになり、基準価額の下落要因となります。基準価額に対する分配金の支払率は各ファンドの収益率を示すものではありません。
- ・ 各ファンドは、毎決算時に、原則として収益分配方針に基づいて分配を行います。分配金額はあらかじめ確定しているものではなく、各ファンドの運用状況（基準価額水準および市況動向）等によっては分配を行わないこともあります。

ハイイールド債への投資に関する留意点

ハイイールド債（高利回り債/投機的格付債）とは、格付機関によりダブルB格〔BB＋格（スタンダード&プアーズ社）/Ba1格（ムーディーズ社）〕以下に格付されている社債をいい、より高い信用格付を有する債券に比べて、通常、より高い利回りを提供する一方で組入債券の価格は大きく変動すると考えられます。各ファンドが外国籍投資信託を通じて投資する債券に債務不履行が発生した場合、またはそうした事態が予測される場合、あるいは格付機関により信用格付が格下げされた場合等には、当該債券の価格は下落し、その影響を受け、ファンドの基準価額が下落する要因となります。また、ハイイールド債（高利回り債/投機的格付債）は、金利の変化につれて価格が変動する債券としての性格を持つとともに、株式に類似した特質を併せ有しています。このため、個々の発行体の業績、財務内容の変化や全般的な景気動向の影響を強く受け、債券価格は格付の引上げ、引下げ、信用市場の動向などによって上下に大きく変動します。

規制の変更に係る留意点

- ・ 各ファンドの運用に関連する国または地域の法令、税制および会計基準等は今後変更される可能性があります。
- ・ 将来規制が変更された場合、各ファンドは重大な不利益を被る可能性があります。

その他

- ・ 前記以外にも、組入有価証券の売買委託手数料、信託報酬、監査費用の負担およびこれらに対する消費税等の負担による負の影響が存在します。
- ・ 金融商品市場および外国為替市場は、世界的な経済事情の急変またはその国における天災地変、政変、経済事情の変化もしくは政策の変更等の諸事情により閉鎖されることがあることや不測の事態に陥ることがあります。この場合、各ファンドの運用が影響を被って基準価額が下落することがあり、その結果、投資元本を下回る可能性があります。基準価額の正確性に合理的な疑いがあると判断した場合、委託会社は途中換金の受付を一時的に中止することがあります。
- ・ 投資環境の変化などにより、継続申込期間の更新を行わないことや、お申込みの受付を停止することがあります。この場合は、新たに各ファンドを購入できなくなります。

投資信託と預金および預金等保護制度との関係について

- 投資信託は、金融機関の預金とは異なります。
- 投資信託は、預金保険の対象および保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、登録金融機関を通じてご購入いただいた投資信託は、投資者保護基金の保護の対象ではありません。

(3) 投資信託についての一般的な留意事項

投資信託は、その商品の性格から次の特徴をご理解のうえご購入くださいますようお願い申し上げます。

- ・ 投資信託の設定・運用は投資信託委託会社が行います（証券会社・登録金融機関は販売の窓口となります）。
- ・ 投資信託は値動きのある証券（外貨建資産には為替変動リスクによる影響があります）に投資するため、投資元本および分配金が保証された商品ではありません。
- ・ 投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託をご購入のお客さまが負うことになります。
- ・ 投資信託のご購入時にはお申込手数料、保有期間中には信託報酬およびその他費用等がかかります。
- ・ 投資信託のお申込みに関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。

(4) リスク管理体制

委託会社では、以下のように2段階でリスクのモニタリングおよび管理を行います。

・ 運用パフォーマンスの評価・分析

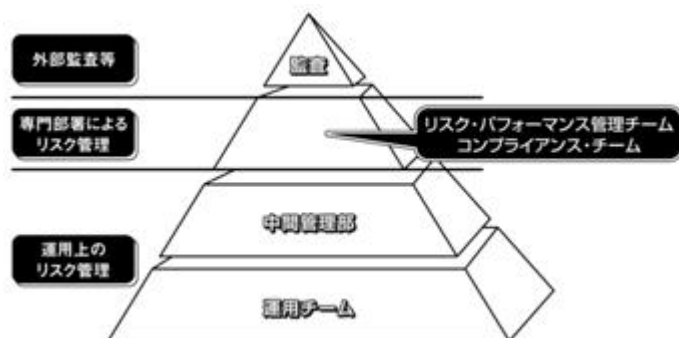
リスクマネジメント部が運用リスク全般の状況をモニタリングするとともに、運用パフォーマンスの分析および評価を行い、定期的にリスク委員会に報告します。

・ 運用リスクの管理

リスクマネジメント部が法令諸規則および運用ガイドライン等の遵守状況のモニタリングを行い、運用状況を検証および管理し、定期的にリスク委員会に報告します。また、コンプライアンス部は運用に関連する社内規程、関連法規の遵守にかかる管理を行っており、重大なコンプライアンス事案については、コンプライアンス委員会で審議が行われ必要な方策を講じます。前述のリスク管理過程について、グループ監査および内部監査部門が事後チェックを行います。

- 「ストラクチャル-欧州ハイ・イールド・ボンド」のリスク管理について -

各ファンドの別に定める投資信託証券の投資顧問会社であるアムンディのリスクモニターおよびリスク管理体制は次の3段階で行っています。



■ リスク管理

- 運用上のリスク管理

運用チームは、中間管理部とともに、多数のツールを活用し、市場データやポートフォリオ分析、実際のポートフォリオのポジション流動性、パフォーマンスのモニタリング、リスク試算等を行います。モニタリングだけでなく、ポートフォリオ対規約規制、顧客の指定規約や社内規程の遵守状況の確認を行います。

●専門部署によるリスク管理

リスク・パフォーマンス管理チームは、社内規制のモニタリングとして、市場リスク、発行体信用リスクおよび運用監査の3項目のチェックを行います。ファンド・マネージャーとは別のレポートラインを持ち、投資決定での独立性が確保されます。また、コンプライアンス・チームは社内外の法令遵守等についてのチェックを行います。

●外部監査等

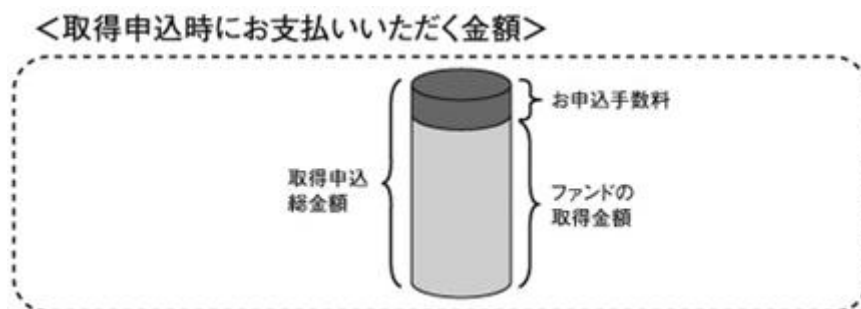
クレディ・アグリコルエス・エー（アムンディの母体）およびアムンディの独立した監査チームが、適切な業務遂行とリスク管理システムの適切性の調査を随時行います。

ファンドのリスク管理体制等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

4【手数料等及び税金】

（1）【申込手数料】

申込手数料は、当初申込期間中においては1口につき1円に、取得申込受付日の翌営業日の1口当たりの基準価額に、それぞれ取得口数を乗じて得た額に、販売会社が独自に定める申込手数料率を乗じて得た額とし、取得申込時にご負担いただくものとします。なお、本書作成日現在の申込手数料率は3.675%（税抜3.5%）が上限となっております。



販売会社が独自に定める申込手数料率についての詳細は、販売会社（販売会社については、下記お問合せ先にご照会ください。）にお問合せください。

アムンディ・ジャパン株式会社
 お客様サポートライン 0120-202-900(フリーダイヤル)
 受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで
 ホームページアドレス： <http://www.amundi.co.jp>

販売会社によっては「スイッチング」（ある投資信託の換金による手取額をもって、他の投資信託を買付けること）によるファンドの取得申込みを取扱う場合があります。スイッチングは、販売会社でお買付いただいた投資信託のうち、販売会社が指定するものとの間で可能です。スイッチングのお取扱い内容は販売会社によって異なりますので、ご注意ください。

スイッチングの取扱い等についての詳細は、販売会社にお問合せください。

（2）【換金（解約）手数料】

換金（解約）手数料はありません。

ただし、一部解約の申込を受け付けた日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.1%の率

を乗じて得た投資信託財産留保額 が控除されます。

「信託財産留保額」とは運用の安定性を高めるために換金する受益者が負担する金額で投資信託財産に留保されます。

（３）【信託報酬等】

信託報酬の総額は、投資信託財産の純資産総額に対し年率1.0605%（税抜1.01%）を乗じて得た金額とし、各ファンドの計算期間を通じて毎日、費用計上されます。信託報酬の配分は以下の通りとします（本書作成日現在）。

（年率）

委託会社	販売会社	受託会社
0.2940%	0.7350%	0.0315%
（税抜0.28%）	（税抜0.70%）	（税抜0.03%）

信託報酬は、委託会社が定める時期に、投資信託財産中から支弁します。なお、信託報酬の販売会社への配分は、販売会社の行う業務に対する代行手数料であり、委託会社がいったん投資信託財産から収受した後、販売会社ごとの純資産総額に応じて支払います。

各ファンドが投資する別に定める投資信託証券の本書作成日現在の報酬の上限額は、それぞれの運用資産の純資産総額に対し下記の報酬率を乗じて得た額となります（本書作成日現在）。

「ストラクチャラ-欧州ハイ・イールド・ボンド」	年率0.67% 日本国外においてかかる費用（日本籍以外の組入投資信託証券の報酬）に関しては、消費税等が課税されません。
「ＣＡマネープールファンド（適格機関投資家専用）」	年率0.0525%～0.3675% （税抜年率0.05%～0.35%）

したがって、当該信託報酬を考慮した場合のファンドの実質的な信託報酬率の上限は、年率1.7305%（税込）となります。

各ファンドの信託報酬年率1.0605%（税込）に投資対象とする投資信託証券のうち信託報酬が最大のもの（年率0.67%）を加算しております。各ファンドの実際の投資信託証券の組入状況等によっては、実質的な信託報酬率は変動します。

（４）【その他の手数料等】

投資信託財産に関する租税、信託事務の処理等に要する諸費用（監査費用（年率0.01%（税込）、上限200万円/回（税込）（本書作成日現在）、法律顧問・税務顧問への報酬、目論見書・運用報告書等の印刷費用、有価証券届出書関連費用、郵送費用、公告費用、格付費用、受益権の管理事務に関連する費用等およびこれらの諸費用にかかる消費税等に相当する金額を含みます。）および受託会社の立替えた立替金の利息（以下「諸経費」といいます。）は、投資者の負担とし、投資信託財産中から支弁することができます。

委託会社は、前記 に定める諸経費の支払いを投資信託財産のために行い、支払金額の支弁を投資信託財産から受けることができます。この場合、委託会社は、現に投資信託財産のために支払った金額の支弁を受ける際に、あらかじめ受領する金額に上限を付することができます。ま

た、委託会社は、実際に支払う金額の支弁を受ける代わりに、かかる諸経費の金額をあらかじめ合理的に見積もったうえで、実際の費用額にかかわらず固定率または固定金額にて投資信託財産からその支弁を受けることができます。本書作成日現在、信託事務の処理等に要する諸費用の金額の上限は、固定率にて年0.1%（税込）を投資信託財産の純資産総額に乗じて得た額です。この場合、委託会社は投資信託財産の規模等を考慮して、信託の設定時または期中にあらかじめ定めた範囲内でかかる上限、固定率または固定金額を変更することができます。

前記において諸経費の上限、固定率または固定金額を定める場合、かかる費用の額は委託会社が定める期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に応じて計算し、委託会社の定める時期または信託終了のとき当該消費税等相当額とともに投資信託財産中より支弁します。

組入る有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料は、投資信託財産が負担します。このほかに、売買委託手数料に対する消費税等相当額、先物取引・オプション取引等およびコール・ローンの取引等に要する費用ならびに外国における資産の保管等に要する費用についても投資信託財産が負担します。投資信託財産の金融商品取引等に伴う手数料や税金は投資信託財産が負担しますが、売買委託手数料等は国や市場によって異なります。また、売買金額によっても異なります。当該諸費用は運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。

投資信託証券においては管理費用、受託費用、監査費用および有価証券売買委託手数料等がかかります。

その他の手数料等の合計額は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することはできません。

各ファンドの費用の合計額については保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

（５）【課税上の取扱い】

課税については、次のような取扱いとなります。なお、税法が変更・改正された場合は、以下の内容が変更になることがあります（平成23年3月末現在の税法に基づき記載しております）。

個人の受益者に対する課税

○収益分配金のうち課税扱い（配当所得）となる普通分配金における源泉徴収の税率は、平成23年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）、平成24年1月1日からは20%（所得税15%および地方税5%）となり、原則として、確定申告は不要です。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税を選択することができます。

○解約時および償還時における差益は譲渡所得とみなして課税され、税率は、平成23年12月31日までは10%（所得税7%および地方税3%）となり（特定口座（源泉徴収選択口座）を利用している場合は、原則として、確定申告は不要となります。）、平成24年1月1日からは20%（所得税15%および地方税5%）となる予定です。

確定申告により、申告分離課税を選択した場合、上場株式等の配当所得（収益分配金を含みます。）と上場株式等の譲渡損益との損益通算をすることが可能です。

各ファンドは、配当控除は適用されません。

法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、平成23年12月31日までは7%（所得税）、平成24年1

月1日からは15%（所得税）の税率で源泉徴収されます（地方税の源泉徴収はありません。）。

各ファンドは、益金不算入制度は適用されません。

個別元本について

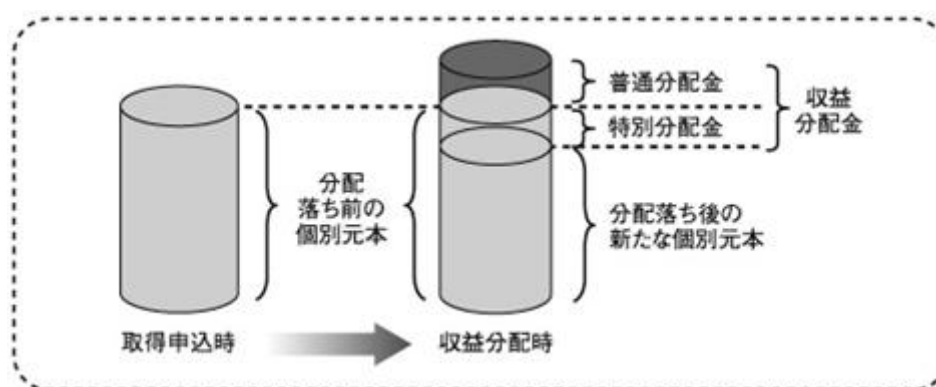
- 1) 追加型の株式投資信託について、受益者ごとの取得申込時の各ファンドの価額等（申込手数料は含まれません。）が受益者の元本（個別元本）に当たります。
- 2) 受益者が同一ファンドを複数回取得した場合の個別元本は、受益者が追加信託を行うつど、その受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。
- 3) 振替受益権については振替受益権ごとに同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社ごとに、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は支店等ごとに、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」とがあり、両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。
- 4) 受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から特別分配金を控除した額が、その後の個別元本となります。

「特別分配金」については、下記「収益分配金の課税について」をご参照ください。

収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」（受益者ごとの元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本と同額の場合または受益者の個別元本を上回っている場合には、収益分配金の全額が普通分配金となり、収益分配金落ち後の基準価額が受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、収益分配金から前記特別分配金を控除した額が普通分配金となります。なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から特別分配金を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。



上図は収益分配金のイメージ図であり、収益分配金の支払いおよびその水準を保証するものではありません。

税法が改正された場合等には、上記「(5) 課税上の取扱い」の他、本書における税制等に関する記載内容が変更されることがあります。

課税上の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認ください。

5【運用状況】

以下は平成23年4月末日現在の運用状況です。

また、投資比率は、小数点以下第3位を切捨てて表示しているため、当該比率の合計と合計欄の比率が一致しない場合があります。

(1)【投資状況】

信託財産の構成

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（ユーロコース）」

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	940,138	0.39
投資証券	ルクセンブルク	224,551,000	93.42
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	14,861,485	6.18
合計（純資産総額）		240,352,623	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価合計比率をいいます。以下同じ。

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（ブラジルリアルコース）」

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	11,100,966	0.43
投資証券	ルクセンブルク	2,175,108,600	85.86
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	346,891,946	13.69
合計（純資産総額）		2,533,101,512	100.00

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（資源国通貨コース）」

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	2,190,159	0.38
投資証券	ルクセンブルク	456,436,420	79.72
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	113,884,860	19.89
合計（純資産総額）		572,511,439	100.00

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（円コース）」

資産の種類	国/地域	時価合計(円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	日本	1,540,187	0.39
投資証券	ルクセンブルク	379,413,790	97.49
現金・預金・その他の資産（負債控除後）	—	8,221,456	2.11
合計（純資産総額）		389,175,433	100.00

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（ユーロコース）」

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	口数	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
1	ルクセンブルク	投資証券	ストラクチュラ-欧州ハイ・イールド・ボンド(I 10 シェアクラス、ユーロ)	20,840	10,813.27	225,348,690	10,775.00	224,551,000	93.42
2	日本	投資信託 受益証券	CAマネープールファンド (適格機関投資家専用)	934,067	1.0064	940,045	1.0065	940,138	0.39

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価額比率をいいます。以下同じ。

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（ブラジルリアルコース）」

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	口数	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
1	ルクセンブルク	投資証券	ストラクチュラ-欧州ハイ・イールド・ボンド(I 4 シェアクラス、ブラジルリアル)	203,700	10,730.81	2,185,866,400	10,678.00	2,175,108,600	85.86
2	日本	投資信託 受益証券	CAマネープールファンド (適格機関投資家専用)	11,029,276	1.0064	11,100,161	1.0065	11,100,966	0.43

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（資源国通貨コース）」

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	口数	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
1	ルクセンブルク	投資証券	ストラクチュラ-欧州ハイ・イールド・ボンド(I 11 シェアクラス、資源国通貨)	42,130	10,842.52	456,795,650	10,834.00	456,436,420	79.72
2	日本	投資信託 受益証券	CAマネープールファンド (適格機関投資家専用)	2,176,015	1.0064	2,190,040	1.0065	2,190,159	0.38

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（円コース）」

順位	国/ 地域	種類	銘柄名	口数	帳簿価額 単価 (円)	帳簿価額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 (円)	投資 比率 (%)
1	ルクセンブルク	投資証券	ストラクチュラ-欧州ハイ・イールド・ボンド(I 9 シェアクラス、円)	37,930	10,035.00	380,627,550	10,003.00	379,413,790	97.49
2	日本	投資信託 受益証券	CAマネープールファンド (適格機関投資家専用)	1,530,241	1.0064	1,540,034	1.0065	1,540,187	0.39

種類別投資比率

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（ユーロコース）」

国内/外国	種類	投資比率(%)
国内	投資信託受益証券	0.39

外国	投資証券	93.42
合計		93.81

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該種類の評価額比率をいいます。以下同じ。

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（ブラジルリアルコース）」

国内/外国	種類	投資比率(%)
国内	投資信託受益証券	0.43
外国	投資証券	85.86
合計		86.30

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（資源国通貨コース）」

国内/外国	種類	投資比率(%)
国内	投資信託受益証券	0.38
外国	投資証券	79.72
合計		80.10

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（円コース）」

国内/外国	種類	投資比率(%)
国内	投資信託受益証券	0.39
外国	投資証券	97.49
合計		97.88

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

（３）【運用実績】

【純資産の推移】

平成23年4月末日及び同日前１年以内における各月末ならびに下記の特定期間末の純資産の推移は次の通りです。

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（ユーロコース）」

期間	純資産総額 (分配落)(円)	純資産総額 (分配付)(円)	1口当たり 純資産額 (分配落)(円)	1口当たり 純資産額 (分配付)(円)
第1特定期間末（平成23年 4月 8日）	238,392,823	239,931,562	1.0845	1.0915
平成23年 1月末日	31,018,302	-	1.0000	-
2月末日	99,449,935	-	1.0053	-
3月末日	197,684,063	-	1.0427	-
4月末日	240,352,623	-	1.0755	-

（注）純資産総額（分配付）及び1口当たり純資産額（分配付）は、各特定期間の最終計算期間に係る収益分配金の
みを含んでおります。以下同じ。

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（ブラジルリアルコース）」

期間	純資産総額 (分配落)(円)	純資産総額 (分配付)(円)	1口当たり 純資産額 (分配落)(円)	1口当たり 純資産額 (分配付)(円)
第1特定期間末（平成23年 4月 8日）	1,568,360,934	1,591,180,876	1.0996	1.1156
平成23年 1月末日	176,902,886	-	1.0000	-
2月末日	504,564,905	-	1.0221	-
3月末日	1,383,609,908	-	1.0474	-
4月末日	2,533,101,512	-	1.0863	-

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（資源国通貨コース）」

期間	純資産総額 (分配落)(円)	純資産総額 (分配付)(円)	1口当たり 純資産額 (分配落)(円)	1口当たり 純資産額 (分配付)(円)
第1特定期間末（平成23年 4月 8日）	257,452,860	260,350,228	1.1107	1.1232
平成23年 1月末日	54,177,441	-	1.0000	-
2月末日	99,795,214	-	1.0297	-
3月末日	219,616,798	-	1.0642	-
4月末日	572,511,439	-	1.0959	-

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（円コース）」

期間	純資産総額 (分配落)(円)	純資産総額 (分配付)(円)	1口当たり 純資産額 (分配落)(円)	1口当たり 純資産額 (分配付)(円)
第1特定期間末（平成23年 4月 8日）	389,599,816	391,523,649	1.0126	1.0176
平成23年 1月末日	75,309,505	-	1.0000	-
2月末日	86,398,584	-	1.0116	-
3月末日	349,994,354	-	1.0072	-
4月末日	389,175,433	-	1.0088	-

【分配の推移】

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（ユーロコース）」

期間		1口当たり分配金（円）
第1特定期間	自 平成23年 1月31日 至 平成23年 4月 8日	0.0070

（注）1口当たり分配金は、各特定期間中の分配金単価の合計を表示しております。以下同じ。

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（ブラジルリアルコース）」

期間		1口当たり分配金（円）
第1特定期間	自 平成23年 1月31日 至 平成23年 4月 8日	0.0160

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（資源国通貨コース）」

期間		1口当たり分配金（円）
第1特定期間	自 平成23年 1月31日 至 平成23年 4月 8日	0.0125

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（円コース）」

期間		1口当たり分配金（円）
第1特定期間	自 平成23年 1月31日 至 平成23年 4月 8日	0.0050

【収益率の推移】

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（ユーロコース）」

期間		収益率(%)
第1特定期間	自 平成23年 1月31日 至 平成23年 4月 8日	9.2

(注1)収益率は、各特定期間中の分配金単価の合計を加算して算出しております。以下同じ。

(注2)収益率は以下の計算により算出しております。

特定期間末の基準価額（当該特定期間中の分配金累計額を加算した額）から当該特定期間の直前の特定期間末の基準価額（分配落ちの額、以下「前特定期間末基準価額」）を控除した額を前特定期間末基準価額で除して得た数値に100を乗じて得た数値です。

ただし、第1特定期間については「前特定期間末基準価額」に代えて設定時の基準価額（10,000円）を用いております。

なお、小数点以下第2位を四捨五入し、小数点以下第1位まで表示しております。以下同じ。

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（ブラジルリアルコース）」

期間		収益率(%)
第1特定期間	自 平成23年 1月31日 至 平成23年 4月 8日	11.6

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（資源国通貨コース）」

期間		収益率(%)
第1特定期間	自 平成23年 1月31日 至 平成23年 4月 8日	12.3

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（円コース）」

期間		収益率(%)
第1特定期間	自 平成23年 1月31日 至 平成23年 4月 8日	1.8

（４）【設定及び解約の実績】

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（ユーロコース）」

期間	設定口数	解約口数	発行済口数
----	------	------	-------

第1特定期間	自 平成23年 1月31日 至 平成23年 4月 8日	220,768,224	948,336	219,819,888
--------	--------------------------------	-------------	---------	-------------

（注1）全て本邦内におけるものです。以下同じ。

（注2）第1特定期間の設定口数には、当初募集期間の設定口数を含みます。以下同じ。

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（ブラジルリアルコース）」

期間		設定口数	解約口数	発行済口数
第1特定期間	自 平成23年 1月31日 至 平成23年 4月 8日	1,438,302,182	12,055,796	1,426,246,386

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（資源国通貨コース）」

期間		設定口数	解約口数	発行済口数
第1特定期間	自 平成23年 1月31日 至 平成23年 4月 8日	232,763,499	973,985	231,789,514

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（円コース）」

期間		設定口数	解約口数	発行済口数
第1特定期間	自 平成23年 1月31日 至 平成23年 4月 8日	384,766,720	—	384,766,720

[次へ](#)

< 参考情報 >

運用実績

2011年4月28日現在

◎基準価額・純資産の推移



* 再投資後基準価額は、税引前分配金を分配時に再投資したものと表示しています。

* 基準価額の計算において信託報酬は控除しています。* グラフの縦軸の目盛はファンドごとに異なる場合があります。

◎分配の推移

決算日	ユーロコース	ブラジルリアルコース	資源国通貨コース	円コース
第1期(2011年 2月8日)	0円	0円	0円	0円
第2期(2011年 3月8日)	0円	0円	0円	0円
第3期(2011年 4月8日)	70円	160円	125円	50円
直近1年間累計	70円	160円	125円	50円
設定来累計	70円	160円	125円	50円

*分配金は、1万円当たり税引前です。

※上記の運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。

※運用実績等については、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

◎主要な資産の状況

ストラクチュラ-欧州ハイ・イールド・ボンド

◆組入上位10銘柄

	銘柄	クーポン(%)	償還日	格付	組入比率(%)
1	Wind Acquisition Finance SA	7.375	2018/2/15	BB	2.17
2	ボンバルディア	6.125	2021/5/15	BB	2.15
3	ABN Amro Bank NV	4.310	2016/3/10	B	1.98
4	Ziggo Bond Co BV	8.000	2018/5/15	B	1.96
5	オプラスコン・ワルテ・ライン	8.750	2018/3/15	BB	1.72
6	Cemex Finance LLC	9.625	2017/12/14	B	1.70
7	Fiat Industrial Finance Euro	6.250	2018/3/9	BB	1.68
8	TVN Finance Corp II AB	10.750	2017/11/15	B+	1.64
9	Cirsa Funding Luxembourg SA	8.750	2018/5/15	B	1.51
10	ATU Auto-Teile-Unger Handels	11.000	2014/5/15	B-	1.48

平均格付	B	組入全銘柄数	107
------	---	--------	-----

◆格付別比率

格付	比率(%)
A	1.12
BBB+	2.11
BBB-	4.76
BB+	4.24
BB	20.71
BB-	5.45
B+	12.13
B	20.03
B-	14.37
CCC+	5.38
CCC	4.12
CCC-	1.98
NR	0.49

* 格付はS&P、Moody'sおよびFitchの格付を基準に弊社が独自に分類したものです。

◎年間収益率の推移

【ユーロコース】



【ブラジルリアルコース】



【資源国通貨コース】



【円コース】



- * 年間収益率は、税引前分配金を分配時に再投資したものと計算しています。
 * ファンドにはベンチマークはありません。* グラフの縦軸の目盛はファンドごとに異なる場合があります。
 * 2011年は設定日(1月31日)から4月末までの騰落率を表示しています。

◎期間別騰落率

期間	ユーロコース(%)	ブラジルリアルコース(%)	資源国通貨コース(%)	円コース(%)
1ヵ月	3.81	5.22	4.14	0.65
3ヵ月	8.24	10.21	10.82	1.38
6ヵ月	-	-	-	-
1年	-	-	-	-
3年	-	-	-	-
設定来	8.24	10.21	10.82	1.38

* 騰落率は、税引前分配金を分配時に再投資したものと計算しています。したがって、実際の投資家利回りとは異なります。

※ 上記の運用実績は、過去の実績であり、将来の運用成果を保証するものではありません。
 ※ 運用実績等については、表紙に記載の委託会社ホームページにおいて閲覧することができます。

第2【管理及び運営】

お取扱いの各ファンド、購入・換金のお申込みの方法ならびに単位および分配金のお取扱い等について、販売会社によって異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。

1【申込（販売）手続等】

- (1) 販売会社は、申込期間中の販売会社の営業日において、各ファンドの募集・販売の取扱いを行います。ただし、取得申込日がファンドの休業日（東京証券取引所の休業日、ユーロネクストの休業日、フランスの祝休日、ルクセンブルクの銀行休業日のいずれかに該当する場合、または12月24日）にあたる場合の取得申込みの受付は行いません。海外の休業日、取得申込不可日に関しては販売会社（販売会社については(2)のお問合せ先にご照会ください。）へお問合せください。

各ファンドの取得申込者は、販売会社取引口座を開設のうえ、販売会社に対し各ファンドの取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。

取得申込みの受付は、販売会社所定の時限までとし、受付時間を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとします。申込締切時間は販売会社により異なる場合がありますので、販売会社にお問合せください。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引き換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとし、振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権にかかる信託を設定した旨の通知を行います。

- (2) 各ファンドの価額は、当初申込期間においては1口につき1円とし、継続申込期間においては取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。基準価額は、委託会社の毎営業日計算され、販売会社または委託会社に問合せることにより知ることができます。



- (3) 最低申込口数および申込単位は販売会社が定める単位とします。また、収益分配金の受取方法により、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」とがあります。各申込コースとも販売会社によって名称が異なる場合があります。詳細は販売会社（販売会社については前記（2）のお問合せ先にご照会ください。）へお問合せください。

また、販売会社により「定時定額購入コース」等を取り扱う場合があります。詳しくは販売会社へお問合せください。

- (4) なお、取得申込時には、当初申込期間中においては1口につき1円に、継続申込期間中においては取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、それぞれ取得口数を乗じて得た額に、販売会社が定める申込手数料率を乗じて得た額をご負担いただくものとし、本書作成日現在、この申込手数料率の上限は3.675%（税抜3.5%）となっております。ただし、「自動けいぞく投資コース」で収益分配金を再投資する際は、無手数料となります。

- (5) 委託会社は、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断した場合、または金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、その他やむを得ない事情があるときは、ファンドの取得申込みの受付を中止すること、およびすでに受け付け

た取得申込みの受付を取消す場合があります。

2【換金（解約）手続等】

- (1) 換金の請求を行う受益者（販売会社を含みます。）は、自己に帰属する受益権につき、販売会社の営業日において、販売会社が定める換金単位をもって換金の請求（以下、「換金請求」といいます。）を行うことで換金ができます。

ただし、ファンドの休業日（東京証券取引所の休業日、ユーロネクストの休業日、フランスの祝休日、ルクセンブルクの銀行休業日のいずれかに該当する場合、または12月24日）にあたる場合には、換金請求の申込みの受け付けは行いません。

換金請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の換金請求にかかるこの信託契約の一部解約の実行を委託会社が行うのと引換えに、当該換金請求にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。換金請求の申込みの受け付けは、販売会社所定の時限までとし、受付時間を過ぎた場合は翌営業日の取扱いとします。換金請求に関する詳細については販売会社にお問合せください。

- (2) 換金の価額は、換金請求の申込みを受け付けた日の翌営業日の基準価額から当該基準価額に0.1%の率を乗じて得た額を信託財産留保額として控除した価額とします。なお換金代金は、受益者の換金請求を受け付けた日から起算して、原則として、5営業日目から受益者に支払います。なお、換金（解約）手数料はありません。
- (3) 受益者が、換金にかかる換金請求の申込みをするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行うものとします。
- (4) 委託会社は、解約請求を受け付けた場合には、この信託契約の一部を解約します。
- (5) 委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受け付けを中止すること、およびすでに受け付けた請求を取り消すことができるものとします。委託会社の判断により一定の金額を超える換金申込には制限を設ける場合があります。
- (6) 前記(5)により信託契約の一部解約の実行が中止された場合には、受益者は当該一部解約の実行の中止以前に行った当日の一部換金の実行の請求を撤回できます。受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の解約価額は、当該一部解約の実行の中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に解約請求を受け付けたものとして前記(2)の規定に準じて算出した価額とします。

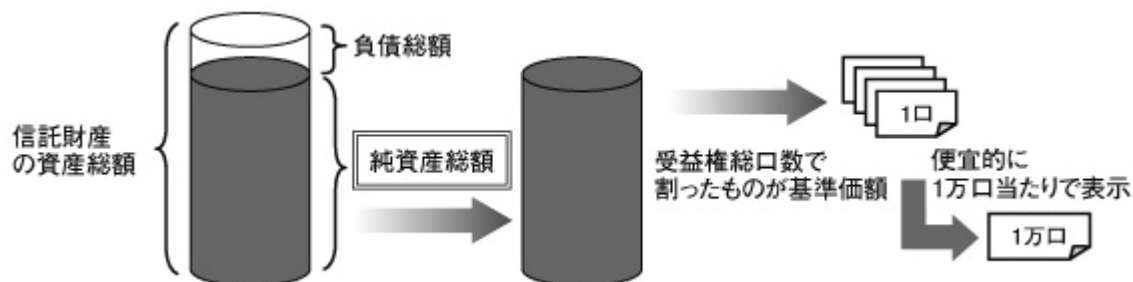
買取請求による換金のお取扱いについては販売会社によって異なりますので、詳しくはお申込みの販売会社にお問合せください。

3【資産管理等の概要】

（1）【資産の評価】

基準価額の算定

基準価額とは、投資信託財産に属する資産（借入有価証券を除きます。）を法令および社団法人投資信託協会規則にしたがって時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額（「純資産総額」といいます。）を、計算日における受益権総口数で除した1口当たりの純資産額をいいます。ただし、便宜上1万口当たりに換算した価額で表示されます。



基準価額の算出頻度と公表

基準価額は、委託会社の毎営業日計算され、販売会社または委託会社に問合せることにより知ることができます。

アムンディ・ジャパン株式会社
 お客様サポートライン 0120-202-900 (フリーダイヤル)
 受付は委託会社の営業日の午前9時から午後5時まで
 ホームページアドレス : <http://www.amundi.co.jp>

追加信託金の計算方法

追加信託金は、追加信託を行う日の前営業日の基準価額に、当日の追加信託される受益権の口数を乗じて得た額とします。

収益分配金、償還金および一部解約金にかかる収益調整金¹は、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額等²に応じて計算されるものとします。

1「収益調整金」とは、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、受益者ごとの信託時の受益権の価額と元本との差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

2「受益者ごとの信託時の受益権の価額等」とは、原則として、受益者ごとの信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

（2）【保管】

該当事項はありません。

（3）【信託期間】

原則として、投資信託契約締結日から平成28年4月8日までとします。

ただし信託期間中に「(5) その他 信託の終了（ファンドの繰上償還）」に該当する事項が生じた場合には、委託会社は受託会社と合意のうえ、一定の適切な措置を講じた後に、この信託契約を終了させることができます。詳細は「(5) その他 信託の終了（ファンドの繰上償還）」をご覧ください。

(4) 【計算期間】

各ファンドの計算期間は、原則として毎月9日から翌月8日までとします。ただし、第1期計算期間は、投資信託契約締結日から平成23年2月8日までとします。

前記にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日（以下「該当日」といいます。）が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

ただし、最終計算期間の終了日は、投資信託約款に定める信託期間の終了日とします。

(5) 【その他】

信託の終了（ファンドの繰上償還）

(イ) 委託会社は、次の場合においては、受託会社と合意のうえ、この投資信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合には、あらかじめ、監督官庁に届け出ます。

A 投資信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めたとき

B やむを得ない事情が発生したとき

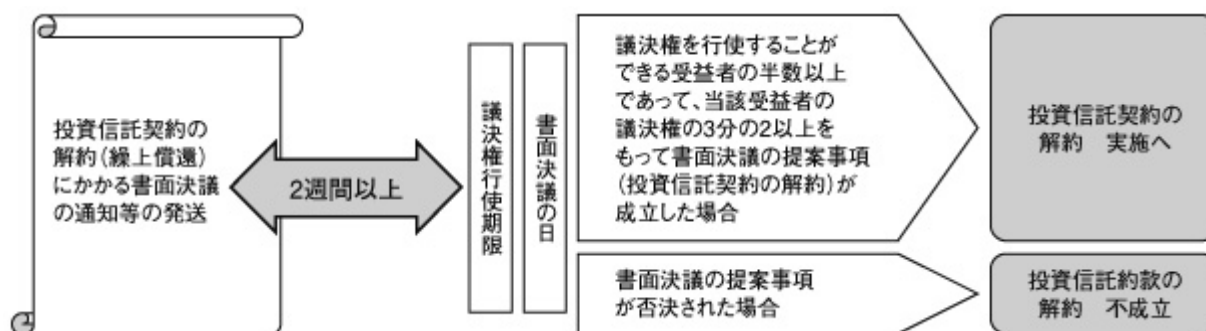
C 各ファンドの投資信託財産の受益権口数が10億口を下回った場合

委託会社は、前述の事項AからCについて、書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに投資信託契約の解約の理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、これらの事項を記載した書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を受益者に発します。受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなす旨を定めています。

(ロ) (イ)の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

(ハ) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

(二) (イ)から(ハ)の手続は、委託会社が投資信託契約の解約について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託契約にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。また(イ)により投資信託契約を解約する場合であっても、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合には適用しません。



(ホ) 書面決議において当該変更等に対して反対した受益者は、販売会社を通じ受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

(ヘ) 委託会社は、次の場合においては、この投資信託契約を解約し、信託を終了させます。

A 委託会社が解散したとき、または業務を廃止したとき

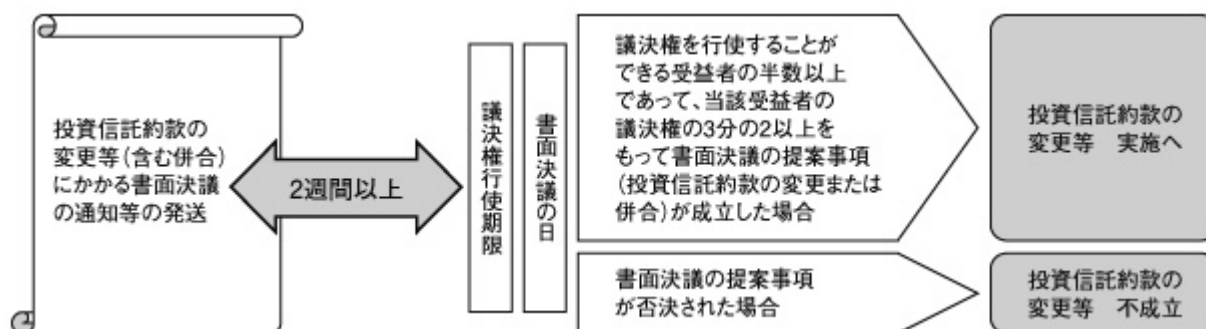
B 委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき

C 監督官庁から投資信託契約の解約の命令を受けたとき

BまたはCにおいて、監督官庁がこの投資信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、前記「投資信託約款の変更等」の書面決議で提案事項を否決された場合を除き、委託会社と受託会社との間において存続します。

投資信託約款の変更等

- (イ) 委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この投資信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ監督官庁に届け出ます。
- (ロ) 委託会社は、(イ)の変更事項の内容が重大なものおよび併合について書面決議を行います。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびに変更等の内容およびその理由などの事項を定め、当該決議の日の2週間前までに、これらの事項を記載した書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を受益者に発します。受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行行使しないときは、当該知っている受益者は書面決議について賛成するものとみなす旨を定めています。
- (ハ) (ロ)の書面決議は議決権を行行使することができる受益者の半数以上であって、当該受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。
- (ニ) 書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。
- (ホ) (ロ)から(ニ)の手続は、委託会社が重大な約款の変更等について提案をした場合において、当該提案につき、この投資信託約款にかかるすべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときには適用しません。



- (ヘ) 書面決議において当該変更等に対して反対した受益者は、販売会社を通じ受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

反対者の買取請求権

各ファンドの繰上償還または投資信託約款の変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、当該ファンドの投資信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。この買取請求権の内容および買取請求の手続きに関する事項は、「信託の終了（ファンドの繰上償還）」または「投資信託約款の変更等」に規定する書面に記載します。

運用報告書の作成

毎年4月、10月の計算期間末ごとおよび償還時に、期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、販売会社より送付します。

公告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

関係法人との契約の更新に関する手続き

委託会社と販売会社との間で締結する「募集・販売等に関する契約」は、契約終了の3ヵ月前までに委託会社、販売会社のいずれからも別段の意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとします。

受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受託会社は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、前記「投資信託約款の変更等」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。

その他

- (イ) 各ファンドについて、法令の定めるところにより、有価証券報告書を4月、10月の計算期間末から3ヵ月以内に提出します。また、これらの開示書類は、金融庁の電子開示システム（EDINET）によって提出されており、同庁が提供するホームページ（<http://info.edinet-fsa.go.jp/>）にて閲覧することができます。
- (ロ) 受託会社は、各ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

収益分配金に対する請求権

- 1) 受益者は、委託会社が決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。
- 2) 収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします）に毎計算期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日からお支払いします（決算日（休日の場合は翌営業日）から起算して、原則として5営業日までに支払いを開始します）。収益分配金の支払は、販売会社の本支店営業所等において行うものとします。
- 3) 受益者は、収益分配金を支払開始日から5年間支払請求しないと権利を失います。

償還金に対する請求権

- 1) 受益者は、償還金を持分に応じて請求する権利を有します。
- 2) 償還金は、信託期間終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日の翌営業日）から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（信託終了日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため指定販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします）に支払います。償還金の支払は、販売会社の本支店営業所等において行うものとします。

- 3) 受益者は、償還金を支払開始日から10年間その支払を請求しないと権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

途中換金（買取）請求権

- 1) 受益者は、1口を最低単位として販売会社が定める単位で途中換金の実行を請求すること、または買取を請求することにより換金する権利を有します。
- 2) 換金代金は、換金請求受付日から起算して、原則として5営業日目から受益者にお支払いします。

* 買取の取扱いについては販売会社によって異なりますので、詳しくはお申込みの販売会社の本支店営業所等にお問合せください。

帳簿書類の閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧および謄写の請求をすることができます。

反対者の買取請求権

投資信託契約の解約、または重大な約款の変更等を行う場合において、書面決議において当該解約または重大な約款の変更等に反対した受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（ユーロコース）

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。

3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1特定期間（平成23年1月31日から平成23年4月8日まで）の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（ユーロコース）】

（１）【貸借対照表】

（単位：円）

第1特定期間末 (平成23年 4月 8日)	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	6,010,338
投資信託受益証券	940,045
投資証券	233,185,670
未収利息	8
流動資産合計	240,136,061
資産合計	240,136,061
負債の部	
流動負債	
未払収益分配金	1,538,739
未払受託者報酬	4,654
未払委託者報酬	151,978
その他未払費用	47,867
流動負債合計	1,743,238
負債合計	1,743,238
純資産の部	
元本等	
元本	219,819,888
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	18,572,935
（分配準備積立金）	16,308,591
元本等合計	238,392,823
純資産合計	238,392,823
負債純資産合計	240,136,061

（２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

		第1特定期間 自 平成23年 1月31日 至 平成23年 4月 8日
営業収益		
受取配当金		2,074,680
受取利息		1,625
有価証券売買等損益		15,733,095
営業収益合計		17,809,400
営業費用		
受託者報酬		7,027
委託者報酬		229,488
その他費用		47,867
営業費用合計		284,382
営業利益又は営業損失（ ）		17,525,018
経常利益又は経常損失（ ）		17,525,018
当期純利益又は当期純損失（ ）		17,525,018
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		17,544
剰余金増加額又は欠損金減少額		2,691,489
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		2,691,489
剰余金減少額又は欠損金増加額		122,377
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		24,466
当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		97,911
分配金		1,538,739
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		18,572,935

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	第1特定期間
	自 平成23年 1月31日 至 平成23年 4月 8日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 (2)投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、収益分配金落ち日において、当該収益分配金金額を計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	特定期間の取扱い ファンドの特定期間は、設定日の平成23年1月31日から平成23年4月8日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	第1特定期間末 (平成23年 4月 8日)
1. 期首元本額	31,018,260円
期中追加設定元本額	189,749,964円
期中一部解約元本額	948,336円
2. 特定期間末日における受益権の総数	219,819,888口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第1特定期間 自 平成23年 1月31日 至 平成23年 4月 8日	
分配金の計算過程 （平成23年1月31日から平成23年2月8日までの計算期間） 計算期間末における分配対象収益額は229,762円（1万口当たり41円）ですが、分配を行っておりません。	
A 費用控除後の配当等収益額	145,903円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C 収益調整金額	83,859円
D 分配準備積立金額	0円
E 当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D）	229,762円

F	当ファンドの期末残存受益権口数	54,721,333口
G	1万口当たり分配対象収益額（E / F × 10,000）	41円
H	1万口当たり分配金額	0円
I	分配金額（F × H / 10,000）	0円
（平成23年2月9日から平成23年3月8日までの計算期間）		
計算期間末における分配対象収益額は3,047,534円（1万口当たり278円）ですが、分配を行っておりません。		
A	費用控除後の配当等収益額	632,305円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	1,888,869円
C	収益調整金額	380,457円
D	分配準備積立金額	145,903円
E	当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D）	3,047,534円
F	当ファンドの期末残存受益権口数	109,615,483口
G	1万口当たり分配対象収益額（E / F × 10,000）	278円
H	1万口当たり分配金額	0円
I	分配金額（F × H / 10,000）	0円
（平成23年3月9日から平成23年4月8日までの計算期間）		
計算期間末における分配対象収益額21,068,047円（1万口当たり958円）のうち1,538,739円（1万口当たり70円）を分配金額としております。		
A	費用控除後の配当等収益額	1,216,170円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	13,659,315円
C	収益調整金額	3,543,193円
D	分配準備積立金額	2,649,369円
E	当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D）	21,068,047円
F	当ファンドの期末残存受益権口数	219,819,888口
G	1万口当たり分配対象収益額（E / F × 10,000）	958円
H	1万口当たり分配金額	70円
I	分配金額（F × H / 10,000）	1,538,739円

（金融商品に関する注記）

.金融商品の状況に関する事項

項目	第1特定期間
	自 平成23年 1月31日
	至 平成23年 4月 8日
1. 金融商品に対する取組方針	信託約款に規定する「運用の基本方針」の定めに従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用を行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	保有する主な金融商品は、有価証券であり、その内容を貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。これらは売買目的で保有しております。 当該金融商品には、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等があります。

3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスクマネジメント部が、当ファンドの主要投資対象である投資信託受益証券及び投資証券のパフォーマンス状況及びマーケット動向等のモニタリングを行っております。また、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等の運用リスクを分析し、定期的にリスク委員会に報告しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

・金融商品の時価等に関する事項

項目	第1特定期間末 (平成23年 4月 8日)
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は、期末の時価で計上しているためその差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2) 有価証券 時価の算定方法は「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。また、有価証券に関する注記事項については、「(有価証券に関する注記)」に記載しております。 (3) デリバティブ取引 該当事項はありません。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第1特定期間末 (平成23年 4月 8日)
	当特定期間の損益に 含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	1
投資証券	13,785,590
合計	13,785,591

(デリバティブ取引等に関する注記)

第1特定期間末(平成23年4月8日)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第1特定期間(自 平成23年1月31日 至 平成23年4月8日)

該当事項はありません。

（ 1 口当たり情報に関する注記）

	第1特定期間末 (平成23年 4月 8日)
1口当たり純資産額	1.0845円
(1万口当たり純資産額)	(10,845円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円 小計	CAマネーブルファンド(適格機関投資家専用)	934,067	940,045	
		銘柄数	1	940,045	
		組入時価比率	0.4%	100.0%	
	投資信託受益証券 合計			940,045	
投資証券	日本円 小計	ストラクチュラ-欧州ハイ・イールド・ボンド (I 10シェアクラス、ユーロ)	21,470	233,185,670	
		銘柄数	1	233,185,670	
		組入時価比率	97.8%	100.0%	
	投資証券 合計			233,185,670	
合計				234,125,715	

(注) 組入時価比率は、左より組入時価の純資産に対する比率及び各小計欄の各合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（ブラジルリアルコース）

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1特定期間(平成23年1月31日から平成23年4月8日まで)の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

【アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（ブラジルリアルコース）】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

第1特定期間末 (平成23年 4月 8日)	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	97,309,824
投資信託受益証券	5,600,161
投資証券	1,493,112,800
未収利息	133
流動資産合計	1,596,022,918
資産合計	1,596,022,918
負債の部	
流動負債	
未払収益分配金	22,819,942
未払解約金	3,415,887
未払受託者報酬	31,360
未払委託者報酬	1,024,450
その他未払費用	370,345
流動負債合計	27,661,984
負債合計	27,661,984
純資産の部	
元本等	
元本	1,426,246,386
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	142,114,548
（分配準備積立金）	116,135,726
元本等合計	1,568,360,934
純資産合計	1,568,360,934
負債純資産合計	1,596,022,918

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

		第1特定期間 自 平成23年 1月31日 至 平成23年 4月 8日
営業収益		
受取配当金		29,884,000
受取利息		9,805
有価証券売買等損益		108,326,261
営業収益合計		138,220,066
営業費用		
受託者報酬		43,640
委託者報酬		1,425,615
その他費用		370,345
営業費用合計		1,839,600
営業利益又は営業損失（ ）		136,380,466
経常利益又は経常損失（ ）		136,380,466
当期純利益又は当期純損失（ ）		136,380,466
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		239,098
剰余金増加額又は欠損金減少額		29,039,856
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		29,039,856
剰余金減少額又は欠損金増加額		246,734
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		246,734
分配金		22,819,942
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		142,114,548

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	第1特定期間
	自 平成23年 1月31日 至 平成23年 4月 8日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 (2)投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、収益分配金落ち日において、当該収益分配金金額を計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	特定期間の取扱い ファンドの特定期間は、設定日の平成23年1月31日から平成23年4月8日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	第1特定期間末 (平成23年 4月 8日)
1. 期首元本額	176,902,644円
期中追加設定元本額	1,261,399,538円
期中一部解約元本額	12,055,796円
2. 特定期間末日における受益権の総数	1,426,246,386口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第1特定期間 自 平成23年 1月31日 至 平成23年 4月 8日	
分配金の計算過程 （平成23年1月31日から平成23年2月8日までの計算期間） 計算期間末における分配対象収益額は2,962,198円（1万口当たり131円）ですが、分配を行っておりません。	
A 費用控除後の配当等収益額	2,500,638円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C 収益調整金額	461,560円
D 分配準備積立金額	0円

E	当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D）	2,962,198円
F	当ファンドの期末残存受益権口数	226,010,016口
G	1万口当たり分配対象収益額（E / F × 10,000）	131円
H	1万口当たり分配金額	0円
I	分配金額（F × H / 10,000）	0円
（平成23年2月9日から平成23年3月8日までの計算期間）		
計算期間末における分配対象収益額は23,803,615円（1万口当たり280円）ですが、分配を行っておりません。		
A	費用控除後の配当等収益額	6,599,115円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	0円
C	収益調整金額	14,728,784円
D	分配準備積立金額	2,475,716円
E	当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D）	23,803,615円
F	当ファンドの期末残存受益権口数	847,562,786口
G	1万口当たり分配対象収益額（E / F × 10,000）	280円
H	1万口当たり分配金額	0円
I	分配金額（F × H / 10,000）	0円
（平成23年3月9日から平成23年4月8日までの計算期間）		
計算期間末における分配対象収益額165,396,517円（1万口当たり1,159円）のうち22,819,942円（1万口当たり160円）を分配金額としております。		
A	費用控除後の配当等収益額	19,953,199円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	107,107,090円
C	収益調整金額	29,307,605円
D	分配準備積立金額	9,028,623円
E	当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D）	165,396,517円
F	当ファンドの期末残存受益権口数	1,426,246,386口
G	1万口当たり分配対象収益額（E / F × 10,000）	1,159円
H	1万口当たり分配金額	160円
I	分配金額（F × H / 10,000）	22,819,942円

（金融商品に関する注記）

金融商品の状況に関する事項

項目	第1特定期間	
	自 平成23年 1月31日	
	至 平成23年 4月 8日	
1. 金融商品に対する取組方針	信託約款に規定する「運用の基本方針」の定めに従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用を行っております。	

2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	保有する主な金融商品は、有価証券であり、その内容を貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。これらは売買目的で保有しております。 当該金融商品には、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等があります。
3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスクマネジメント部が、当ファンドの主要投資対象である投資信託受益証券及び投資証券のパフォーマンス状況及びマーケット動向等のモニタリングを行っております。また、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等の運用リスクを分析し、定期的にリスク委員会に報告しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

・金融商品の時価等に関する事項

項目	第1特定期間末 (平成23年 4月 8日)
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は、期末の時価で計上しているためその差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2) 有価証券 時価の算定方法は「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。また、有価証券に関する注記事項については、「(有価証券に関する注記)」に記載しております。 (3) デリバティブ取引 該当事項はありません。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第1特定期間末 (平成23年 4月 8日)
	当特定期間の損益に 含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	1
投資証券	110,867,600
合計	110,867,601

(デリバティブ取引等に関する注記)

第1特定期間末(平成23年4月8日)

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

第1特定期間（自 平成23年1月31日 至 平成23年4月8日）

該当事項はありません。

（１口当たり情報に関する注記）

	第1特定期間末 (平成23年 4月 8日)
1口当たり純資産額	1.0996円
(1万口当たり純資産額)	(10,996円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	CAマネープールファンド(適格機関投資家専用)	5,564,548	5,600,161	
	小計		5,564,548	5,600,161	
		銘柄数 組入時価比率	1 0.4%	100.0%	
	投資信託受益証券 合計				5,600,161
投資証券	日本円	ストラクチュラ-欧州ハイ・イールド・ボンド (I4シェアクラス、ブラジルリアル)	138,200	1,493,112,800	
	小計		138,200	1,493,112,800	
		銘柄数 組入時価比率	1 95.2%	100.0%	
	投資証券 合計				1,493,112,800
合計				1,498,712,961	

(注) 組入時価比率は、左より組入時価の純資産に対する比率及び各小計欄の各合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（資源国通貨コース）

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1特定期間(平成23年1月31日から平成23年4月8日まで)の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

【アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（資源国通貨コース）】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

第1特定期間末 (平成23年 4月 8日)	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	10,069,982
投資信託受益証券	1,190,040
投資証券	249,348,100
未収利息	13
流動資産合計	260,608,135
資産合計	260,608,135
負債の部	
流動負債	
未払収益分配金	2,897,368
未払解約金	10,350
未払受託者報酬	4,982
未払委託者報酬	162,721
その他未払費用	79,854
流動負債合計	3,155,275
負債合計	3,155,275
純資産の部	
元本等	
元本	231,789,514
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	25,663,346
（分配準備積立金）	19,439,672
元本等合計	257,452,860
純資産合計	257,452,860
負債純資産合計	260,608,135

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

		第1特定期間 自 平成23年 1月31日 至 平成23年 4月 8日
営業収益		
受取配当金		4,075,280
受取利息		1,467
有価証券売買等損益		17,986,110
営業収益合計		22,062,857
営業費用		
受託者報酬		7,416
委託者報酬		242,231
その他費用		79,854
営業費用合計		329,501
営業利益又は営業損失（ ）		21,733,356
経常利益又は経常損失（ ）		21,733,356
当期純利益又は当期純損失（ ）		21,733,356
一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（ ）		48,043
剰余金増加額又は欠損金減少額		6,818,726
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額		6,818,726
剰余金減少額又は欠損金増加額		39,411
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額		39,411
分配金		2,897,368
期末剰余金又は期末欠損金（ ）		25,663,346

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	第1特定期間
	自 平成23年 1月31日 至 平成23年 4月 8日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 (2)投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、収益分配金落ち日において、当該収益分配金金額を計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	特定期間の取扱い ファンドの特定期間は、設定日の平成23年1月31日から平成23年4月8日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	第1特定期間末 (平成23年 4月 8日)
1. 期首元本額	54,177,367円
期中追加設定元本額	178,586,132円
期中一部解約元本額	973,985円
2. 特定期間末日における受益権の総数	231,789,514口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第1特定期間 自 平成23年 1月31日 至 平成23年 4月 8日	
分配金の計算過程 （平成23年1月31日から平成23年2月8日までの計算期間） 計算期間末における分配対象収益額は788,026円（1万口当たり131円）ですが、分配を行っておりません。	
A 費用控除後の配当等収益額	573,340円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	152,805円
C 収益調整金額	61,881円
D 分配準備積立金額	0円
E 当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D）	788,026円

F	当ファンドの期末残存受益権口数	59,865,118口
G	1万口当たり分配対象収益額（E / F × 10,000）	131円
H	1万口当たり分配金額	0円
I	分配金額（F × H / 10,000）	0円
（平成23年2月9日から平成23年3月8日までの計算期間）		
計算期間末における分配対象収益額は5,579,058円（1万口当たり434円）ですが、分配を行っておりません。		
A	費用控除後の配当等収益額	1,065,704円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	1,294,113円
C	収益調整金額	2,493,096円
D	分配準備積立金額	726,145円
E	当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D）	5,579,058円
F	当ファンドの期末残存受益権口数	128,496,346口
G	1万口当たり分配対象収益額（E / F × 10,000）	434円
H	1万口当たり分配金額	0円
I	分配金額（F × H / 10,000）	0円
（平成23年3月9日から平成23年4月8日までの計算期間）		
計算期間末における分配対象収益額28,560,714円（1万口当たり1,232円）のうち2,897,368円（1万口当たり125円）を分配金額としております。		
A	費用控除後の配当等収益額	2,324,865円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	16,370,572円
C	収益調整金額	6,796,194円
D	分配準備積立金額	3,069,083円
E	当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D）	28,560,714円
F	当ファンドの期末残存受益権口数	231,789,514口
G	1万口当たり分配対象収益額（E / F × 10,000）	1,232円
H	1万口当たり分配金額	125円
I	分配金額（F × H / 10,000）	2,897,368円

（金融商品に関する注記）

.金融商品の状況に関する事項

項目	第1特定期間
	自 平成23年 1月31日
	至 平成23年 4月 8日
1. 金融商品に対する取組方針	信託約款に規定する「運用の基本方針」の定めに従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用を行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	保有する主な金融商品は、有価証券であり、その内容を貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。これらは売買目的で保有しております。 当該金融商品には、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等があります。

3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスクマネジメント部が、当ファンドの主要投資対象である投資信託受益証券及び投資証券のパフォーマンス状況及びマーケット動向等のモニタリングを行っております。また、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等の運用リスクを分析し、定期的にリスク委員会に報告しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

・金融商品の時価等に関する事項

項目	第1特定期間末 (平成23年 4月 8日)
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は、期末の時価で計上しているためその差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2) 有価証券 時価の算定方法は「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。また、有価証券に関する注記事項については、「(有価証券に関する注記)」に記載しております。 (3) デリバティブ取引 該当事項はありません。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第1特定期間末 (平成23年 4月 8日)
	当特定期間の損益に 含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	1
投資証券	16,469,280
合計	16,469,281

(デリバティブ取引等に関する注記)

第1特定期間末(平成23年4月8日)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第1特定期間(自 平成23年1月31日 至 平成23年4月8日)

該当事項はありません。

（ 1 口当たり情報に関する注記）

	第1特定期間末 (平成23年 4月 8日)
1口当たり純資産額	1.1107円
(1万口当たり純資産額)	(11,107円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	口数	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	CAマネープールファンド(適格機関投資家専用)	1,182,473	1,190,040	
	小計		1,182,473	1,190,040	
		銘柄数 組入時価比率	1 0.5%	100.0%	
	投資信託受益証券 合計				1,190,040
投資証券	日本円	ストラクチュラ-欧州ハイ・イールド・ボンド (I11シェアクラス、資源国通貨)	22,730	249,348,100	
	小計		22,730	249,348,100	
		銘柄数 組入時価比率	1 96.9%	100.0%	
	投資証券 合計				249,348,100
合計				250,538,140	

(注) 組入時価比率は、左より組入時価の純資産に対する比率及び各小計欄の各合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（円コース）

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づき作成しております。
なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
2. 当ファンドの計算期間は6ヵ月未満であるため、財務諸表は6ヵ月毎に作成しております。
3. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第1特定期間(平成23年1月31日から平成23年4月8日まで)の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

【アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（円コース）】

(1)【貸借対照表】

(単位：円)

第1特定期間末 (平成23年 4月 8日)	
資産の部	
流動資産	
コール・ローン	9,741,610
投資信託受益証券	1,540,034
投資証券	380,627,550
未収利息	13
流動資産合計	391,909,207
資産合計	391,909,207
負債の部	
流動負債	
未払収益分配金	1,923,833
未払受託者報酬	8,921
未払委託者報酬	291,369
その他未払費用	85,268
流動負債合計	2,309,391
負債合計	2,309,391
純資産の部	
元本等	
元本	384,766,720
剰余金	
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	4,833,096
（分配準備積立金）	1,501,626
元本等合計	389,599,816
純資産合計	389,599,816
負債純資産合計	391,909,207

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

第1特定期間	
自 平成23年 1月31日	
至 平成23年 4月 8日	
営業収益	
受取配当金	2,965,820
受取利息	2,663
有価証券売買等損益	857,764
営業収益合計	3,826,247
営業費用	
受託者報酬	12,621
委託者報酬	412,173
その他費用	85,268
営業費用合計	510,062
営業利益又は営業損失（ ）	3,316,185
経常利益又は経常損失（ ）	3,316,185
当期純利益又は当期純損失（ ）	3,316,185
剰余金増加額又は欠損金減少額	3,440,744
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	3,440,744
分配金	1,923,833
期末剰余金又は期末欠損金（ ）	4,833,096

（３）【注記表】

（重要な会計方針に係る事項に関する注記）

項目	第1特定期間
	自 平成23年 1月31日
	至 平成23年 4月 8日
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。 (2)投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、基準価額で評価しております。
2. 収益及び費用の計上基準	受取配当金 原則として、収益分配金落ち日において、当該収益分配金金額を計上しております。
3. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	特定期間の取扱い ファンドの特定期間は、設定日の平成23年1月31日から平成23年4月8日までとなっております。

（貸借対照表に関する注記）

項目	第1特定期間末 (平成23年 4月 8日)
1. 期首元本額	75,309,402円
期中追加設定元本額	309,457,318円
期中一部解約元本額	—円
2. 特定期間末日における受益権の総数	384,766,720口

（損益及び剰余金計算書に関する注記）

第1特定期間 自 平成23年 1月31日 至 平成23年 4月 8日	
分配金の計算過程 （平成23年1月31日から平成23年2月8日までの計算期間） 計算期間末における分配対象収益額は407,486円（1万口当たり52円）ですが、分配を行っておりません。	
A 費用控除後の配当等収益額	376,143円
B 費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	20,786円
C 収益調整金額	10,557円
D 分配準備積立金額	0円
E 当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D）	407,486円

F	当ファンドの期末残存受益権口数	77,244,842口
G	1万口当たり分配対象収益額（E / F × 10,000）	52円
H	1万口当たり分配金額	0円
I	分配金額（F × H / 10,000）	0円
（平成23年2月9日から平成23年3月8日までの計算期間）		
計算期間末における分配対象収益額は3,704,137円（1万口当たり120円）ですが、分配を行っておりません。		
A	費用控除後の配当等収益額	360,112円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	5,238円
C	収益調整金額	2,941,858円
D	分配準備積立金額	396,929円
E	当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D）	3,704,137円
F	当ファンドの期末残存受益権口数	307,247,404口
G	1万口当たり分配対象収益額（E / F × 10,000）	120円
H	1万口当たり分配金額	0円
I	分配金額（F × H / 10,000）	0円
（平成23年3月9日から平成23年4月8日までの計算期間）		
計算期間末における分配対象収益額6,756,929円（1万口当たり175円）のうち1,923,833円（1万口当たり50円）を分配金額としております。		
A	費用控除後の配当等収益額	1,814,430円
B	費用控除後・繰越欠損金補填後の有価証券売買等損益額	739,476円
C	収益調整金額	3,440,744円
D	分配準備積立金額	762,279円
E	当ファンドの分配対象収益額（A+B+C+D）	6,756,929円
F	当ファンドの期末残存受益権口数	384,766,720口
G	1万口当たり分配対象収益額（E / F × 10,000）	175円
H	1万口当たり分配金額	50円
I	分配金額（F × H / 10,000）	1,923,833円

（金融商品に関する注記）

.金融商品の状況に関する事項

項目	第1特定期間
	自 平成23年 1月31日
	至 平成23年 4月 8日
1. 金融商品に対する取組方針	信託約款に規定する「運用の基本方針」の定めに従い、有価証券等の金融商品を投資対象として運用を行っております。
2. 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	保有する主な金融商品は、有価証券であり、その内容を貸借対照表、注記表及び附属明細表に記載しております。これらは売買目的で保有しております。 当該金融商品には、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等があります。

3. 金融商品に係るリスク管理体制	リスクマネジメント部が、当ファンドの主要投資対象である投資信託受益証券及び投資証券のパフォーマンス状況及びマーケット動向等のモニタリングを行っております。また、価格変動リスク、金利変動リスク、為替変動リスク、信用リスク及び流動性リスク等の運用リスクを分析し、定期的にリスク委員会に報告しております。
4. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

・金融商品の時価等に関する事項

項目	第1特定期間末 (平成23年 4月 8日)
1. 貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額	貸借対照表計上額は、期末の時価で計上しているためその差額はありません。
2. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項	(1) 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 短期間で決済されることから、時価は帳簿価額と近似しているため、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。 (2) 有価証券 時価の算定方法は「(重要な会計方針に係る事項に関する注記)」に記載しております。また、有価証券に関する注記事項については、「(有価証券に関する注記)」に記載しております。 (3) デリバティブ取引 該当事項はありません。

(有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

種類	第1特定期間末 (平成23年 4月 8日)
	当特定期間の損益に 含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	0
投資証券	826,440
合計	826,440

(デリバティブ取引等に関する注記)

第1特定期間末(平成23年4月8日)

該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記)

第1特定期間(自平成23年1月31日 至 平成23年4月8日)

該当事項はありません。

（ 1 口当たり情報に関する注記）

	第1特定期間末 (平成23年 4月 8日)
1口当たり純資産額	1.0126円
(1万口当たり純資産額)	(10,126円)

(4) 【附属明細表】

第1 有価証券明細表

株式

該当事項はありません。

株式以外の有価証券

種類	通貨	銘柄	額面	評価額	備考
投資信託受益証券	日本円	CAマネープールファンド(適格機関投資家専用)	1,530,241	1,540,034	
	小計		1,530,241	1,540,034	
		銘柄数 組入時価比率	1 0.4%	100.0%	
	投資信託受益証券 合計				1,540,034
投資証券	日本円	ストラクチュラ-欧州ハイ・イールド・ボンド (I9シェアクラス、円)	37,930	380,627,550	
	小計		37,930	380,627,550	
		銘柄数 組入時価比率	1 97.7%	100.0%	
	投資証券 合計				380,627,550
合計				382,167,584	

(注) 組入時価比率は、左より組入時価の純資産に対する比率及び各小計欄の各合計金額に対する比率であります。

第2 デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（ユーロコース）」

平成23年4月末日現在

資産総額	268,657,477 円
負債総額	28,304,854 円
純資産総額（ - ）	240,352,623 円
発行済口数	223,473,986 口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0755 円
（1万口当たり純資産額）	（10,755 円）

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（ブラジルリアルコース）」

平成23年4月末日現在

資産総額	2,686,498,695 円
負債総額	153,397,183 円
純資産総額（ - ）	2,533,101,512 円
発行済口数	2,331,761,400 口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0863 円
（1万口当たり純資産額）	（10,863 円）

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（資源国通貨コース）」

平成23年4月末日現在

資産総額	671,542,189 円
負債総額	99,030,750 円
純資産総額（ - ）	572,511,439 円
発行済口数	522,401,739 口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0959 円
（1万口当たり純資産額）	（10,959 円）

「アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（円コース）」

平成23年4月末日現在

資産総額	389,400,858 円
負債総額	225,425 円
純資産総額（ - ）	389,175,433 円
発行済口数	385,771,375 口
1口当たり純資産額（ / ）	1.0088 円
（1万口当たり純資産額）	（10,088 円）

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1 受益者に対する特典

該当事項はありません。

2 受益証券名義書き換えの事務等

各ファンドの受益権は、振替制度における振替受益権であるため、委託会社はこの信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、各ファンドの振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。

3 受益権の譲渡

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。

前記の申請のある場合には、前記の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、前記の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

前記の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

4 受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

5 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法の定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

6 償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者としてします。）に支払います。

7 質権口記載または記録の受益権の取り扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付け、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。

第二部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金の額

本書提出日現在	資本金の額	12億円
	発行株式総数	9,000,000株
	発行済株式総数	2,400,000株

直近5年間における資本金の額の増減はありません。

(2) 委託会社の概況

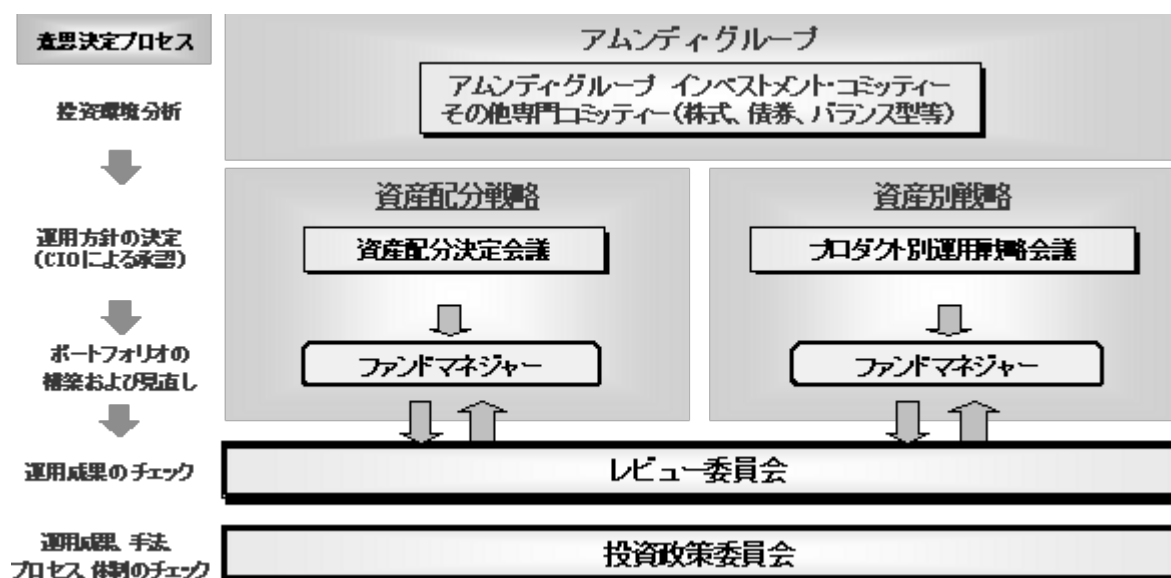
委託会社の意思決定機構

当社業務執行の最高機関としてある取締役会は3名以上の取締役で構成されます。

取締役会はその決議をもって、取締役中より代表取締役を選任します。

取締役会は、法令または定款に定める事項の他、業務執行に関する重要事項を決定します。その決議は、取締役会の過半数が出席し、その出席取締役の過半数をもって行います。

投資運用の意思決定機構



- ・アムンディ・グループで開催される投資に関する様々なコミッティーで、グループの株式・債券見直し、および運用戦略を決定します。
- ・アムンディ・グループで決定した戦略を取り込み、弊社が開催する資産配分決定会議、プロダクト別運用戦略会議において、資産配分、プロダクト別の投資戦略を協議し、決定します。
- ・決定事項にしたがい、ファンドマネジャーは資産配分やポートフォリオの構築・見直しを行います。
- ・月次で開催されるレビュー委員会において、資産配分戦略、各プロダクトにおける運用評価の結果を運用関係者にフィードバックします。また必要に応じて開催する投資政策委員会では、運用プロダクトの質について検証します。

- ・資産配分戦略、ならびにプロダクト別運用戦略にかかる諸会議を定期的に開催します。また投資環境急変時には臨時会合を召集します。

前記の意思決定機構等は本書作成日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

2【事業の内容及び営業の概況】

事業の内容

委託会社であるアムンディ・ジャパン株式会社は、「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業にかかる業務の一部および投資助言・代理業務を行っています。

営業の概況

平成23年4月末日現在、委託会社の運用する投資信託の本数、純資産額の合計額は以下の通りです。

種 類	本 数	純 資 産 (百 万 円)
単位型株式投資信託	119	327,467
単位型公社債投資信託	3	3,789
追加型株式投資信託	134	1,186,922
追加型公社債投資信託	1	20,390
合 計	257	1,538,568

3【委託会社等の経理状況】

- (1) 委託会社であるアムンディ・ジャパン株式会社（以下「当社」という）の財務諸表は、第28期事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて、第29期事業年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）については、改正後の財務諸表等規則並びに同規則第2条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

また、当社の中間財務諸表は「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号、以下「中間財務諸表等規則」という。）第38条及び第57条の規定により、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）に基づき作成しております。

- (2) 財務諸表及び中間財務諸表の金額については、千円未満の端数を四捨五入して記載しております。

- (3) 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第28期事業年度（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）の財務諸表について、監査法人トーマツによる監査を受けており、第29期事業年度（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）の財務諸表については有限責任監査法人トーマツによる監査を受けております。

なお、監査法人トーマツは、監査法人の種類の変更により、平成21年7月1日をもって有限責任監査法人トーマツとなっております。

また、第30期事業年度に係る中間会計期間（自平成22年4月1日 至平成22年9月30日）の中間財務諸表については、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、あらた監査法人による中間監査を受けております。

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社は、平成22年7月1日をもって、クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社と合併し、商号をアムンディ・ジャパン株式会社に変更しました。

当社の財務諸表に引き続き、合併消滅会社であるクレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社の第24期事業年度及び第25期事業年度の財務諸表を参考情報として添付しております。

(1)【貸借対照表】

期 別 科 目	第28期 (平成21年3月31日現在)			第29期 (平成22年3月31日現在)		
	金 額		構成比	金 額		構成比
	千円	千円	%	千円	千円	%
(資産の部)						
流動資産						
1 現金・預金		3,156,430			3,573,505	
2 有価証券		304,050			1,304,815	
3 関係会社短期貸付金 *1		-			850,000	
4 前払費用		73,159			46,715	
5 未収還付法人税等		220,066			-	
6 未収入金		21,409			-	
7 未収委託者報酬 *1		361,039			806,446	
8 未収運用受託報酬 *1		520,720			739,788	
9 未収投資助言報酬 *1		32,635			50,560	
10 繰延税金資産		48,000			-	
11 立替金		18,097			37,211	
12 差入保証金		-			219,207	
13 その他 *1		5,088			8,268	
14 貸倒引当金		4			-	
流動資産計		4,760,688	69.2		7,636,513	93.3
固定資産						
1 有形固定資産						
(1)建物 *2	97,726			2,185		
(2)器具備品 *2	132,384			52,785		
有形固定資産計		230,109	3.3		54,969	0.7
2 無形固定資産						
(1)ソフトウェア	13,317			11,690		
(2)電話加入権	2,219			2,219		
無形固定資産計		15,536	0.2		13,909	0.2
3 投資その他の資産						
(1)投資有価証券	618,262			312,532		
(2)関係会社株式	168,117			162,693		
(3)関係会社長期貸付金 *1	850,000			-		
(4)長期未収入金	9,000			8,000		
(5)長期差入保証金	230,137			4,930		
(6)ゴルフ会員権	5,440			60		
(7)繰延税金資産	1,000			-		
(8)貸倒引当金	12,640			8,000		
投資その他の資産計		1,869,316	27.2		480,216	5.9
固定資産計		2,114,962	30.8		549,094	6.7
資産合計		6,875,650	100.0		8,185,607	100.0

期 別 科 目	第28期 (平成21年3月31日現在)			第29期 (平成22年3月31日現在)		
	金 額		構成比	金 額		構成比
	千円	千円	%	千円	千円	%
(負債の部)						
流動負債						
1 リース債務		11,731			6,242	
2 預り金	*1	180,159			128,289	
3 未払金						
(1)未払償還金	14,564			14,564		
(2)未払手数料	*1	219,436		445,389		
(3)その他未払金	*1	23,057		359,883	819,836	
4 未払費用	*1	161,982			190,445	
5 未払法人税等		-			224,022	
6 未払消費税等		9,336			42,047	
7 前受収益		167			167	
8 賞与引当金		87,177			65,000	
9 役員賞与引当金		15,578			18,000	
10 統合関連費用引当金		-			368,000	
11 その他		7,387			7,568	
流動負債計		730,574	10.6		1,869,617	22.8
固定負債						
1 リース債務		9,733			3,532	
2 賞与引当金		3,293			-	
3 役員賞与引当金		3,417			-	
固定負債計		16,444	0.2		3,532	0.0
負債合計		747,018	10.9		1,873,149	22.9
(純資産の部)						
株主資本						
1 資本金		1,200,000	17.5		1,200,000	14.7
2 資本剰余金						
(1)資本準備金	1,076,268			1,076,268		
資本剰余金計		1,076,268	15.7		1,076,268	13.1
3 利益剰余金						
(1)利益準備金	110,093			110,093		
(2)その他利益剰余金						
別途積立金	1,600,000			1,600,000		
繰越利益剰余金	2,143,031			2,327,410		
利益剰余金計		3,853,124	56.0		4,037,503	49.3
株主資本計		6,129,392	89.1		6,313,771	77.1
評価・換算差額等						
1 その他有価証券評価差額金		761	0.0		1,313	0.0
評価・換算差額等計		761	0.0		1,313	0.0
純資産合計		6,128,631	89.1		6,312,459	77.1
負債・純資産合計		6,875,650	100.0		8,185,607	100.0

(2)【損益計算書】

期 別 科 目	第28期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)			第29期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)		
	金 額		百分比	金 額		百分比
	千円	千円	%	千円	千円	%
営業収益						
1 委託者報酬	2,690,051			2,824,507		
2 運用受託報酬	2,180,523			2,081,219		
3 投資助言報酬	235,867	5,106,441	100.0	116,617	5,022,343	100.0
営業費用						
1 支払手数料	1,343,455			1,435,977		
2 広告宣伝費	37,759			12,553		
3 公告費	5,544			3,942		
4 調査費						
(1)調査費	376,693			399,056		
(2)委託調査費	174,969			116,736		
5 営業雑経費						
(1)通信費	10,684			8,381		
(2)印刷費	104,833			75,346		
(3)協会費	8,675	2,062,613	40.4	8,142	2,060,134	41.0
一般管理費						
1 給料						
(1)役員報酬	131,505			109,283		
(2)給料・手当	1,598,540			1,542,436		
(3)賞与	210,561			159,280		
(4)役員賞与	1,100			6,216		
2 交際費	5,715			4,724		
3 旅費交通費	56,113			27,346		
4 租税公課	27,672			39,820		
5 不動産賃借料	219,017			241,861		
6 賞与引当金繰入	82,633			65,000		
7 役員賞与引当金繰入	12,161			14,764		
8 退職給付費用	45,921			71,285		
9 固定資産減価償却費	37,872			35,169		
10 福利厚生費	236,020			233,485		
11 諸経費	160,828	2,825,660	55.3	113,206	2,663,874	53.0
営業利益		218,168	4.3		298,335	5.9
営業外収益						
1 受取配当金 *1	30			1,001,109		
2 有価証券利息	19,324			14,705		
3 受取利息 *1	14,801			18,095		
4 ゴルフ会員権売却益	107			-		
5 有価証券売却益	-			374		
6 投資信託監査報酬差益	28,560			292		

7	法人税等還付加算金	-			6,464		
8	雑収入	2,378	65,199	1.3	6,277	1,047,316	20.9
営業外費用							
1	支払利息	53			43		
2	為替差損	36,422			7,892		
3	有価証券売却損	4,839			5,730		
4	ゴルフ会員権売却損	271			-		
5	雑損失	52	41,637	0.8	698	14,362	0.3
	経常利益		241,731	4.7		1,331,288	26.5
特別利益							
1	集団訴訟和解金 *2	4,592			6,809		
2	逸失利益補償損失引当金戻入益	17,932			-		
3	過年度償却債権取立益	5,169			-		
4	投資有価証券売却益	-			2,794		
5	分配金償還金時効益	7,729	35,422	0.7	-	9,603	0.2
特別損失							
1	器具備品除却損	26			-		
2	関係会社株式評価損 *3	-			5,424		
3	減損損失 *4	-			155,202		
4	統合関連費用引当金繰入	-	26	0.0	368,000	528,626	10.5
	税引前当期純利益		277,127	5.4		812,266	16.2
	法人税、住民税及び事業税 *1	20,953			574,992		
	法人税、住民税及び事業税還付税額	52,965			-		
	法人税、住民税及び事業税追徴税額	2,314			-		
	過年度法人税等	-			4,417		
	法人税等調整額	88,885	59,187	1.2	48,478	627,887	12.5
	当期純利益		217,940	4.3		184,379	3.7

(3)【株主資本等変動計算書】

第28期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

（単位：千円）

株主資本		
資本金	前期末残高	1,200,000
	当期末残高	1,200,000
資本剰余金		
資本準備金	前期末残高	1,076,268
	当期末残高	1,076,268
資本剰余金合計	前期末残高	1,076,268
	当期末残高	1,076,268
利益剰余金		
利益準備金	前期末残高	110,093
	当期末残高	110,093
その他利益剰余金		
別途積立金	前期末残高	1,600,000
	当期末残高	1,600,000
繰越利益剰余金	前期末残高	1,925,091
	当期変動額 当期純利益	217,940
	当期末残高	2,143,031
利益剰余金合計	前期末残高	3,635,184
	当期変動額	217,940
	当期末残高	3,853,124
株主資本合計	前期末残高	5,911,452
	当期変動額	217,940
	当期末残高	6,129,392
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	前期末残高	1,987
	当期変動額（純額）	2,747
	当期末残高	761
純資産合計	前期末残高	5,913,439
	当期変動額	215,193
	当期末残高	6,128,631

第29期（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）（単位：千円）

株主資本		
資本金	前期末残高	1,200,000
	当期末残高	1,200,000
資本剰余金		
資本準備金	前期末残高	1,076,268
	当期末残高	1,076,268
資本剰余金合計	前期末残高	1,076,268
	当期末残高	1,076,268
利益剰余金		
利益準備金	前期末残高	110,093
	当期末残高	110,093
その他利益剰余金		
別途積立金	前期末残高	1,600,000
	当期末残高	1,600,000
繰越利益剰余金	前期末残高	2,143,031
	当期変動額 当期純利益	184,379
	当期末残高	2,327,410
利益剰余金合計	前期末残高	3,853,124
	当期変動額	184,379
	当期末残高	4,037,503
株主資本合計	前期末残高	6,129,392
	当期変動額	184,379
	当期末残高	6,313,771
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	前期末残高	761
	当期変動額（純額）	552
	当期末残高	1,313
純資産合計	前期末残高	6,128,631
	当期変動額	183,827
	当期末残高	6,312,459

重要な会計方針

	第28期 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31 日)	第29期 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31 日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 有価証券 子会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。 その他有価証券 時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。	(1) 有価証券 子会社株式 同 左 その他有価証券 時価のあるもの 同 左 時価のないもの 同 左
2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 定額法により償却しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 15年～24年 器具備品 4年～20年 (2) 無形固定資産 定額法により償却しております。 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 同 左 (2) 無形固定資産 同 左 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 同 左
3. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金	(1) 貸倒引当金

	債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。 なお、ある条件を満たしたものに対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。 (3) 役員賞与引当金 役員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。 なお、ある条件を満たしたものに対して、一定金額を繰延支給する制度が導入されております。当該役員賞与は数年間に分割支給されるため、1年を超えて支払われる部分については固定負債に計上しております。 _____	同 左 (2) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。 _____ (3) 役員賞与引当金 役員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に帰属する額を計上しております。 _____ (4) 統合関連費用引当金 将来のクレディ・アグリコルアセットマネジメント株式会社との合併及び事務所移転等に備えるため、将来発生すると認められる統合関連費用を合理的に見積もり計上しております。
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	消費税等 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。 _____	(1) 消費税等 同 左 (2) 連結納税制度の適用 当事業年度から、S G A M ノースパシフィック株式会社を連結納税親会社とする連結納税制度を適用しております。

会計方針の変更

第28期 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31 日)	第29期 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31 日)
---	---

当事業年度から平成19年3月30日改正の「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準委員会 企業会計基準第13号）及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会 企業会計基準適用指針第16号）を適用しております。 なお、これによる営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。	_____
--	--------------

[次へ](#)

注記事項

（貸借対照表関係）

第28期 (平成21年3月31日現在)	第29期 (平成22年3月31日現在)																																		
*1. 各科目に含まれる関係会社に対するものは以下のとおりであります。 <table> <tr><td>未収委託者報酬</td><td>45,346千円</td></tr> <tr><td>未収運用受託報酬</td><td>33,616千円</td></tr> <tr><td>未収投資助言報酬</td><td>11,812千円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>3,636千円</td></tr> <tr><td>関係会社長期貸付金</td><td>850,000千円</td></tr> <tr><td>預り金</td><td>898千円</td></tr> <tr><td>未払手数料</td><td>7,579千円</td></tr> <tr><td>その他未払金</td><td>5,254千円</td></tr> <tr><td>未払費用</td><td>11,248千円</td></tr> </table>	未収委託者報酬	45,346千円	未収運用受託報酬	33,616千円	未収投資助言報酬	11,812千円	その他	3,636千円	関係会社長期貸付金	850,000千円	預り金	898千円	未払手数料	7,579千円	その他未払金	5,254千円	未払費用	11,248千円	*1. 各科目に含まれる関係会社に対するものは以下のとおりであります。 <table> <tr><td>未収運用受託報酬</td><td>11,412千円</td></tr> <tr><td>未収投資助言報酬</td><td>949千円</td></tr> <tr><td>その他</td><td>3,636千円</td></tr> <tr><td>関係会社短期貸付金</td><td>850,000千円</td></tr> <tr><td>預り金</td><td>898千円</td></tr> <tr><td>未払手数料</td><td>16,782千円</td></tr> <tr><td>未払費用</td><td>10,849千円</td></tr> <tr><td>その他未払金</td><td>352,967千円</td></tr> </table> その他未払金は連結法人税額のうち、当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支出すべき金額であります。	未収運用受託報酬	11,412千円	未収投資助言報酬	949千円	その他	3,636千円	関係会社短期貸付金	850,000千円	預り金	898千円	未払手数料	16,782千円	未払費用	10,849千円	その他未払金	352,967千円
未収委託者報酬	45,346千円																																		
未収運用受託報酬	33,616千円																																		
未収投資助言報酬	11,812千円																																		
その他	3,636千円																																		
関係会社長期貸付金	850,000千円																																		
預り金	898千円																																		
未払手数料	7,579千円																																		
その他未払金	5,254千円																																		
未払費用	11,248千円																																		
未収運用受託報酬	11,412千円																																		
未収投資助言報酬	949千円																																		
その他	3,636千円																																		
関係会社短期貸付金	850,000千円																																		
預り金	898千円																																		
未払手数料	16,782千円																																		
未払費用	10,849千円																																		
その他未払金	352,967千円																																		
*2. 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。 <table> <tr><td>建物</td><td>66,636千円</td></tr> <tr><td>器具備品</td><td>57,790千円</td></tr> </table>	建物	66,636千円	器具備品	57,790千円	*2. 有形固定資産の減価償却累計額は以下のとおりであります。 <table> <tr><td>建物</td><td>75,375千円</td></tr> <tr><td>器具備品</td><td>71,847千円</td></tr> </table>	建物	75,375千円	器具備品	71,847千円																										
建物	66,636千円																																		
器具備品	57,790千円																																		
建物	75,375千円																																		
器具備品	71,847千円																																		
3. 金融機関に25,000千円の支払保証を委託しており、保証が実行された場合には、当社に同額の求償債務が生じることになります。	――																																		

（損益計算書関係）

第28期 (自 平成20年 4 月 1 日 至 平成21年 3 月31 日)	第29期 (自 平成21年 4 月 1 日 至 平成22年 3 月31 日)								
*1. 各科目に含まれている関係会社に対するものは、以下のとおりであります。 <table> <tr><td>受取利息</td><td>14,758千円</td></tr> </table>	受取利息	14,758千円	*1. 各科目に含まれている関係会社に対するものは、以下のとおりであります。 <table> <tr><td>受取利息</td><td>14,758千円</td></tr> <tr><td>受取配当金</td><td>1,001,079千円</td></tr> <tr><td>法人税、住民税及び事業税</td><td>360,805千円</td></tr> </table> 法人税、住民税及び事業税は、連結法人税額のうち、当社の個別帰属額であり、連結納税親会社へ支出すべき金額であります。	受取利息	14,758千円	受取配当金	1,001,079千円	法人税、住民税及び事業税	360,805千円
受取利息	14,758千円								
受取利息	14,758千円								
受取配当金	1,001,079千円								
法人税、住民税及び事業税	360,805千円								
*2. 特別利益に含まれる集団訴訟和解金 集団訴訟和解金は、すでに償還済みのSGY外国株式マザーファンドで投資しておりました企業に関する集団訴訟が和解し、当該和解金を受領したものであります。	*2. 特別利益に含まれる集団訴訟和解金 集団訴訟和解金は、すでに償還済みの複数のファンドで投資しておりました企業に関する集団訴訟が和解し、当該和解金を受領したものであります。								
	*3. 特別損失に含まれる関係会社株式評価損								

	関係会社株式評価損は、当社の100%子会社であるデラウェア社について実質価額まで減損処理したものであります。															
	*4 特別損失に含まれる減損損失 当事業年度において、当社は以下の資産について減損損失を計上いたしました。 <table><tr><th>場所</th><th>用途</th><th>種類</th></tr><tr><td rowspan="2">本社</td><td rowspan="2">処分予定資産</td><td>器具備品（絵画）</td></tr><tr><td>建 物</td></tr></table> 当社は、資産運用会社であり、基本的に全資産が一体となってキャッシュフローを生み出す単位として取り扱っております。 今般、クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社との合併のために本社を移転することとなり、当初の予定より早期に資産を除却又は売却することが予定され、当該将来の使用が見込まれないものについては処分予定資産としてグルーピングを行っております。 器具備品（絵画）は従来より、会議室、エントランスホール等に装飾用として展示されておりましたが、将来において予定される移転に伴い展示場所の確保が困難となったため、売却を検討しております。その一環として鑑定業者4社に鑑定を依頼し、その結果、上記絵画の時価が著しく下落していることが判明したため、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。当該回収可能価額は正味売却価額により測定しており、上記器具備品（絵画）については4社の鑑定評価額のうち最も低い評価額により評価しております。 建物については、処分予定時における残存帳簿価額の金額を期末帳簿価額から直接減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上いたしました。 <table><tr><th colspan="2">（減損損失の金額）</th></tr><tr><td>建物</td><td>86,802千円</td></tr><tr><td>器具備品（絵画）</td><td>68,399千円</td></tr><tr><td>合計</td><td>155,202千円</td></tr></table>	場所	用途	種類	本社	処分予定資産	器具備品（絵画）	建 物	（減損損失の金額）		建物	86,802千円	器具備品（絵画）	68,399千円	合計	155,202千円
場所	用途	種類														
本社	処分予定資産	器具備品（絵画）														
		建 物														
（減損損失の金額）																
建物	86,802千円															
器具備品（絵画）	68,399千円															
合計	155,202千円															

（株主資本等変動計算書関係）

第28期 （自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）
1．発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末 （千株）	増加 （千株）	減少 （千株）	当事業年度末 （千株）
普通株式	2,400	-	-	2,400

第29期

（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

株式の種類	前事業年度末 （千株）	増加 （千株）	減少 （千株）	当事業年度末 （千株）
普通株式	2,400	-	-	2,400

2. 配当に関する事項

基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

平成22年6月30日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案する予定であります。

配当金の総額 480百万円

1株当たり配当額 200円

基準日 平成22年3月31日

効力発生日 平成22年7月1日

なお配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

（リース取引関係）

第28期 （自 平成20年4月 1 日 至 平成21年3月31 日）	第29期 （自 平成21年4月 1 日 至 平成22年3月31 日）
ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引 （1）リース資産の内容 有形固定資産 器具備品 （2）リース資産の減価償却方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額 法によっております。	ファイナンス・リース取引 所有権移転外ファイナンス・リース取引 （1）リース資産の内容 有形固定資産 同 左 （2）リース資産の減価償却方法 同 左

（金融商品に関する注記）

第29期

（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

1 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用については、短期的な預金・有価証券等に限定しております。資金の調達については、銀行等金融機関から借入はありません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

未収委託者報酬及び未収運用受託報酬並びに関係会社短期貸付金は、相手先の信用リスクに晒されております。当該リスクに関しては、相手先ごとの残高管理を行うとともに、延滞債権が発生した場合には管理部門役職者が顧客と直接交渉する体制としております。有価証券及び投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されておりますが、運用先の信用リスクを極小化することを優先するため、主に国債もしくはこれに準ずるものに限定し、定期的に時価を把握し市場価格変動に留意しております。

未払手数料は、支払期日に支払いを実行できなくなる流動性リスクに晒されておりますが、手許流動性を維持することにより管理しております。

また当社は親会社であるSGAMノースパシフィック株式会社に対し貸付を行っており、信用リスクについては同社の財務状況等を定期的に把握し、管理しております。

2 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）参照）。

（単位：千円）

	貸借対照表 計上額（*）	時価（*）	差額
（1）現金・預金	3,573,505	3,573,505	-
（2）関係会社短期貸付金	850,000	850,000	-
（3）未収委託者報酬	806,446	806,446	-
（4）未収運用受託報酬	739,788	739,788	-
（5）有価証券及び投資有価証券	1,617,348	1,617,348	-
（6）未払手数料	(445,389)	(445,389)	-

（*）負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

（注1） 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

（1）現金・預金、（2）関係会社短期貸付金、（3）未収委託者報酬、（4）未収運用受託報酬、並びに（6）未払手数料

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（5）有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、国債及び投資信託受益証券は、証券会社等からの時価情報によっております。

また、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記に記載しております。

（注2） 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区 分	貸借対照表額（千円）
関係会社株式	162,693千円

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

（注3） 金銭債権及び満期がある有価証券の決算日後の償還予定額

（単位：千円）

	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金・預金	3,573,505	-	-	-
関係会社短期貸付金	850,000	-	-	-
未収委託者報酬	806,446	-	-	-
未収運用受託報酬	739,788	-	-	-
有価証券及び投資有価証券 その他の有価証券のうち 満期のあるもの（国債）	300,000	300,000	-	-
合計	6,269,739	300,000	-	-

（追加情報）

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日改正）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

（有価証券関係）

第28期

（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

1. その他有価証券で時価のあるもの

	種類	取得原価 （千円）	貸借対照表計 上額（千円）	差額（千円）
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	（1）株式	-	-	-
	（2）債券	611,835	614,400	2,565
	（3）その他	-	-	-
	小計	611,835	614,400	2,565
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	（1）株式	-	-	-
	（2）債券	305,730	304,050	1,680
	（3）その他	6,000	3,832	2,168
	小計	311,730	307,882	3,848
合計		923,565	922,282	1,283

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額（千円）	売却益の合計額 （千円）	売却損の合計額 （千円）
国債	300,000	-	4,839
投資信託	1,100	14	-

3. 時価評価されていない主な有価証券の貸借対照表計上額

	貸借対照表計上額 (千円)
(1)子会社株式 子会社株式	168,117
(2)その他有価証券 非上場株式	30

4. その他有価証券のうち満期があるものの今後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超5年以内 (千円)	5年超10年 以内(千円)	10年超 (千円)
1. 債券				
(1) 国債・地方債等	304,050	614,400	-	-
(2) 社債	-	-	-	-
(3) その他	-	-	-	-
2. その他	-	-	-	-
合計	304,050	614,400	-	-

第29期

(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)

1. 子会社株式

子会社株式（貸借対照表計上額162,693千円）は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。

2. その他有価証券

	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表計 上額(千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	305,685	308,040	2,355
	(3) その他	-	-	-
	小計	305,685	308,040	2,355
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-
	(2) 債券	306,150	303,990	2,160
	(3) その他(注)	1,006,825	1,005,318	1,508
	小計	1,312,975	1,309,308	3,668
合計		1,618,660	1,617,348	1,313

(注)投資信託受益証券であります。

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券

	売却額(千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
株 式	404	374	-
国 債	300,000	-	5,730
投資信託	96,794	2,794	-

4. 減損処理を行った有価証券

当事業年度において、子会社株式について、5,424千円の減損処理を行なっております。

（デリバティブ取引関係）

第28期
（自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日）

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

第29期
（自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日）

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

[次へ](#)

（関連当事者情報）

第28期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

1．関連当事者との取引

（追加情報）

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号 平成18年10月17日）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日）を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

（1）当社の親会社及び法人主要株主等

種 類	会 社 等 の 名 称	所在地	資本金 又 は 出資金	事業の 内 容 又 は 職 業	議決権等 の所有 （被所有） 割 合	関連当事者との関係	取引の内容	取引 金額 （千円）	科 目	期末 残高 （千円）
親会社	ソシエテ ジェネラル アセットマネジメント	フランス パリ市	323百万 ユーロ	投 資 顧問業	（被所有） 間接100%	事業の統括及び管理 役員の兼任	運用受託報酬 *1	74,054	未収運用 受託報酬	21,642
							投資助言報酬 *1	120,419	未収投資 助言報酬	9,131
親会社	SGAM ノースパシフィック 株式会社	東京都 中央区	3,150 百万円	有価証券の 保有	（被所有） 直接100%	持株会社 役員の兼任	資金の貸付	-	長期貸付 金	850,000
							利息の受取 *2	14,758	未収利息	3,636

（注）

- ソシエテ ジェネラル アセットマネジメントは、SGAM ノースパシフィック株式会社の議決権を99.2%直接所有しております。
- 取引条件及び取引条件の決定方針等
*1 運用受託報酬及び投資助言報酬については、当該各契約に基いて決定しております。
*2 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定し、返済条件は一括返済としております。なお担保は受け入れておりません。
- 上記金額には消費税等は含まれておりません。

（2）当社と同一の親会社を持つ会社

種 類	会 社 等 の 名 称	所在地	資本金 又 は 出資金	事業の 内 容 又 は 職 業	議決権等 の所有 （被所有） 割 合	関連当事者との関係	取引の内容	取引 金額 （千円）	科 目	期末 残高 （千円）
同一の 親会社 を持つ 会社	ソシエテジェネラルアセット マネジメント オルタナ ティブ インベストメント	フランス パリ市	82,035 千ユーロ	投 資 顧問業	なし	運用再委託	支払投信手数料 *1	14,415	未払手数料	10,284
						運用再委託	支払投資顧問料 *1	53,448	未払投資 顧問料	993
						業務補助	経費の立替 *2	23,799	立替金	-
同一の 親会社 を持つ 会社	ソシエテ ジェネラル バン ク アンド トラスト ルク センブルグ	ルクセンブ ルグ ルクセンブ ルグ市	1,179 百万ユー ロ	銀行業	なし	運用再委託	運用受託報酬 *1	71,659	未収運用 受託報酬	344
同一の 親会社 を持つ 会社	ソシエテ ジェネラル ア セット マネジメント ルク センブルグ	ルクセンブ ルグ ルクセンブ ルグ市	5,000 千ユーロ	投 資 顧問業	なし	運用再委託	運用受託報酬 *1	44,531	未収運用 受託報酬	7,315

（注）

- ソシエテジェネラルアセットマネジメント オルタナティブ インベストメント及びソシエテジェネラルアセットマネジメント ルクセンブルグは、ソシエテジェネラルアセットマネジメントの子会社であり、ソシエテジェネラル バンク アンド トラスト ルクセンブルグはソシエテジェネラル（ソシエテジェネラルアセットマネジメントの親会社）の子会社です。
- 取引条件及び取引条件の決定方針等
 - 運用受託報酬、支払投資顧問料及び支払投信手数料については、当該各契約に基いて決定しております。
 - 経費の立替は、契約に基づいて当社が当該同一の親会社を持つ会社のために行っている支払であり、人件費及び経費の実額であります。
- 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

ソシエテジェネラルアセットマネジメント（非上場）
S G A M ノースパシフィック株式会社（非上場）

第29期（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

1. 関連当事者との取引

（1）当社の親会社及び法人主要株主等

種 類	会 社 等 の 名 称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内 容 又は 職 業	議決権等 の所有 （被所有） 割 合	関 係 内 容		取引の内容	取引 金額 （千円）	科 目	期末 残高 （千円）
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
親会社	SGAM ノースパシフィック 株式会社	東京都 中央区	3,150 百万円	有価証券の 保有	（被所有） 直接100%	兼任 1人	持株会社	資金の貸付 *1	-	関係会社 短期貸付 金	850,000
								利息の受取 *1	14,748	未収収益	3,636
								連結法人税の 支払	360,805	その他 未払金	352,967

（注）

1. 親会社の異動

前事業年度末において当社の親会社であったソシエテジェネラルアセットマネジメント エス アーは、同社が所有しておりました S G A M ノースパシフィック株式会社の株式を、平成21年12月31日付で、すべてアムンディ エス アーに譲渡いたしました。したがって、同日以降アムンディ エス アーが当社の親会社となりました。また、前事業年度末において当社の親会社であったソシエテジェネラルアセットマネジメント エス アーは、平成21年12月31日に資産運用に関するすべての業務を、当社の兄弟会社であるソシエテジェネラルジェスチョン エス アーに移管しております。したがって、前事業年度において「1. 当社の親会社及び法人主要株主等」で開示をしていたソシエテジェネラルアセットマネジメント エス アーとの取引は、当事業年度においては「2. 当社と同一の親会社を持つ会社」のソシエテジェネラルジェスチョン エス アーとの取引において注記開示しております。

2. 取引条件及び取引条件の決定方針等

*1 資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定し、返済条件は、返済期日平成22年7月2日の一括返済としております。なお担保は受け入れておりません。

3. 上記金額には消費税等は含まれておりません。

（2）当社と同一の親会社を持つ会社

種 類	会 社 等 の 名 称	所在地	資本金 又は 出資金	事業の 内 容 又は 職 業	議決権等 の所有 （被所有） 割 合	関 係 内 容		取引の内容	取引 金額 （千円）	科 目	期末 残高 （千円）
						役員の 兼任等	事業上 の関係				

親会社 の子会 社	ソシエテジェネラル ジェスチョン エス アー	フランス パリ市	567,034 千ユーロ	投 資 顧問業	なし	なし	運用再委託	運用受託報酬 *1	58,933	未収運用 受託報酬	23,615
							運用助言	投資助言報酬 *1	54,503	未収投資 助言報酬	40,873
							運用再委託	委託者報酬 *1	198,158	未収委託 者報酬	136,620
親会社 の子会 社	ソシエテ ジェネラル アセッ ト マネジメント ルクセンブ ルグ エス アー	ルクセンブ ルグ ルクセンブ ルグ市	5,000 千ユーロ	投 資 顧問業	なし	なし	運用再委託	運用受託報酬 *1	39,155	未収運用 受託報酬	2,190

(注)

- ソシエテジェネラルジェスチョン エス アー及びソシエテジェネラルアセットマネジメント ルクセンブルグ エス アーは、平成21年12月31日以降、当社の親会社でありますアムンディ エス アーの子会社であります。また、前事業年度末において当社の親会社であったソシエテジェネラルアセットマネジメント エス アーは、平成21年12月31日に資産運用に関するすべての業務をソシエテジェネラルジェスチョン エス アーに移管しております。したがって、上表のソシエテジェネラルジェスチョン エス アーとの取引は、平成21年4月1日から平成21年12月31日の親会社としてのソシエテジェネラルアセットマネジメント エス アーとの取引（運用受託報酬52,146千円、投資助言報酬41,035千円、委託者報酬 157,636千円）を含めて開示しております。
- 取引条件及び取引条件の決定方針等
*1 運用受託報酬、投資助言報酬、及び委託者報酬については、当該各契約に基いて決定しております。
- 上記金額には消費税等は含まれておりません。

2. 親会社に関する注記

親会社情報

S G A M ノースパシフィック株式会社（非上場）

アムンディ エス アー（非上場）

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	第28期 (平成21年3月31日現在)	第29期 (平成22年3月31日現在)
	千円	千円
繰延税金資産		
子会社株式に係る株式配当認定益	17,208	17,208
賞与引当金等損金算入限度超過額	53,885	40,333
貸倒引当金損金算入限度超過額	5,145	3,255
未払事業税等否認額	11,623	55,885
ゴルフ会員権評価損否認額	7,430	8,927
その他有価証券評価差額金	522	485
統合関連費用引当金繰入否認額	-	149,739
関係会社株式に係る評価損否認額	-	2,207
固定資産減損損失否認額	-	63,152
未払費用否認額	-	16,228
繰延税金資産小計	95,812	357,420
評価性引当額	29,556	357,420
繰延税金資産合計	66,257	-
繰延税金負債		
事業税還付未収金	17,257	-
繰延税金資産の純額	49,000	-

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	第28期 (平成21年3月31日現在)	第29期 (平成22年3月31日現在)
法定実効税率	40.69%	40.69%
(調 整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	8.02%	8.46%
住民税均等割	0.83%	0.28%
評価性引当額	7.95%	40.36%
過年度法人税等還付額	19.11%	-
過年度法人税等追徴額	0.84%	-
過年度法人税等	-	0.54%
税額控除額	1.41%	12.95%
その他	0.55%	0.08%

税効果会計適用後の法人税等の負担率

21.36%

77.30%

（退職給付関係）

１．採用している退職給付制度の概要

当社は、平成14年10月1日より、確定拠出型年金制度を採用しております。

２．退職給付費用の額

（単位：千円）

	第28期 （平成21年3月31日現在）	第29期 （平成22年3月31日現在）
退職給付費用*1	1,333	20,900
その他 *2	44,588	50,386
合計	45,921	71,285

*1退職給付費用は、退職金支払額であります。

*2 その他は、確定拠出型年金への掛金支払額であります。

（1株当たり情報）

第28期 （自 平成20年4月 1 日 至 平成21年3月31 日）		第29期 （自 平成21年4月 1 日 至 平成22年3月31 日）	
1株当たり純資産額	2,553.60円	1株当たり純資産額	2,630.19円
1株当たり当期純利益金額	90.81円	1株当たり当期純利益金額	76.82円
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。 当期純利益 217,940千円 普通株式に係る当期純利益 217,940千円 期中平均株式数 2,400千株		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。 当期純利益 184,379千円 普通株式に係る当期純利益 184,379千円 期中平均株式数 2,400千株	

（重要な後発事象）

第28期 （自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）
該当事項はありません。

第29期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)	
(企業結合等関係)	
当社は、クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社（以下「CAAMJ」という）と平成22年4月30日に合併契約書を締結し、平成22年5月20日開催の臨時株主総会において同契約書の承認を得ました。 合併の理由： 両社の親会社（最終株主）の統合に伴うもの 合併の概要： 合併する相手先の名称：CAAMJ 合併の方法：当社を存続会社とし、CAAMJは解散する。 合併後の会社の名称：アムンディ・ジャパン株式会社と称する。 合併に際して発行する株式：本合併は、無対価とし、当社は、合併に際して株式を発行しない。 資本金及び準備金等：本合併は、無対価であるため、合併により当社の資本金、資本準備金は増加せず、資本金・資本準備金以外の株主資本については会社計算規則に従う。 効力発生日：合併の効力発生日は、平成22年7月1日とする。 財産の引継ぎ：CAAMJは、平成22年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算書を基礎とし、これに合併の効力発生日前日までの増減を加除した一切の財産、負債及び権利義務を合併の効力発生日において当社に引継ぐ。 合併交付金：当社は、合併の効力発生日現在のCAAMJの株主名簿に記載された株主に対して、合併交付金は支払わない。	

[次へ](#)

（参考情報）

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社の経理状況

1．財務諸表の作成方法について

当社の財務諸表は、第24期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）については、改正前の「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号、以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、改正前の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に従って作成しております。

また、第25期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）については、改正後の「財務諸表等規則」並びに同規則第2条により、改正後の「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年内閣府令第52号）に基づいて作成しております。

財務諸表の金額については、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第24期事業年度（平成20年4月1日から平成21年3月31日まで）及び第25期事業年度（平成21年4月1日から平成22年3月31日まで）の財務諸表について、あらた監査法人による監査を受けております。

(1)貸借対照表

		(単位：千円)	
		第24期	第25期
		(平成21年3月31日)	(平成22年3月31日)
資産の部			
流動資産			
現金・預金	626,501	1,391,318	
前払費用	661,779	539,396	
未収入金	17,590	19,701	
未収委託者報酬	390,561	694,263	
未収収益	*1 74,644	*1 66,270	
繰延税金資産	372,728	555,962	
立替金	29,494	28,307	
未収還付法人税等	132,022	945	
未収消費税等	45,403	-	
その他	99	132	
流動資産合計	2,350,826	3,296,298	
固定資産			
有形固定資産			
建物付属設備（純額）	*2 73,647	*2 59,837	
器具備品（純額）	*2 94,832	*2 72,213	
リース資産（純額）	*2 4,732	*2 3,753	
有形固定資産合計	173,212	135,804	
無形固定資産			
ソフトウェア	9,871	6,102	
電話加入権	584	584	
無形固定資産合計	10,455	6,687	
投資その他の資産			
投資有価証券	19,036	11,041	
長期差入保証金	248,007	181,948	
長期前払費用	2,142	1,190	
関係会社株式	10,000	-	
繰延税金資産	586,032	-	
投資その他の資産合計	865,218	194,179	
固定資産合計	1,048,887	336,670	
資産合計	3,399,713	3,632,969	
負債の部			
流動負債			
リース債務	979	979	
預り金	23,335	78,111	
未払金	244,327	426,947	
未払手数料	196,354	355,815	
その他未払金	47,972	71,131	

未払費用	214,655	272,678
未払法人税等	14,049	5,381
未払消費税等	-	25,477
前受収益	2,482,840	1,986,670
賞与引当金	31,450	44,412
役員賞与引当金	5,550	7,837
流動負債合計	3,017,187	2,848,496
固定負債		
リース債務	3,753	2,774
退職給付引当金	38,734	35,184
固定負債合計	42,488	37,958
負債合計	3,059,675	2,886,455
純資産の部		
株主資本		
資本金	300,000	300,000
資本剰余金		
資本準備金	395,012	1,042,566
資本剰余金合計	395,012	1,042,566
利益剰余金		
その他利益剰余金	352,446	596,551
繰越利益剰余金	352,446	596,551
利益剰余金合計	352,446	596,551
株主資本合計	342,566	746,015
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	2,528	498
評価・換算差額等合計	2,528	498
純資産合計	340,037	746,514
負債純資産合計	3,399,713	3,632,969

(2)損益計算書

	(単位：千円)	
	第24期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	第25期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	5,212,553	5,501,658
運用受託報酬	39,280	66,020
その他営業収益	322,292	239,738
営業収益合計	5,574,127	5,807,418
営業費用		
支払手数料	2,898,032	2,828,590
広告宣伝費	207,568	108,874
調査費	459,384	545,353
調査費	56,841	43,374
委託調査費	402,543	501,978
委託計算費	67,429	65,377
営業雑経費	526,385	397,290
通信費	291,586	190,936
保険料	5,458	4,334
印刷費	222,420	194,683
諸会費	6,919	7,335
営業費用合計	4,158,801	3,945,486
一般管理費		
給料	1,275,547	1,359,464
役員報酬	162,190	168,429
給料・手当	971,558	977,109
役員賞与	41,389	34,454
賞与	100,408	179,471
福利厚生費	191,728	182,419
退職給付費用	75,106	70,457
交際費	9,914	5,662
旅費交通費	39,269	33,323
不動産賃借料	215,350	214,021
修繕費	12,617	28,892
固定資産減価償却費	37,874	54,040
消耗器具備品費	49,031	18,892
専門家報酬	32,554	22,327
諸経費	52,741	49,844
一般管理費合計	1,991,735	2,039,345
営業損失（ ）	576,409	177,413
営業外収益		
受取利息	*1 1,700	9

雑収入	4,937	11,807
営業外収益合計	6,637	11,816
営業外費用		
為替差損	3,362	2,029
投資有価証券売却損	8,152	1,474
営業外費用合計	11,514	3,503
経常損失（ ）	581,286	169,099
特別損失		
固定資産除却損	1,062	1,090
前期損益修正	-	*1 24,134
違約金損失	*2 27,867	-
特別損失合計	28,929	25,224
税引前当期純損失（ ）	610,215	194,324
法人税、住民税及び事業税	272	2,291
法人税等追徴税額	12,092	-
法人税等調整額	176,809	399,935
法人税等合計	189,174	402,227
当期純損失（ ）	799,390	596,551

(3)株主資本等変動計算書

（単位：千円）

	第24期 （自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日）	第25期 （自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日）
株主資本		
資本金		
前期末残高	300,000	300,000
当期変動額		
新株の発行	-	500,000
資本金から準備金への振替	-	500,000
当期変動額合計	-	-
当期末残高	300,000	300,000
資本剰余金		
資本準備金		
前期末残高	395,012	395,012
当期変動額		
新株の発行	-	500,000
資本金から準備金への振替	-	500,000
準備金から剰余金への振替	-	352,446
当期変動額合計	-	647,553
当期末残高	395,012	1,042,566
その他資本剰余金		
前期末残高	-	-
当期変動額		
準備金から剰余金への振替	-	352,446
欠損填補	-	352,446
当期変動額合計	-	-
当期末残高	-	-
資本剰余金合計		
前期末残高	395,012	395,012
当期変動額		
新株の発行	-	500,000
資本金から準備金への振替	-	500,000
準備金から剰余金への振替	-	-
欠損填補	-	352,446
当期変動額合計	-	647,553
当期末残高	395,012	1,042,566
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金		
前期末残高	446,944	352,446
当期変動額		

欠損填補	-	352,446
当期純損失（ ）	799,390	596,551
当期変動額合計	799,390	244,105
当期末残高	352,446	596,551
利益剰余金合計		
前期末残高	446,944	352,446
当期変動額		
欠損填補	-	352,446
当期純損失（ ）	799,390	596,551
当期変動額合計	799,390	244,105
当期末残高	352,446	596,551
株主資本合計		
前期末残高	1,141,957	342,566
当期変動額		
新株の発行	-	1,000,000
資本金から準備金への振替	-	-
準備金から剰余金への振替	-	-
欠損填補	-	-
当期純損失（ ）	799,390	596,551
当期変動額合計	799,390	403,448
当期末残高	342,566	746,015
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金		
前期末残高	3,675	2,528
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）	1,146	3,027
当期変動額合計	1,146	3,027
当期末残高	2,528	498
評価・換算差額等合計		
前期末残高	3,675	2,528
当期変動額		
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）	1,146	3,027
当期変動額合計	1,146	3,027
当期末残高	2,528	498
純資産合計		
前期末残高	1,138,281	340,037
当期変動額		
新株の発行	-	1,000,000
資本金から準備金への振替	-	-
準備金から剰余金への振替	-	-
欠損填補	-	-

当期純損失（ ）	799,390	596,551
株主資本以外の項目の当期変動額 （純額）	1,146	3,027
当期変動額合計	798,243	406,476
当期末残高	340,037	746,514

重要な会計方針

項目	第24期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	第25期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法	(1) 子会社株式 移動平均法による原価法 (2) その他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）	(1) その他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 見積耐用年数に基づく定額法により償却しております。 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 見積耐用年数に基づく定額法により償却しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（3年）に基づいております。 (3) リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。 なお、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年4月1日前に開始する事業年度に属するものについては、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。	(1) 有形固定資産（リース資産を除く） 同左 (2) 無形固定資産（リース資産を除く） 同左 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法により償却しております。 なお、リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。
------------------------	--	---

3. 引当金の計上基準	(1) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 なお、会計基準変更時差異（7,388千円）については、15年による均等額を費用処理しております。 (2) 賞与引当金 従業員の賞与の支払に備えて賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。 (3) 役員賞与引当金 役員の賞与の支払に備えて賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。	(1) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務（直近の年金財政計算上の責任準備金をもって退職給付債務とする簡便法）及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 なお、会計基準変更時差異（7,388千円）については、15年による均等額を費用処理しております。 (2) 賞与引当金 同左 (3) 役員賞与引当金 同左
4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。	(1) 消費税等の会計処理 同左

会計処理方法の変更

第24期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	第25期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)
(リース取引に関する会計基準) 所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、当事業年度より「リース取引に関する会計基準」(企業会計基準第13号(平成5年6月17日(企業会計審議会第一部会)、平成19年3月30日改正))及び「リース取引に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第16号(平成6年1月18日(日本公認会計士協会 会計制度委員会)、平成19年3月30日改正))が適用されたことに伴い、通常の売買取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については引き続き通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理を適用しております。 これによる営業損失、経常損失及び税引前当期純損失に与える影響額は軽微であります。	-

表示方法の変更

第24期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	第25期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)
前事業年度において「投資顧問料」として表示しておりましたものは、当事業年度から「運用受託報酬」として計上しております。	-

注記事項

（貸借対照表関係）

第24期 (平成21年3月31日)	第25期 (平成22年3月31日)
*1 関係会社に対する資産及び負債 区別掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは以下のとおりであります。 未収収益 53,765千円 *2 有形固定資産の減価償却累計額 建物付属設備 13,594千円 器具備品 38,053千円 リース資産 163千円	*1 関係会社に対する資産及び負債 区別掲記されたもの以外で各科目に含まれているものは以下のとおりであります。 未収収益 19,874千円 *2 有形固定資産の減価償却累計額 建物付属設備 31,104千円 器具備品 67,876千円 リース資産 1,142千円

(損益計算書関係)

第24期 (自 平成20年4月 1日 至 平成21年3月31日)	第25期 (自 平成21年4月 1日 至 平成22年3月31日)
* 1 関係会社との取引 営業外収益 受取利息 1,671千円 * 2 違約金損失27,867千円は、貸室申込書の撤回にかかる違約金です。	* 1 前期損益修正24,134千円は、グループ会社の決算調整により発生した過年度の通信費です。

（株主資本等変動計算書関係）

第24期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数 （株）	当事業年度 増加株式数 （株）	当事業年度 減少株式数 （株）	当事業年度末 株式数 （株）
発行済株式				
普通株式	23,200	-	-	23,200
合計	23,200	-	-	23,200

2．配当に関する事項

(1) 配当金支払額

（決議）	株式の種類	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成19年6月28日 定時株主総会	普通株式	445,370	19,197円02銭	平成19年 3月31日	平成19年 6月29日

前期において未払となっていた配当金を支払ったものであります。

(2) 株主が受取の権利を放棄した配当金

当社の100%株主であるクレディ・アグリコル アセットマネジメント・エス・エーは、平成20年6月26日開催の定時株主総会において決議された剰余金の配当313,000千円の受取の権利を平成21年1月5日に放棄いたしました。なお、配当金の支払いがなかったことから、株主資本等変動計算書上は、配当金の支払いと放棄による戻し入れを相殺処理しております。

(3) 基準日が当期に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
該当事項はありません。

第25期（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

1．発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数 （株）	当事業年度 増加株式数 （株）	当事業年度 減少株式数 （株）	当事業年度末 株式数 （株）
発行済株式				
普通株式(注)	23,200	20,000	-	43,200
合計	23,200	20,000	-	43,200

（注）普通株式の発行済株式総数の増加20,000株は、平成21年6月30日の株主割当による新株の発行による増加であります。

2．配当に関する事項

該当事項はありません。

（リース取引関係）

第24期	第25期
（自 平成20年4月 1日	（自 平成21年4月 1日
至 平成21年3月31日）	至 平成22年3月31日）

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

主として、投資顧問事業における事務用機器（器具備品）であります。

(2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2.固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は以下のとおりであります。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額 相当額	減価償却 累計額 相当額	期末残高 相当額
器具備品	千円 6,888	千円 1,836	千円 5,051

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(2) 未経過リース料期末残高相当額

1年内 1,377千円

1年超 3,673千円

合計	5,051千円
----	---------

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

1. ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

同左

(2) リース資産の減価償却の方法

重要な会計方針「2.固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりであります。

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっており、その内容は以下のとおりであります。

(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額

	取得価額 相当額	減価償却 累計額 相当額	期末残高 相当額
器具備品	千円 6,888	千円 3,214	千円 3,673

(注) 取得価額相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(2) 未経過リース料期末残高相当額

1年内 1,377千円

1年超 2,296千円

合計	3,673千円
----	---------

(注) 未経過リース料期末残高相当額は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法により算定しております。

(3) 支払リース料及び減価償却費相当額 支払リース料 1,377千円 減価償却相当額 1,377千円 (4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額 を零とする定額法によっております。	(3) 支払リース料及び減価償却費相当額 支払リース料 1,377千円 減価償却相当額 1,377千円 (4) 減価償却費相当額の算定方法 同左
---	--

[次へ](#)

（金融商品関係）

第25期（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

（追加情報）

当事業年度より、「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 平成20年3月10日）及び「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第19号 平成20年3月10日）を適用しております。

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社では、投資一任契約及び投資信託委託業務に係る投資運用業、投資顧問業、他の事業者の投資顧問契約及び投資一任契約の締結の代理又は媒介、自社の設定した投資信託受益権の募集、私募等にかかる第二種金融商品取引業、関係会社の行う投資助言業・投資運用業等の委託代行業務、有価証券に関連する情報の提供又は助言などを行っております。

これらの事業運営上で必要な資金は主に自己資金によって行っており、資金運用につきましては、短期的な預金によるものであります。

デリバティブ取引につきましては、行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当社が保有する投資有価証券は、事業推進目的で保有しております。これらはそれぞれ金利の変動リスク及び市場価格の変動リスクに晒されております。

未収委託者報酬、未収収益の回収までの期間はおおむね短期であり、これらのリスクは非常に低いものであります。長期差入保証金は、オフィスなどの賃貸借契約に基づく敷金であり、貸主の信用リスクに晒されております。

未払金、未払費用は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。これらは、支払期日にその支払を実行できなくなる流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

当社は、事業活動において存在するリスクを適格に把握し、リスク管理を適切に実行すべく、リスク管理基本規定を設けております。有価証券を含む投資商品の売買については、シードマネーガイドライン及びリスク管理基本規定に基づき決定され、担当部署において管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては、一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成22年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金・預金	1,391,318	1,391,318	-
(2) 未収委託者報酬	694,263	694,263	-
(3) 未収収益	66,270	66,270	-

(4) 投資有価証券	11,041	11,041	-
(5) 長期差入保証金	181,948	122,223	59,724
資産計	2,344,841	2,285,117	59,724
(1) 未払金	426,947	426,947	-
(2) 未払費用	272,678	272,678	-
負債計	699,626	699,626	-

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金・預金

これらの時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 未収委託者報酬、及び(3)未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

これらの時価について、投資信託は基準価額によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項（有価証券関係）をご参照下さい。

(5) 長期差入保証金

長期差入保証金の時価は、合理的に見積もった返還までの残存期間及び信用リスクを加味した利率で割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 未払金、及び(2)未払費用

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内（単位：千円）	1年超（単位：千円）
現金・預金	1,391,318	-
未収委託者報酬	694,263	-
未収収益	66,270	-
合計	2,151,852	-

（有価証券関係）

第24期

1. その他有価証券で時価のあるもの（平成21年3月31日）

	種類	取得原価 (千円)	貸借対照表 計上額 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	23,300	19,036	4,263
合 計		23,300	19,036	4,263

（注）有価証券は期末時の市場価格に基づく時価法により計上しており、満期はありません。

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
198,047	1,287	9,440

第25期

1. その他有価証券（平成22年3月31日）

	種類	貸借対照表 計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	その他	8,725	7,100	1,625
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	その他	2,315	3,100	784
合 計		11,041	10,200	841

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

売却額（千円）	売却益の合計額（千円）	売却損の合計額（千円）
29,911	10	1,485

（デリバティブ取引関係）

第24期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

第25期（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

当社は、デリバティブ取引を行っておりませんので、該当事項はありません。

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は平成3年11月より確定給付型の制度として税制適格年金を採用しておりましたが、平成18年1月に規約型企業年金に移行し、一部について確定拠出年金制度へ移行しました。

2. 退職給付債務及びその内訳

	第24期 (平成21年3月31日)	第25期 (平成22年3月31日)
(1) 退職給付債務(千円)	88,423	122,543
(2) 年金資産(千円)	46,732	84,895
(3) 未積立退職給付債務(1)+(2)(千円)	41,690	37,647
(4) 会計基準変更時差異の未処理額(千円)	2,955	2,462
(5) 貸借対照表計上額純額(3)+(4)(千円)	38,734	35,184
(6) 前払年金費用(千円)	-	-
(7) 退職給付引当金(5)+(6)(千円)	38,734	35,184

3. 退職給付費用の内訳

	第24期 (自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)	第25期 (自平成21年4月1日 至平成22年3月31日)
退職給付費用	75,106	70,457
(1) 勤務費用(千円)(注)	62,024	69,965
(2) 会計基準変更時差異の費用処理額(千円)	492	492
(3) 臨時に支払った割増退職金(千円)	12,590	0

(注) 確定拠出年金への掛金支払額を含んでおります。

4. 退職給付債務の計算基礎

退職給付の重要性が乏しいことから、退職給付に係る会計基準（「退職給付に係る会計基準の設定に関する意見書」（企業会計審議会 平成10年6月16日））に定める簡便法による退職給付債務を用いて退職給付引当金及び退職給付費用を計上しているため、該当ありません。

（税効果会計関係）

第24期 （平成21年3月31日）	第25期 （平成22年3月31日）																												
1. 繰延税金資産発生的主要原因別内訳 <table> <tr> <td>繰延税金資産</td><td>（千円）</td></tr> <tr> <td>前受収益</td><td>1,010,267</td></tr> <tr> <td>繰越欠損金</td><td>173,408</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>64,458</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td><td>1,248,135</td></tr> <tr> <td>評価性引当額</td><td>289,373</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td>958,761</td></tr> </table> 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 税引前当期純損失のため、記載を省略しております。	繰延税金資産	（千円）	前受収益	1,010,267	繰越欠損金	173,408	その他	64,458	繰延税金資産小計	1,248,135	評価性引当額	289,373	繰延税金資産合計	958,761	1. 繰延税金資産発生的主要原因別内訳 <table> <tr> <td>繰延税金資産</td><td>（千円）</td></tr> <tr> <td>前受収益</td><td>808,376</td></tr> <tr> <td>繰越欠損金</td><td>440,631</td></tr> <tr> <td>その他</td><td>57,402</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産小計</td><td>1,306,410</td></tr> <tr> <td>評価性引当額</td><td>750,447</td></tr> <tr> <td>繰延税金資産合計</td><td>555,962</td></tr> </table> 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳 税引前当期純損失のため、記載を省略しております。	繰延税金資産	（千円）	前受収益	808,376	繰越欠損金	440,631	その他	57,402	繰延税金資産小計	1,306,410	評価性引当額	750,447	繰延税金資産合計	555,962
繰延税金資産	（千円）																												
前受収益	1,010,267																												
繰越欠損金	173,408																												
その他	64,458																												
繰延税金資産小計	1,248,135																												
評価性引当額	289,373																												
繰延税金資産合計	958,761																												
繰延税金資産	（千円）																												
前受収益	808,376																												
繰越欠損金	440,631																												
その他	57,402																												
繰延税金資産小計	1,306,410																												
評価性引当額	750,447																												
繰延税金資産合計	555,962																												

（関連当事者情報）

第24期（自平成20年4月1日 至平成21年3月31日）

（追加情報）

当事業年度より、「関連当事者の開示に関する会計基準」（企業会計基準第11号 平成18年10月17日）及び「関連当事者の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第13号 平成18年10月17日）を適用しております。

なお、これによる開示対象範囲の変更はありません。

1. 関連当事者との取引

（1）財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (千ユーロ)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社	クレディ・アグリコル セツマネジメント・エー	フランス、パリ市	546,162	投資顧問業	被所有 直接100%	投資信託、投資顧問契約の再委任等 役員の兼任	情報提供、コンサルティング料(その他営業収益)の受取	249,637	未収収益	41,950

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 情報提供、コンサルティング料の受取については、両社間の契約書に添付された計算方法により決定しております。

（2）財務諸表提出会社の子会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (千円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
子会社	イースト・アジア・エスアイティエス株式会社	東京都千代田区	10,000	情報機器の保守管理業	所有 直接100%	コンピュータシステム等の運用・保守業務の委託等 役員の兼任	固定資産の譲受	118,233	-	-
							保証金の承継	34,477		
							資金の返済	210,000		
							通信費の支払	120,678		
							利息の受取	1,671		

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

1. イースト・アジア・エスアイティエス株式会社の解散に伴い固定資産の譲受、保証金の承継及び資金の返済を受けております。固定資産の譲受及び保証金の承継については、イースト

- ・アジア・エスアイティエス株式会社の算定した対価に基づき、交渉の上決定しております。
2. 通信費については、両者間の契約書に添付された計算方法により決定しております。

(3) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (千ユーロ)	事業の内容	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
親会社の子会社	クレディ・アグリコル・ストラクチャード・アセット・マネジメント・エス・エー	フランス、パリ市	78,077	投資顧問業	-	投資助言契約の再委任等	委託調査費等の支払	844,452	前払費用	640,301
									未払金	537

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

(1) 親会社情報

- クレディ・アグリコル エス・エー（ユーロネクスト パリに上場）
- クレディ・アグリコル アセットマネジメント・グループ・エス・エー（非上場）
- クレディ・アグリコル アセットマネジメント・エス・エー（非上場）

(2) 重要な関連会社の要約財務情報

重要な関連会社はありません。

第25期（自平成21年4月1日 至平成22年3月31日）

1. 関連当事者との取引

（1）財務諸表提出会社の親会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金（千ユーロ）	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社	アムンディ・エス・エー	フランス、パリ市	546,162	投資顧問業	被所有 直接100%	投資信託、投資顧問契約の再委任等 役員の兼任	投資顧問料の受取	51,464	未収収益	19,874

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 情報提供、コンサルティング料の受取については、両社間の契約書に添付された計算方法により決定しております。
2. クレディ・アグリコル・アセットマネジメント エス・エーは、平成22年1月1日に、アムンディ エス・エーに社名変更となりました。

（2）財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社

種類	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金（千ユーロ）	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
親会社の子会社	アムンディ・インベストメント・ソリューションズ	フランス、パリ市	78,077	投資顧問業	-	投資助言契約の再委任等	委託調査費等の支払	675,794	前払費用	506,300
									未払金	1,115
親会社の子会社	セジェスパアイティサービス	フランス、パリ市	4,064	ITエンジニア業	-	ITサービスの提供	通信費の支払	80,042	未払費用	36,779

（注）取引条件及び取引条件の決定方針等

1. 委託調査費等の支払については、ファンドの運用資産の割合に応じた一定の比率により決定しております。
2. クレディ・アグリコル・ストラクチャード・アセット・マネジメント・エス・エーは、平成22年1月1日に、アムンディ・インベストメント・ソリューションズに社名変更となりました。
3. 通信費については、両者間の契約書に添付された計算方法により決定しております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記

（1）親会社情報

クレディ・アグリコル エス・エー（ユーロネクスト パリに上場）

アムンディ・グループ・エス・エー（非上場）

アムンディ・エス・エー（非上場）

（注）

1. クレディ・アグリコル アセットマネジメント・グループ・エス・エーは、平成22年1月1日に、アムンディ・グループ・エス・エーに社名変更となりました。
2. クレディ・アグリコル アセットマネジメント エス・エーは、平成22年1月1日に、アムンディ・エス・エーに社名変更となりました。

（2）重要な関連会社の要約財務情報

重要な関連会社はありません。

（1株当たり情報）

第24期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)		第25期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)	
1株当たり純資産額	14,656円80銭	1株当たり純資産額	17,280円42銭
1株当たり当期純損失	34,456円47銭	1株当たり当期純損失	15,588円78銭
1株当たり当期純損失の算定の基礎		1株当たり当期純損失の算定の基礎	
損益計算書上の当期純損失	799,390千円	損益計算書上の当期純損失	596,551千円
普通株式に係る当期純損失	799,390千円	普通株式に係る当期純損失	596,551千円
差額	-	差額	-
期中平均株式数		期中平均株式数	
普通株式	23,200株	普通株式	38,268株
なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式の発行が無いため、記載しておりません。		なお、潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式の発行が無いため、記載しておりません。	

（重要な後発事象）

第24期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)	第25期 (自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日)
（重要な新株の発行及び資本金の減少）	（重要な株式交換）

当社は、平成21年4月16日開催の取締役会において、株主割当による新株発行を決議しました。

(1)募集等の方法

株主割当による新株の募集。

(2)発行する株式の種類及び数

普通株20千株

(3)発行価格

1株につき50千円

(4)発行価額

1,000,000千円

(5)発行価額のうち資本金へ組入れる額

500,000千円

(6)発行価額のうち資本準備金へ組入れる額

500,000千円

(7)申込期日

平成21年4月30日

(8)払込期日

平成21年6月30日

(9)資金の用途

財務状態の強化。

当社は、SGAM ノースパシフィック株式会社（以下「NP」という）と平成22年4月30日に株式交換契約を締結し、平成22年5月20日開催の取締役会及び同日開催の臨時株主総会において同契約の締結の承認を得ております。

(1)目的

日本におけるアムンディグループの子会社の再編のため、NPを当社の完全親会社とし、当社をNPの完全子会社とする株式交換を行う予定です。

(2)株式交換の方法及び内容

本株式交換に際し、NPIは、新株発行として普通株式7,000株を発行し、当社の株主に対し、当社の発行済み普通株式総数43,200株につきNPの普通株式7,000株を割当交付する予定です。

(3)株式交換の効力発生日

平成22年7月1日

（重要な合併）

当社は、SGAM ノースパシフィック株式会社との間の株式交換契約の成立を停止条件として、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社と平成22年4月30日に合併契約を締結し、平成22年5月

ただし、当社は、同日開催の取締役会において、資本金の減少を決議しました。先の新株発行により資本金に組入れられた500,000千円についても、平成21年6月30日付けで資本準備金への組入れを行いますので、平成21年6月30日以降の資本金の金額は、増資以前の300,000千円と変更はありません。

- (1) 資本金の減少の目的
資本金の金額を維持するため。
- (2) 資本金の減少の方法
発行済株式総数の変更を行わず、資本金の額のみを減少する。
- (3) 減少する資本金の額
500,000千円
- (4) 減資の日程
取締役会決議日
平成21年4月16日
債権者異議申述公告日
平成21年4月24日
債権者異議申述最終期日
平成21年5月24日
効力発生日
平成21年6月30日

20日開催の取締役会及び同日開催の臨時株主総会において同契約の締結の承認を得ております。

- (1) 合併する相手会社の名称
ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社（以下「SGAM」という）
- (2) 合併する相手会社の主な事業内容
投資顧問に関する業務
証券投資信託の委託会社としての業務
その他上記の業務に付帯する業務
- (3) 合併する相手会社の規模
平成22年3月31日現在
営業収益： 5,022,343千円
当期純利益： 184,379千円
総資産額： 8,185,607千円
総負債額： 1,873,149千円
純資産額： 6,312,459千円
- (4) 合併の効力発生日
平成22年7月1日
- (5) 合併の方法
SGAMを存続会社とし、当社を消滅会社とする吸収合併
- (6) 合併後の会社の名称
アムンディ・ジャパン株式会社
- (7) 財産の引継ぎ
当社は、平成22年3月31日現在の貸借対照表その他同日現在の計算書を基礎とし、これに合併の効力発生日前日までの増減を加除した一切の資産、負債及び権利義務を合併の効力発生日においてSGAMに引継ぐ予定です。
- (8) 目的
平成21年12月31日にクレディ・アグリコルS.A. とソシエテジェネラルの資産運用部門の統合により新会社アムンディグループが発足しました。日本のグループ会社である当社とSGAMは、お客様のニーズに合った優位性のある運用商品及びソリューションと良質のサービスを提供していくため合併することにしました。
- (9) 実施する会計処理の概要
本合併は、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として会計処理を行う予定です。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月25日

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 男澤 顕
業務執行社員

指定社員 公認会計士 松木 克史
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているクレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第24期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成22年 6月24日

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 男 澤 顕 印
業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているクレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第25期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

1. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、SGAM ノースパシフィック株式会社と平成22年4月30日に株式交換契約を締結し、平成22年5月20日開催の取締役会及び同日開催の臨時株主総会において同契約の締結が承認された。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、会社は、SGAM ノースパシフィック株式会社との間の株式交換契約の成立を停止条件として、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社と平成22年4月30日に合併契約を締結し、平成22年5月20日開催の取締役会及び同日開催の臨時株主総会において同契約の締結が承認された。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

(1) 中間貸借対照表

(単位：千円)

		当中間会計期間末 (平成22年9月30日)
資産の部		
流動資産		
現金・預金		4,037,996
有価証券		1,303,084
前払費用		546,532
未収委託者報酬		1,531,717
未収運用受託報酬		959,411
未収投資助言報酬		26,986
未収収益		20,139
繰延税金資産		180,913
差入保証金		254,475
その他		53,183
流動資産合計		8,914,437
固定資産		
有形固定資産	*1	349,186
無形固定資産		20,917
投資その他の資産		
投資有価証券		319,845
関係会社株式		162,693
長期差入保証金		226,156
その他		8,774
貸倒引当金		8,000
投資その他の資産合計		709,469
固定資産合計		1,079,572
資産合計		9,994,008

（単位：千円）

	当中間会計期間末 (平成22年9月30日)
負債の部	
流動負債	
リース債務	6,831
預り金	168,204
未払償還金	14,285
未払手数料	617,018
その他未払金	381,893
未払費用	323,373
未払法人税等	10,659
前受収益	1,695,924
賞与引当金	430,103
役員賞与引当金	26,648
統合関連費用引当金	138,000
資産除去債務	60,000
その他	20,382
流動負債合計	3,893,319
固定負債	
リース債務	2,102
退職給付引当金	26,495
資産除去債務	57,901
固定負債合計	86,498
負債合計	3,979,817
純資産の部	
株主資本	
資本金	1,200,000
資本剰余金	
資本準備金	1,076,268
その他資本剰余金	1,342,567
資本剰余金合計	2,418,835
利益剰余金	
利益準備金	110,093
その他利益剰余金	
別途積立金	1,600,000
繰越利益剰余金	687,701
利益剰余金合計	2,397,794
株主資本合計	6,016,629
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	2,438
評価・換算差額等合計	2,438

純資産合計	6,014,191
負債・純資産合計	9,994,008

（２）中間損益計算書

（単位：千円）

当中間会計期間 （自 平成22年4月 1日 至 平成22年9月30日）	
営業収益	
委託者報酬	3,147,936
運用受託報酬	1,019,834
投資助言報酬	35,212
その他営業収益	76,311
営業収益合計	4,279,293
営業費用	2,321,630
一般管理費	*1 2,050,656
営業損失（ ）	92,992
営業外収益	*2 14,639
営業外費用	*3 33,701
経常損失（ ）	112,054
特別損失	4,956
税引前中間純損失（ ）	117,010
法人税、住民税及び事業税	1,253
法人税、住民税及び事業税還付税額	391
法人税等調整額	16,027
法人税等合計	16,889
中間純損失（ ）	133,899

（３）中間株主資本等変動計算書

（単位：千円）

当中間会計期間 （自 平成22年4月 1日 至 平成22年9月30日）	
株主資本	
資本金	
前期末残高	1,200,000
当中間期変動額	

当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	1,200,000
資本剰余金	
資本準備金	
前期末残高	1,076,268
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	1,076,268
その他資本剰余金	
前期末残高	-
当中間期変動額	
合併による増加	1,342,567
当中間期変動額合計	1,342,567
当中間期末残高	1,342,567
資本剰余金合計	
前期末残高	1,076,268
当中間期変動額	
合併による増加	1,342,567
当中間期変動額合計	1,342,567
当中間期末残高	2,418,835
利益剰余金	
利益準備金	
前期末残高	110,093
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	110,093
その他利益剰余金	
別途積立金	
前期末残高	1,600,000
当中間期変動額	
当中間期変動額合計	-
当中間期末残高	1,600,000
繰越利益剰余金	
前期末残高	2,327,410
当中間期変動額	
合併による増加	1,025,810
剰余金の配当	480,000
中間純損失（ ）	133,899
当中間期変動額合計	1,639,709
当中間期末残高	687,701
利益剰余金合計	
前期末残高	4,037,503

当中間期変動額	
合併による増加	1,025,810
剰余金の配当	480,000
中間純損失（ ）	133,899
当中間期変動額合計	1,639,709
当中間期末残高	2,397,794
株主資本合計	
前期末残高	6,313,771
当中間期変動額	
合併による増加	316,757
剰余金の配当	480,000
中間純損失（ ）	133,899
当中間期変動額合計	297,143
当中間期末残高	6,016,629
評価・換算差額等	
その他有価証券評価差額金	
前期末残高	1,313
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額 （純額）	1,125
当中間期変動額合計	1,125
当中間期末残高	2,438
評価・換算差額等合計	
前期末残高	1,313
当中間期変動額	
株主資本以外の項目の当中間期変動額 （純額）	1,125
当中間期変動額合計	1,125
当中間期末残高	2,438
純資産合計	
前期末残高	6,312,459
当中間期変動額	
合併による増加	316,757
剰余金の配当	480,000
中間純損失（ ）	133,899
株主資本以外の項目の当中間期変動額（純 額）	1,125
当中間期変動額合計	298,267
当中間期末残高	6,014,191

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

項 目	当中間会計期間 (自 平成22年4月 1日 至 平成22年9月30日)
1. 資産の評価基準及び評価方法	有価証券 子会社株式 移動平均法による原価法を採用しております。 その他有価証券 時価のあるもの 当中間会計期間末の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)によっております。 時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。 2. 固定資産の減価償却の方法 (1) 有形固定資産 定額法を採用しております。 なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。 建物 10年～24年 器具備品 4年～20年 (2) 無形固定資産 定額法を採用しております。 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。 (3) リース資産 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。 (2) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務（直近の年金財政計算上の責任準備金をもって退職給付債務とする簡便法）及び年金資産の見込額に基づき計上しております。 なお、会計基準変更時差異（7,388千円）については、15年による均等額を費用処理しております。 (追加情報) 当社は平成22年7月1日における旧クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社との合併に伴い、旧クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社における退職給付制度を継承し、上記の会計処理を採用しております。 (3) 賞与引当金 従業員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当中間会計期間に帰属する額を計上しております。 (4) 役員賞与引当金 役員に対する賞与の支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当中間会計期間に帰属する額を計上しております。 (5) 統合関連費用引当金 クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社との合併及び事務所移転等に備えるため、将来発生すると認められる統合関連費用を合理的に見積もり計上しております。
4. その他の中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。 また、仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺のうえ、流動負債の「その他」に含めて表示しております。 (2) 連結納税制度の採用 連結納税制度を採用しております。

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項の変更

項 目	当中間会計期間 (自 平成22年4月 1日 至 平成22年9月30日)
1. 企業結合に関する会計基準等	企業結合に関する会計基準等の適用 当中間会計期間より、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）、「研究開発費等に係る会計基準」の一部改正（企業会計基準第23号 平成20年12月26日）、「事業分離等に関する会計基準」（企業会計基準第7号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）を適用しております。
2. 資産除去債務に関する会計基準等	資産除去債務に関する会計基準等の適用 当中間会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号平成20年3月31日）を適用しております。これにより、当中間会計期間の営業損失、経常損失及び税引前中間純損失は、それぞれ1,140千円増加しております。

表示方法の変更

項 目	当中間会計期間 (自 平成22年4月 1日 至 平成22年9月30日)
中間損益計算書	(1) 「営業収益」について、その重要性に鑑み、当中間会計期間から、内訳項目を区分掲記しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

当中間会計期間末 (平成22年9月30日現在)	
*1 有形固定資産の減価償却累計額	148,766 千円

(中間損益計算書関係)

当中間会計期間 (自 平成22年4月 1日 至 平成22年9月30日)

*1 減価償却実施額	
有形固定資産	19,002 千円
無形固定資産	2,330 千円
*2 営業外収益のうち主要なもの	
受取利息	4,445 千円
*3 営業外費用のうち主要なもの	
為替差損	26,628 千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自 平成22年4月 1日 至 平成22年9月30日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	前事業年度末 (千株)	増加 (千株)	減少 (千株)	当中間会計期間末 (千株)
普通株式	2,400	-	-	2,400

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

配当金支払額

(決議)	株式の 種類	配当金の 総額(千円)	一株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
平成22年6月30日 定時株主総会	普通 株式	480,000	200	平成22年3月31日	平成22年7月1日

（リース取引関係）

当中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)

ファイナンス・リース取引

所有権移転外ファイナンス・リース取引

(1) リース資産の内容

有形固定資産

器具備品

(2) リース資産の減価償却方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(金融商品に関する注記)

当中間会計期間

(自 平成22年4月 1日

至 平成22年9月30日)

金融商品の時価等に関する事項

平成22年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（（注2）参照）。

(単位：千円)

	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 現金・預金	4,037,996	4,037,996	-
(2) 未収委託者報酬	1,531,717	1,531,717	-
(3) 未収運用受託報酬	959,411	959,411	-
(4) 有価証券及び投資有価証券	1,622,930	1,622,930	-
資産計	8,152,054	8,152,054	-
(1) 未払手数料	617,018	617,018	-
負債計	617,018	617,018	-

（注1）金融商品の時価の算定方法並びに有価証券に関する事項

資産

(1) 現金・預金、(2) 未収委託者報酬、及び(3) 未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額とほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、国債及び投資信託受益証券は、証券会社等からの時価情報によっております。また、保有目的ごとの有価証券に関する事項については、注記事項（有価証券関係）をご参照下さい。

負債

(1) 未払手数料

短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

下記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

区 分	中間貸借対照表計上額（千円）
関 係 会 社 株 式	162,693

（有価証券関係）

当中間会計期 (自 平成22年4月 1日 至 平成22年9月30日)																																																
1. 子会社株式 子会社株式（中間貸借対照表計上額162,693千円）は市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。 2. その他有価証券 <table> <tr> <th></th><th>種類</th><th>取得原価 (千円)</th><th>中間貸借対照表 計上額 (千円)</th><th>差額 (千円)</th></tr> <tr> <td rowspan="4">中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの</td><td>(1) 株式</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr> <td>(2) 債券</td><td>305,685</td><td>306,540</td><td>855</td></tr> <tr> <td>(3) その他(注)</td><td>4,800</td><td>6,422</td><td>1,622</td></tr> <tr> <td>小計</td><td>310,485</td><td>312,962</td><td>2,477</td></tr> <tr> <td rowspan="4">中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの</td><td>(1) 株式</td><td>-</td><td>-</td><td>-</td></tr> <tr> <td>(2) 債券</td><td>306,150</td><td>301,980</td><td>4,170</td></tr> <tr> <td>(3) その他(注)</td><td>1,010,404</td><td>1,007,988</td><td>2,417</td></tr> <tr> <td>小計</td><td>1,316,554</td><td>1,309,968</td><td>6,587</td></tr> <tr> <td colspan="2">合計</td><td>1,627,039</td><td>1,622,930</td><td>4,110</td></tr> </table> (注)投資信託受益証券であります。						種類	取得原価 (千円)	中間貸借対照表 計上額 (千円)	差額 (千円)	中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-	(2) 債券	305,685	306,540	855	(3) その他(注)	4,800	6,422	1,622	小計	310,485	312,962	2,477	中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-	(2) 債券	306,150	301,980	4,170	(3) その他(注)	1,010,404	1,007,988	2,417	小計	1,316,554	1,309,968	6,587	合計		1,627,039	1,622,930	4,110
	種類	取得原価 (千円)	中間貸借対照表 計上額 (千円)	差額 (千円)																																												
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	(1) 株式	-	-	-																																												
	(2) 債券	305,685	306,540	855																																												
	(3) その他(注)	4,800	6,422	1,622																																												
	小計	310,485	312,962	2,477																																												
中間貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	(1) 株式	-	-	-																																												
	(2) 債券	306,150	301,980	4,170																																												
	(3) その他(注)	1,010,404	1,007,988	2,417																																												
	小計	1,316,554	1,309,968	6,587																																												
合計		1,627,039	1,622,930	4,110																																												

（デリバティブ取引関係）

当中間会計期間末 (平成22年9月30日現在)
当中間会計期間末の残高はありません。

（企業結合等関係）

当中間会計期間
（自 平成22年4月 1日
至 平成22年9月30日）

（共通支配下の取引等関係）

1. 対象となった企業の名称及びその事業の内容、企業結合日、企業結合の法的形式、結合後企業の名称及び取引の目的

（1）対象となった企業の名称

クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社

（2）事業内容

投資顧問に関する業務

証券投資信託の委託会社としての業務

その他上記の業務に付帯する業務

（3）企業結合日

平成22年7月1日

（4）企業結合の法的形式

吸収合併

（5）結合後企業の名称

アムンディ・ジャパン株式会社

（6）その他取引の概要に関する事項

平成21年12月31日にクレディ・アグリコル S.A. とソシエテジェネラルの資産運用部門の統合により新会社アムンディグループが発足しました。日本のグループ会社である当社とクレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社は、お客様のニーズに合った優位性のある運用商品及びソリューションと良質のサービスを提供していくため合併することにしました。

当社は、平成22年5月20日開催の臨時株主総会で承認を得、平成22年7月1日を効力発生日として、当社を吸収合併存続会社、クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社を消滅会社とする吸収合併が行われました。本吸収合併は、無対価とし合併に際し株式を発行しませんでした。また、クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社の資産、負債及び権利義務を当社に承継させました。

なお本吸収合併の効力発生日において当社及び旧クレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社の株主はアムンディ・ジャパン ホールディング株式会社のみとなっており、本吸収合併に際して、当社はアムンディ・ジャパン ホールディング株式会社に対し株式その他の金銭等の対価を交付しておりません。

2. 実施した会計処理の概要

本取引は、「企業結合に関する会計基準」（企業会計基準第21号 平成20年12月26日）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号 平成20年12月26日）に基づき、共通支配下の取引として処理しております。

（資産除去債務関係）

当中間会計期間末 （平成22年9月30日現在）		
資産除去債務のうち中間貸借対照表に計上しているもの 当中間会計期間における当該資産除去債務の総額の増減		
期首残高（注1）	120,000	千円
有形固定資産の取得に伴う増加額（注2）	57,617	千円
時の経過による調整額	284	千円
資産除去債務の履行による減少額	60,000	千円
その他増減額（は減少）	-	千円
当中間期末残高	117,901	千円

（注1）当中間会計期間より、「資産除去債務に関する会計基準」（企業会計基準第18号 平成20年3月31日）及び「資産除去債務に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第21号 平成20年3月31日）を適用しているため、前事業年度の末日における残高に代えて、当中間会計期間の期首における残高を記載しております。

（注2）合併による有形固定資産の取得も含みます。

（セグメント情報等）

[セグメント情報]

当社は「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社であり証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行っております。また「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っております。当社は、投資運用業及び投資助言・代理業にこれらの附帯業務を集約した単一セグメントを報告セグメントとしております。

従いまして、開示対象となるセグメントはありませんので、記載を省略しております。

[関連情報]

当中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日）

1. 製品およびサービスごとの情報

（単位：千円）

	投資運用業	投資助言・代理業	その他	合計
外部顧客への営業収益	4,167,770	35,212	76,311	4,279,293

2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称	営業収益	関連するセグメント名
アムンディ・チャインドネシア株投信	443,349	なし

[報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報]

当中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日 ）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報]

当中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日 ）

該当事項はありません。

[報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報]

当中間会計期間（自 平成22年4月1日 至 平成22年9月30日 ）

該当事項はありません。

(追加情報)

当中間会計期間より、「セグメント情報等の開示に関する会計基準」（企業会計基準第17号 平成21年3月27日）及び「セグメント情報等の開示に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第20号 平成20年3月21日）を適用しております。

(1株当たり情報)

当中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)	
1株当たり純資産額	2,505円91銭
1株当たり中間純損失	55円79銭
(1) 潜在株式調整後1株当たり当期中間純利益金額については、1株当たり当期中間純損失であり、また、潜在株式が存在しないため記載しておりません。	
(2) 1株当たり中間純損失金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。	
中間純損失	133,899千円
普通株主に帰属しない金額	-
普通株式に係る中間純損失	133,899千円
期中平均株式数	2,400千株

(重要な後発事象)

当中間会計期間 (自 平成22年 4月 1日 至 平成22年 9月30日)
該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役、監査役、その他役員に類する役職にある者または使用人との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます)。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます)。
- (3) 通常取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4) (5)において同じ）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3) (4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

- (1) 定款の変更、事業譲渡または事業譲受、出資の状況その他の重要事項
該当事項はありません。
- (2) 訴訟事件その他の重要事項
本書提出前1年以内において、訴訟事件その他委託会社等に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名 称	資本金の額 (平成22年9月末日現在)	事 業 の 内 容
株式会社 りそな銀行	279,928百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 (平成22年9月末日現在)	事 業 の 内 容
株式会社 りそな銀行	279,928百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を営んでいます。
株式会社 近畿大阪銀行	38,971百万円	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。
株式会社 あおぞら銀行	419,781百万円	
株式会社 埼玉りそな銀行	70,000百万円	

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理・計算、外国証券を保管・管理する外国の保管銀行への指図・連絡等を行います。受託会社は、ファンドにかかる信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

< 再信託受託会社の概要 >

- ・ 名称 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社
- ・ 資本金の額 51,000百万円（平成22年9月末日現在）
- ・ 事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
- ・ 再信託の目的： 原信託契約にかかる信託業務の一部（信託財産の管理）を原信託受託会社から再信託受託会社（日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社）へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

該当事項はありません。

第3【参考情報】

当特定期間において、各ファンドに係る金融商品取引法第25条第1項に掲げる書類は、以下の通り提出されております。

書類名	提出年月日
臨時報告書	平成23年2月16日
	平成23年3月17日

独立監査人の監査報告書

平成23年 6 月 1 日

アムンディ・ジャパン株式会社

取締役会 御 中

あらた監査法人

指定社員

業務執行社員

公認会計士 男澤 顕 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（ユーロコース）の平成23年1月31日から平成23年4月8日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（ユーロコース）の平成23年4月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注1） 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（注2） 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成23年 6 月 1 日

アムンディ・ジャパン株式会社

取締役会 御 中

あらた監査法人

指定社員

業務執行社員

公認会計士 男澤 顕 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（ブラジルリアルコース）の平成23年1月31日から平成23年4月8日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（ブラジルリアルコース）の平成23年4月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注1） 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（注2） 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成23年 6 月 1 日

アムンディ・ジャパン株式会社

取締役会 御 中

あらた監査法人

指定社員

業務執行社員

公認会計士 男澤 顕 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（資源国通貨コース）の平成23年1月31日から平成23年4月8日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（資源国通貨コース）の平成23年4月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注1） 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（注2） 財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成23年 6 月 1 日

アムンディ・ジャパン株式会社
取締役会 御 中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員
公認会計士 男澤 顕 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているアムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（円コース）の平成23年1月31日から平成23年 4 月 8 日までの特定期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アムンディ・欧州ハイ・イールド債券ファンド（円コース）の平成23年4月8日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する特定期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

アムンディ・ジャパン株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注1） 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

（注2） 財務諸表の範囲にはX B R L データ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成22年12月21日

アムンディ・ジャパン株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員

業務執行社員

公認会計士 男澤 顕 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアムンディ・ジャパン株式会社の平成22年4月1日から平成23年3月31日までの第30期事業年度の中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、アムンディ・ジャパン株式会社の平成22年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間（平成22年4月1日から平成22年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成21年6月16日

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

取締役会

御中

監査法人 トーマツ

指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	後 藤 順 子	印
指 定 社 員 業務執行社員	公認会計士	鈴 木 吉 彦	印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第28期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成22年6月14日

ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社

取締役会

御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 鈴木吉彦 印

指定有限責任社員

業務執行社員

公認会計士 山田信之 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第29期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ソシエテジェネラルアセットマネジメント株式会社の平成22年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認め

る。

追記情報

重要な後発事象に記載されているとおり、当社はクレディ・アグリコル アセットマネジメント株式会社と平成22年4月30日に合併契約書を締結した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注）上記は、当社が独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)